

# 大分県工事監督基準

大分県工事監督基準表  
工事施工チェックマニュアル  
指示・承諾・協議一覧表

令和7年4月

大分県土木建築部  
大分県農林水産部

# 目 次

大分県工事監督基準	- 1
-----------	-----

## 大分県工事監督基準表

留意事項	- 4
大分県工事監督基準表	- 5
指示・承諾・協議書（振興局用）	-14
指示・承諾・協議書（土木事務所用）	-15
工事監督報告書（振興局用）	-16
工事監督報告書（土木事務所用）	-17

## 工事施工チェックマニュアル

工事施工チェックマニュアル	-18
---------------	-----

## 指示・承諾・協議一覽

留意事項	-30
第1編 共通編	-31
第2編 材料編	-38
第3編 土木工事共通編	-39
第4編 港湾編	-48
第6編 河川編	-53
第7編 河川海岸編	-57
第8編 砂防編	-59
第9編 ダム編	-61
第10編 道路編	-64
第11編 農業農村整備編	-75
第12編 森林土木編	-85
第13編 漁港漁場編	-87
区画線設置工事	-93
植栽工事	-93

# 大分県工事監督基準

## 1. 目的

この基準は地方自治法及び大分県公共工事契約約款等に基づき、土木請負工事の監督基準を示し監督業務の的確な執行を図り、もって契約の適正な履行を確保することを目的とする。

## 2. 監督の方法

監督の方法は以下の（１）～（８）によるものとする。

監督に際しての確認事項、確認方法及び確認時期は「大分県工事監督基準表」を基本とし、工事内容に応じて適宜追加する。

併せて、「工事施工チェックマニュアル」及び「指示・承諾・協議一覧表」を参照し、監督事項に遺漏のないように努める。

- （１）指 示 … 契約図書の定めに基づき、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。  
(土木工事共通仕様書 第1編 1-1-2 共通-2頁)
- （２）承 諾 … 契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員または受注者が書面により同意することをいう。  
(土木工事共通仕様書 第1編 1-1-2 共通-2頁)
- （３）協 議 … 書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。  
(土木工事共通仕様書 第1編 1-1-2 共通-2頁)
- （４）把 握 … 受注者が提示した資料により施工状況、使用材料、提示資料の内容について、監督員が契約図書との適合を自ら認識しておくことをいう。
- （５）受 理 … 契約図書に基づき受注者の責任において監督員に提出された書面（報告、提出、通知等）を監督員が受け取り、内容を把握することをいう。
- （６）確 認 … 契約図書に示された事項について、監督員、検査員または受注者が臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。  
(土木工事共通仕様書 第1編 1-1-2 共通-3頁)
- （７）立 会 … 契約図書に示された項目について、監督員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。  
(土木工事共通仕様書 第1編 1-1-2 共通-4頁)
- （８）段階確認 … 設計図書に示された段階において、監督員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。  
(土木工事共通仕様書 第3編 1-1-1 土共-3,4頁)

<大分県工事監督基準表>

上記の監督方法のうち 確認、立会、段階確認について具体的に監督のポイントを示した。

<工事施工チェックマニュアル>

主に現地確認を行う場合の検測の要領を示した。

<指示・承諾・協議一覧表>

主に指示、承諾、協議として書類審査によるものについて、土木工事共通仕様書から指示、承諾、協議、確認、受理（提出、報告、通知、連絡）、把握（提示）が必要とされたものを書き出した。

### 3. 監督員の業務

- (1) 監督員は大分県公共工事契約約款を遵守し、現場代理人及び主任技術者（監理技術者）との連携を図り、契約の適正な履行の確保に努めなければならない。
- (2) 監督員は、受注者に対する指示、承諾又は協議の処理、工事实施のための詳細図の作成および交付、受注者が作成した図面の承諾を行い、又、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料の試験又は検査の実施（他のものに実施させ、当該実施を確認することを含む）を行うものとする。

### 4. 監督後の処理

監督員は監督の方法のうち（1）指示（2）承諾（3）協議については「指示・承諾・協議書」（別紙様式）によって行うものとし、記録、整理しておく。

なお、「指示・承諾・協議書」は監督員（正）と受注者（写）の双方で保有するものとする。

（6）確認（7）立会（8）段階確認については、必要に応じて「工事監督報告書」（別紙様式）に記録し、監督員相互の情報の連携を図る。

ただし、受注者より「指示・承諾・協議書」の様式で提出された場合については、「工事監督報告書」に替えることができる。

また、現場技術員が臨場した場合には、現場技術員が監督職員へ報告する資料は、現場技術員が自ら作成する。

なお、重要事項は所属長の判断を仰がねばならない。

### 5. 臨場と机上確認

監督の方法のうち（6）確認（書面によるものを除く）（7）立会（8）段階確認については現地の臨場を原則とする。

ただし、都合により監督員が現地に臨場できない場合で、受注者から提示された施工管理記録、写真等の資料により監督員が確認できる場合には、机上確認とすることができる。

#### 6. 机上確認にあたっての留意事項

- ・現地への臨場が原則であり、安易に机上確認とすることがないように注意すること。
- ・監督員には、現場技術員を含む。
- ・都合により臨場出来ない場合とは、閉庁日に段階確認となった場合を含む。
- ・段階確認が複数回に分かれる場合、その全てを机上確認としないこと。

# 大分県監督基準表

## 工事監督基準表の適用にあたっての留意事項

基本的に各事業の工事編を優先適用とするが、記載のないものについては、各工事編を適用するものとする。

- 土木建築部発注の工事については、第4編～第10編を優先とする。
- 農林水産部発注の工事については、第11編～第13編を優先とする。

大分県工事監督基準表

種別	工種	細別	仕様書等の番号		監督のポイント	確認方法	確認時期	
			第1編	第11編				
総則	工事測量	仮BMの水準高	第1編 1-1-37	第11編 1-2-2	1. BMの確認 2. 仮BMの水準高、個所数・設置状況 3. 本BMから仮BMへの閉合差	確認	着工前	
		中心線法線	〃	〃	1. 中心線・法線の位置の確認 2. 基準点、トラバー杭の確認(閉合差) 3. 控杭の設置状況、在来地盤との整合性	確認	〃	
		丁張	〃	〃	1. 中心線からの距離、設置位置 2. 高さ、法勾配 3. 在来地盤との整合性、土質の変化への対応	確認	設置時	
	用地境界	位置	第6編 1-12-2	第11編 1-8-2	1. 境界杭の位置、適切な配置、表示の方向	確認	設置後	
材料	材料	品質	第2編		1. 品質・規格、寸法の適否 2. 品質証明書の確認 (コンクリート二次製品を含む主要材料は施工計画協議時に十分打合せを行い現場をもって品質確認を行うよう努める)	確認	使用前	
建設副産物	建設リサイクル法 <位置付け>	土木工事500万円以上で特定建設資材(コン、鉄コン、As、木材)を使用	法第12条 13条 11条 18条 39条		1. 受注者→(リサイクル計画を説明)→発注者へ 2. 受注者→(契約書に添付)→発注者へ 3. 発注者→(通知)→県(知事)又は市長へ 4. 受注者→(完了後、報告書)→発注者へ 5. 受注者(元請業者)→(指導をチェック)→下請業者	確認	施工前 施工後 施工中	
		現場内利用	通知		1. 小割の最大粒径、チップ化、混合状況	確認	施工中	
		産業廃棄物	〃		1. マニフェスト原本との照合 2. 一時保管…元請が保健所へ報告、看板掲示の有無	確認	施工後 施工中	
		リサイクル推進計画書	大分県建設リサイクルガイドライン 別紙3		1. 担当が作成し、設計審査担当(課長等)がチェック	確認	契約前	
	<具体・行動> 大分県建設リサイクルガイドライン	再生資源利用促進計画書	〃 様式1,2		2. 受注者が作成(100万円以上) 3. 計画書を監督者がチェック 4. 工事後、受注者がコプリス入力(監督員は内容を確認し、受注者から提出される工事登録証明書を保管)	確認	施工前 施工後	
		再生資源利用[促進]計画様式(現場掲示対応版)			1. 受注者が作成し現場に掲示	確認	施工中	
		残土処理場	通知		1. 残土処理場の土地所有者、権利関係 2. 運搬距離、運搬経路等	確認	着手前	
	建設発生土	建設発生土	〃		1. 過積載の有無、異物(産廃)混入の有無 2. 処理の条件、流れ出し等周囲への影響 3. 残土敷き均しの状況	確認	施工中	
		建設発生土	大分県建設リサイクルガイドライン		1. 「確認結果票」(様式3)の作成 → 発注者へ 2. 「土砂運搬に関する通知書」(様式4)の作成 → 発注者へ 3. 「土砂受領書」(様式5)又は「土砂搬出及び受領証明書」(様式6)の受領又は作成 → 発注者へ	確認	施工中 検査時	
	一般施工	基礎工	施工状況(共通事項)	第3編 2-4-4		1. 沈下量(打止め管理)、支持地盤の確認、先端処理 2. 配列の確認、偏心量、鉛直度 3. 杭長、矢板長、掘削長、基準高	段階確認	打込時 打込完了時 掘削完了時 施工完了時
既製杭			〃		1. 試験杭の施工(杭径、杭の肉厚) 2. 杭頭処理状況 3. 杭のカットオフ、現場継ぎ手(溶接欄を参照)	段階確認 確認	試験杭施工時 杭頭処理完了時 施工中	
場所打杭			第3編 2-4-5		1. 杭頭処理状況 2. 材料及び配筋等 3. コンクリート打設量、打設方法、汚濁処理	段階確認 確認	杭頭処理完了時 鉄筋組立て完了時 施工前、施工中	
深礎工			第3編 2-4-6		1. 土質の状況、変化位置 2. 使用材料及び配筋等 3. 使用材料及び使用量 4. 余掘と隙間のグラウト等の充填量、裏込注入圧の管理	段階確認	土(岩)質の変化した時 鉄筋組立て完了時 グラウト等注入時 グラウト等注入時	
鋼管矢板工			第3編 2-4-9		1. 試験杭の施工による杭長決定の管理方法 2. 杭頭処理状況 3. 建て込み位置のズレや傾斜、頂部の処理、管内の土砂取り除き 4. 杭の継ぎ手方法(溶接欄参照)	段階確認 確認	施工時 杭頭処理完了時 施工中	
オープンケーン ニューマチックケーン			第3編 2-4-7 2-4-8		1. 使用材料、施工位置 2. 支持層 3. 土質の状況、変化位置 4. 使用材料及び配筋	段階確認	鉄杵掘え付け完了時 本体設置前(オープンケーン) 掘削完了時(ニューマチックケーン) 土(岩)質の変化した時 鉄筋組立て完了時	
工		函渠工(ボックスカルバート)	施工状況	第10編 1-9-7 1-10-4	第11編 6-7-3	1. 土質の状況、変化位置 2. 基礎地盤の地耐力 3. 基礎工の状況、各部寸法、配筋 4. 継ぎ目の施工(付着、水密性、段差)	段階確認 確認	土(岩)質の変化した時 床堀完了時 鉄筋組立て完了時 施工中
		排水工(管渠)	施工状況	第10編 1-10-4	第11編 6-7-2	1. 土質の状況、変化位置 2. 形状、寸法と勾配 3. 接続状況、間詰と漏水	段階確認 確認	土(岩)質の変化した時 施工中
		構造物基礎工(栗石、砕石、砂)	施工状況	第3編 2-4-1 2-4-3	第11編 1-3-5	1. 土質の状況、変化位置 2. 基礎材質、基面が平滑、締固め状況 3. 支持地盤の地耐力(平板載荷試験)	段階確認 確認	土(岩)質の変化した時 施工中
		ブロック積・張(石積、張)工	施工状況	第3編 2-4-3 2-5-1 2-5-3 2-5-5		1. 法線、丁張、取り上げ寸法の位置 2. 曲線の処理(調整コンの状況) 3. 基礎の床堀(基面がドライで平滑) 4. 胴込、裏込厚、締固め状況、勾配、水抜きパイプ、吸い出し防止シート	確認 段階確認 確認	施工時 床堀完了時 施工中
緑化ブロック・プレキャスト法枠・かごマット	(根固・水制工・沈床工・捨石工)	施工状況	第3編 2-3-26 2-5-4		1. 材料のかみ合わせ連結 2. 裏込材の吸い出し防止	確認	施工中	
擁壁工(プレキャスト・RC)	土質の状況 出来形	施工状況	第3編 2-15-2	第11編 6-11-2.3	1. 基礎地盤の地耐力 2. 形状、寸法、配筋(プレキャストを除く)	段階確認	床堀完了時 鉄筋組立て完了時	

大分県工事監督基準表

種別	工種	細別	仕様書等の番号	監督のポイント	確認方法	確認時期
一般施工	法面工	法面整形工	第1編 2-3-5 第11編 1-3-4	1. 基面の平滑、浮石の除去、クラック	確認	施工中
		種子・客土・厚層基材吹付	第3編 2-14-2	1. 土質試験の実施 2. 材料の確認 3. ネット(ラス)の重ね幅、吹付け厚 4. 金網等の規格、継ぎ手、巻き込み長	確認	〃
		コンクリート・モルタル吹付工	第3編 2-14-3	1. 吹付厚、金網の重ね幅 2. 供試体による強度試験 3. 伸縮目地、水抜き孔、ラス張り状況、巻き止め状況 4. 不良箇所等出現状況	確認	〃
		現場打 法枠工	第3編 2-14-4	1. アンカー長、定着長、引張定着力 2. 供試体による強度、養生、孔内グラウト量 3. 不良箇所等出現状況	段階確認 確認	アンカー設置後 施工中 施工後
		芝付工	第3編 2-14-2	1. 材料の確認、発芽率、土羽土の土質 2. 法長、勾配、厚さ	確認	施工中
土工	切土 (掘削)	土質の状況	第1編 2-3-1 第11編 1-3-2	1. 土質の状況と岩盤線、軟弱層の有無 1. 基準高、幅、法長及び勾配	段階確認 確認	土(岩)質の変化した時 施工中
		出来形	〃	〃	〃	〃
	盛土 (埋戻) (路床盛土工)	締め固め度	第1編 2-4-3 第10編 1-3-3	1. 盛土材料(CBR試験、土の締め固め試験) 2. 締め固め状況、現場密度 3. 一層の仕上がり厚、段切の実施	確認	〃
		出来形	〃	〃	〃	〃
	河床掘削工	出来形	第1編 2-3-1	基準高、幅、法長及び勾配	段階確認	掘削完了時
	路床工 (路床盛土工)	品質	第1編 2-4-4	1. 現場CBR試験、土の締め固め試験 2. 仕上りの基準高、締め固め状況(ブルーフローリング)	確認	〃
		出来形	〃	〃	〃	〃
	表層安定処理 工等 (石灰、セメント、As安定処理)	品質	第3編 2-7-2 2-7-3 2-7-4 2-7-6	1. 示方配合と現場配合 2. 一軸圧縮試験、骨材の修正CBR試験 1. 材料、基準高、幅、延長、施工厚さ 2. 現場密度、混合状況、使用材料の空袋の確認	確認 段階確認 確認	〃 処理(掘削)完了時 施工中
		出来形	〃	〃	〃	〃
	締め固め改良工	施工状況	第3編 2-7-8	1. 使用材料、打込み長さ 1. 基準高、施工位置、間隔、杭径	段階確認	〃
		出来形	〃	〃	〃	〃
	固結工	施工状況	第3編 2-7-9	1. 使用材料、深度 1. 使用材料、注入量、深度 ※ 薬液注入工法	段階確認	〃
		出来形	〃	〃	〃	〃
	矢板工 (任意仮設を除く)	施工状況	第3編 2-3-4	1. 使用材料、寸法、溶接部の適否(縦継部溶接接合の場合) 1. 基準高、変位量	段階確認	〃
		出来形	〃	〃	〃	〃
補強土壁工	材料	第3編 2-15-3	1. 土の締め固め試験 2. 壁面材、補強材の品質証明書	確認	〃	
	施工状況	〃	1. 基礎地盤の地耐力 2. 現場密度、鉛直度(勾配) 3. 補強材、暗渠排水(排水シート含む)等の位置 4. 転圧状況(壁面部の締め固め状況)	段階確認 確認	床堀完了時 〃 施工中	
無筋・鉄筋 コンクリート工	コンクリート	品質	第1編 3-3 3-6	1. JIS工場製品 2. 示方配合表(w/c、アルカリ、塩化物) 3. 運搬荷卸時間 4. 試験練り(強度、粗骨材の寸法、スランプ、空気量) 5. 打設順序、投入高さ、パイプレータ施工状況 6. 養生、型枠取り外し時期	確認	〃
		鉄筋工	第1編 3-7	1. ミルシート、鉄筋径、間隔、本数、保管状況 2. 鉄筋の継ぎ手(加工・組立)、かぶり(スペーサー) 3. 引張・圧縮側の確認	確認	〃
路盤工	路盤工	下層路盤	第3編 2-6	1. 材料(骨材の粒度、修正CBR値) 2. 幅、厚さ、締め固め(現場密度) 3. 仕上りの基準高、ブルーフローリング	確認 段階確認	〃 〃 ブルーリング実施時
		上層路盤	〃	1. 2及び仕上りの基準高。ただし、上層路盤のみの場合は1. 2. 3. (上記と同じ)	確認・段階確認	〃
舗装 アスファルト	アスファルト舗装	品質	第3編 2-6	1. 品質証明書 (骨材篩分け試験、骨材の密度・吸水率試験、骨材の粘土塊量試験、粗骨材の形状試験、フィラーの粒度水分試験) 2. プラントの配合設計 3. 施工温度、コア抜きによる現場密度試験、抽出試験	確認	〃
		出来形	〃	1. (コア抜きによる)厚さ 2. 平坦性(プロファイルメーター)	確認	〃
橋梁下部工	躯体工	施工状況	第10編 3-6	1. 土質の状況、変化位置 1. 高さ、厚さ、断面形状の確認 2. 支間長、中心線の変位 3. コンクリート強度(シュミットハンマー)	段階確認	土(岩)質の変化した時 床堀完了時 鉄筋組立完了時 埋め戻し前
		コンクリート		〃		
		鉄筋	(一般事項) 第1編 3-7 (耐震施工) 道路橋示方書	1. コンクリート・鉄筋欄を参照 2. 配筋、引張・圧縮側の確認 3. 圧接状況、資格者の適否 4. 耐震対策(帯筋のフック、圧接位置)	確認	〃
		施工状況	第10編 3-6	1. 材料の規格、寸法、沓座の位置	段階確認	〃
橋梁上部工	共通事項	本体工	第10編	1. 橋長、幅員、基準高(キャンバー) 1. 高欄、支承、伸縮継手を品質証明書で確認 2. 据え付け処理(チッピング、水切り)	確認	〃 〃 〃
		付属物 支承工	〃	〃	〃	〃
	鋼橋	材料	第10編 4-3	1. 品質、規格、寸法の証明書、鋼材の員数 1. 溶接施工計画書の提出、作業者の資格 2. 開先、すみ肉の精度、余熱 3. 下地の清掃・乾燥等、連続施工、余盛高 4. 溶接検査(われ、ヒット、凹凸、放射線透過試験、超音波探傷試験)	確認 確認	〃 〃 〃

大分県工事監督基準表

種別	工種	細別	仕様書等の番号	監督のポイント	確認方法	確認時期
橋梁上部工	鋼橋	仮組立	第10編 4-5 第10編 4-5-11	1. 組上がり部材の寸法及び適合 2. 組立ボルト孔の精度、ボルトのトルク	段階確認 (中間検査)	仮組立て完了時 (仮組立てが省略となる場合を除く)
	PC橋等	材料	第10編 5-5	1. 品質証明書 1. 桁の寸法 2. PC鋼線、鉄筋の配置、スペーサ 3. 緊張力の管理(緊張順、損失値) 4. 型枠取り外しの時期、養生	確認	施工前
		桁製作工		1. 現場配合 2. 注入量、注入圧	段階確認	プレストレスト導入完了時 横締め作業完了時 縦締め作業完了時 PC鋼線・鉄筋組立完了時 (工場製作を除く)
グラウト工	＃	1. 現場配合 2. 注入量、注入圧	確認	施工前 施工中		
トンネル (第11編水路トンネル)	掘削	土質状況 湧水	第10編 6-3-2 第11編 5-5-1	1. 変化点の位置、地質資料との比較 2. 掘削方法、順序、計測管理に基づく施工	段階確認 確認	土(岩)質の変化した時 施工中
	支保工	出来形	第10編 6-4-5 第11編 5-5-1	1. 吹付コンクリート厚、支保工の間隔、本数	段階確認	支保工完了時 (保工変化毎)
	吹付けコンクリート	品質・出来形	第10編 6-4-3 第11編 5-5-1	・法面工(コンクリート吹付工欄を参照)	確認	施工中
	ロックボルト	品質 出来形	第10編 6-4-4 第11編 5-5-1	1. 部材の品質証明書 2. 位置、間隔、角度、深さ、孔径、孔のくり粉の除去	確認 段階確認	施工前 設置完了時
	インパート工	出来形	第10編 6-6 第11編 5-5-2	1. 鉄筋径、間隔、本数 2. 鉄筋の継手、かぶり	段階確認	鉄筋組立て完了時
	覆工	施工状況	第10編 6-5-3 第11編 5-5-2	1. 巻立空間 1. 基準高、幅、厚さ、断面寸法 2. 型枠据付の適否、取り外し時期 3. 打継目の清掃と新旧コンクリートの密着、左右対称の水平打設 4. 防水シートの接合、漏水 5. コンクリート打設(天頂部の表面仕上げ)・締固め状況	段階確認	コンクリート打設前 コンクリート打設後
		出来形		1. 土質の状況、変化位置 2. 基礎地盤の地耐力 ・コンクリート欄を参照	確認	施工中
水門・堰	本体構造物	施工状況	第1編 3-3、3-6、3-7 第6編 4-6、5-6	1. 土質の状況、変化位置 2. 基礎地盤の地耐力 ・コンクリート欄を参照	段階確認	土(岩)質の変化した時 床堀完了時 鉄筋組立完了時 埋戻し前
		コンクリート・鉄筋 出来形		1. 基準高、幅、延長、高さ(取り上げ線) 2. 一次、二次コンの付着(チッピング)、埋設鋼構造物周辺の付着・水密性	確認	施工中
	扉体及び開閉装置	材料・仮組立	第10編 4-5	1. 品質、規格、寸法(鋼橋欄を参照) 2. 添接部、取合せ部(鋼橋・溶接欄を参照)	段階確認 (中間検査)	仮組立時
		水密、耐圧、動作確認	1. 扉体等の水密、耐圧の確認 2. 機械装置の動作を確認 2. 導水管及びフロート管への入水等により、設定水位において自動装置の作動及び可動堰等の動作を確認	段階確認	仮組立時 施工中	
	水門塗装	品質・施工	第6編 4-3-10	・工場塗装欄を参照	確認	＃
補修工	材料		・鋼橋欄を参照	確認	施工前	
	床版補強工	施工状況	第10編 14-14-4	1. 接着面の不陸調整、シンナー等による清掃 2. 接着材の現場養生～適合確認 3. 注入材使用量の空き缶管理	確認	施工中
砂防ダム	測量	ダム法線	測量マニュアル	1. 基準点、仮ベンチマークの位置 2. 設計図面との整合、用地境界線の確認	段階確認	法線設置完了時
	掘削	基礎面	第8編 1-8-2	1. 土質の状況(ボーリング資料との比較) 2. 基準高、幅、長さ、法面勾配 3. 支持力の確認(平板荷試験)、推定岩盤線との比較	段階確認	土(岩)質の変化した時 床堀掘削完了時
	ダム本体副堤・水叩き側壁	コンクリート打設	第8編 1-8-4	1. グリーンカットの状況、チッピング 2. 敷モルタルの施工 3. 打設・締固め状況 4. 養生、型枠取り外し時期	確認	施工中
		出来形	＃	1. 基準高、幅、延長、高さ(取り上げ線) 2. コンクリート強度	段階確認	埋戻し前
	鋼製スリット	止水板	＃	1. 止水板接合完了後、接合部の止水性	確認	施工後
		品質 仮組立	第10編 4-3	・鋼橋欄を参照	確認 段階確認	着手前 仮組立時
	仮設工	工場塗装工	第10編 4-6	・塗装欄を参照	確認	施工前
急傾斜	掘削	法切面 基礎面	第1編 2-3	1. 床の切込の適否、法面勾配 2. 厚さ、法長、延長	段階確認	変化時 掘削完了時
地すべり防止工	集・排水ボーリング	施工状況	労働安全指導	1. 設置方法及び期間	段階確認	設置後
		品質	第8編 3-7 第11編 16-7-3 16-7-4	1. 材料、寸法 2. ボーリング位置、方向、角度、長さ 3. 掘削スライムとの地質比較	確認 立会	施工前 検尺を受ける時 施工中
	アンカー工	品質	第8編 3-4-6 第11編 16-12-1	1. 材料(寸法、品質証明書) 1. 位置、方向、角度、長さ 2. グラウト(配合、注入圧、注入量) 3. すべり面の位置によるアンカー効果を確認、引張試験	確認	施工前 施工完了時 施工中
		施工状況	第8編 3-7-1 3-7-5	1. 土質の変化と地下水位の確認 2. ライナープレートの偏心、歪み、地山との隙間処理	段階確認 確認	土質の変化時 設置完了後
	抑止杭	掘削 集水井	第8編 3-7-1 3-7-5	1. 位置、掘削深 2. スライムの変化によるすべり面の高さ確認 3. 接続杭の接続方法の適否	段階確認 確認	掘削完了時 施工中
		削孔 鋼管杭 コンクリート杭	第8編 3-9-1 3-9-3	第11編 16-8-2	4. すべり面の高さによる杭効果の確認	確認

大分県工事監督基準表

種別	工種	細別	仕様書等の番号	監督のポイント	確認方法	確認時期	
コンクリートダム	掘削工	掘削分類	第9編 1-3-2	第11編 11-4-1 11-4-2	1. 土石掘削、岩石掘削(火薬使用量)の判定	確認	掘削完了後
		仕上げ掘削	第9編 1-3-5		2. 基礎地盤、基礎岩盤の整形(不良岩の処理、予定線の変更)、仕上げ掘削の確認		
		岩盤清掃	〃		3. 地盤、岩盤清掃状況		
	ダムコンクリート工	コンクリート運搬・打設締固め養生	第9編 1-4-7 ~ 1-4-12 1-5-1 ~ 1-5-4	第11編 11-6-1 ~ 11-6-3	1. コン練から打設までの経過時間、打設口の高さ 2. 打込み開始～基礎岩盤面・コン打込み面を湿潤、モルタル敷き 3. 打設日の間隔、隣接ブロック高低差、一層の打込み厚さ、平均気温 4. パイプレータのかけ方、養生(打込み直後に、灌水又はシート覆い) 5. 打継目の処理(レイタンス除去、チップング処理) 6. 型枠設置、取りはずし時期、表面から2.5cm内に鉄類を残さない	段階確認	設計図書に定める時期
		出来形	〃	〃	1. 寸法、勾配	確認	〃
	埋設物設置工	冷却管設置	第9編 1-8-4	第11編 11-6-5	1. 冷却管内へのセメントミルク注入	立会	継目グラウト施工後
		継目グラウチング	第9編 1-10	第11編 11-6-6	1. 水押しテスト、充水、セメントミルクの配合、切替、比重 2. 注入圧力の記録、注入圧の完了確認	確認	施工中
		止水板	〃	〃	1. 接合部の止水性	〃	〃
	閉塞工	堤内仮排路	第9編 1-11	第11編 10-13-1	1. コンクリート打設方法、締切からの湧水処理	確認	打設完了時
	フィルダム	掘削工	掘削分類	第9編 1-3-2	第11編 10-4-1 10-4-2	・コンクリートダム欄を参照	確認
仕上げ掘削			第9編 1-3-5	1. 基礎地盤の整形		立会	整形作業時
岩盤清掃			第9編 2-2-5	〃		〃	〃
盛立工		材料	第9編 2-4	第11編 10-5-2	1. 材料の適否(粒度、含水比)	確認	施工前
	施工状況	〃	第11編 10-8-1	1. コア、フィルターを同標高で盛立施工 2. 基礎面の湧水処理、岩着材の施工 3. 中間材の締固め 4. コアの盛立(水平の施工、雨水排水の勾配、軸に平行に転圧、巻出厚、回数、締固め表面の乾燥湿潤状況)	段階確認	設計図書に定める時期	
基礎チングラウ	ボーリング工	検尺	第9編 3-3	第11編 10-11-1	1. ボーリング位置、方向、角度、深度 2. 地質の状況(コア採取)、透水性(水押しテスト)	立会 確認	検尺を受ける時 施工中
	グラウチング工	材料・注入	第9編 3-4	第11編 10-11-1	1. 示方配合と現場配合の対比 2. 材料納入伝票(セメントミルクの配合、比重) 3. グラウト圧、注入量、注入速度の記録 4. 堤体、基礎地盤の変位観測、注入効果の判定	確認	施工中
鋼板巻立て工	フーチング定着アンカー用穿孔工	施工状況	第10編 16-24-4	1. 削孔長、径、間隔、孔内状況	段階確認	フーチング定着アンカー用穿孔完了時	
	鋼板取付け工 固定アンカー工			1. 施工図との照合(鋼板の割付、形状、継手形状)、材片の組み合わせ状況		鋼板取付け工、固定アンカー工完了時	
	現場溶接工			1. 仮付け溶接前の開先面の清掃と乾燥状況、仮付け溶接寸法、外観状況 2. 溶接部の外観状況		溶接前 溶接完了時	
現場塗装工	1. 鋼板面素地調整状況 2. 外観状況	現場塗装前 現場塗装完了時					
港湾・海岸	浚渫工 (置換床掘工)	出来形	第4編 3-3-2	1. 水深、長さ、幅(音響測深器又はレッドによる) 2. 汚濁防止対策又は汚濁発生抑制	確認	浚渫完了時 施工中	
		捨石被覆石工 裏込工 (かごマット)	材料	第4編 1-3-4	1. 比重、形状(扁平でない)、寸法(品質証明等) 2. 材料搬入状況(数量検測)	確認	施工前
	圧密・排水工	施工状況	第4編 3-10-3 3-15-2	1. 基準高、幅、マットの破損 2. 均し状況(平坦性)、勾配、締固め状況、かみ合わせ 3. 濁りの発生抑制(水洗い)	段階確認	設置完了時	
			第4編 3-3-6	1. 配置、形状寸法 2. 打ち込み記録(先端強度の経時変化、ドレーン材上面変化の経時変化)	段階確認 確認	設置完了時 施工中	
	固化工	深層混合処理	第4編 3-3-8	1. 打止め深度の確認方法、施工前後の地盤高の測定 2. 試験打ち 3. 施工記録(吐量、先端深度ほか) 4. 先端補強、杭接合部のラップ幅	確認 立会 確認	施工前 試験施工時 施工中	
			第4編 3-3-13 ~ 3-3-16	1. 打止め深度の確認方法 2. 打ち込み記録(矢板貫入量、打撃回数、リバウンド、ラム落下高)	確認	施工前 ~ 施工中	
港湾・海岸	消波・根固工 コンクリートブロック工	製品の出来形	第4編 3-8-2 3-8-3 3-10-4	1. 個別の寸法、表面肌 2. 強度(シュミット)、配筋、型枠取りはずし時期 3. 仮置状況(転倒の恐れ)	段階確認	製作後	
		据付け 施工状況	3-15-4 3-15-5	1. 基準高、延長、法線出入り、段差、ブロック間隔 2. 運搬・据付状況(かみ合わせ)	段階確認	設置完了後	
	上部コンクリート工 上部ブロック工	品質	第4編 3-16	1. コンクリート欄を参照	確認	施工前	
		出来形	〃	2. 基準高、寸法、強度(シュミット)、表面肌	〃	施工後	

大分県工事監督基準表

種別	工種	細別	仕様書等の番号	監督のポイント	確認方法	確認時期
ほ場整備工事	区画整理		第11編 1-2-2	1. 地区界の確認 2. 換地配分面積	確認	施工前 随時
	表土扱い	出来形	第11編 2-2-2 2-3-1	1. 厚さ	確認	施工後
	基盤整地 田面整地	出来形	第11編 2-2-2 2-3-1	1. 基準高 2. 均平度	段階確認	施工後
農用地造成工事	造成土工 (刈払い工)		第11編 3-3-2	1. 地区界の確認	確認	施工前 随時
	耕土深耕	出来形	第11編 3-2-2 3-3-2	1. 耕起深	確認	施工後
	土壌改良	出来形	第11編 3-5-1	1. pH測定(指定したとき)	確認	施工後
用排水路工事	現場打ち コンクリート	出来形	第11編 6-6-2	1. 基準高、幅、厚さ 2. 中心線のズレ	確認	施工中 (変化時)
	コンクリート 二次製品	出来形	第11編 6-6-3	1. 品質証明 2. 基準高、幅、高さ、 3. 中心線のズレ	確認	施工前 施工中 (変化時)
	管水路	・管水路工事欄を参照				
管水路工事	基礎 (砂基礎等)	出来形	第11編 8-5	1. 高さ、幅、厚さ ※(初期施工後1箇所以降、口径、管種変更毎1箇所)	確認	施工中 (変化時)
	コンクリート 二次製品 RC管	品質	第11編 6-7-3	1. 品質証明	確認	施工前
	出来形	2. 基準高 3. ジョイント間隔 ※(初期施工後1箇所以降、口径、管種、継手構造変更毎1箇所)		確認	施工中 (変化時)	
	铸铁管 強化プラスチック 複合管	品質	第11編 8-6-2 8-6-3	1. 品質証明	確認	施工前
	出来形	2. 基準高 3. ジョイント間隔 ※(初期施工後1箇所以降、口径、管種、継手構造変更毎1箇所)		確認	施工中 (変化時)	
	硬質ポリ塩化 ビニル管	品質	第11編 8-6-1	1. 品質証明	確認	施工前
出来形	2. 基準高 3. 埋設深さ ※(初期施工後1箇所以降、口径、埋設深変更毎1箇所)	確認		施工中 (変化時)		
鋼管	品質	第11編 8-6-4	1. 品質証明	確認	施工前	
出来形	2. 基準高 3. 溶接部(継手部塗装を含む) ※(初期施工後1箇所以降、口径、管種、継手構造変更毎1箇所)		確認	施工中 (変化時)		
シー 推 進 工 事	シールド工事 (一次覆工) (コンクリートセグ メント、鋼製セグ メント) 推進工事	品質	第11編 19-	1. 品質証明	確認	施工前
	出来形	2. たわみ率 ※(初期施工後1箇所以降、セグメントタイプ毎1箇所)		確認	施工中 (変化時)	
畑 かん 施 設 工	散水器具工 (スプリンクラー)	品質	第11編 9-2-3	1. 品質証明書の確認 2. 材料納入伝票の確認	確認	施工前 施工後
	出来形	3. 埋設深		確認	1基目設置後	
頭 首 工 事	本体工	出来形	第11編 14-4 14-5	1. 不可視となる構造物等の厚さ(エプロン等) ※(初期施工後1箇所以降、構造物変更毎に1箇所)	立会	施工中
	護床ブロック (異形ブロック)	出来形	第11編 14-6	・港湾・海岸・漁港の消波、根固工コンクリートブロック工 の欄を参照		
た め 池 工 事	堤体工	出来形	第11編 18-3-10	1. 基準高 2. 鋼土の幅 ※(盛土高の1/2到達時以降、構造変更毎1箇所)	立会	施工中 (変化時)
	洪水吐工	出来形	第11編 18-5-1	1. 厚さ ※(1スパン目施工後1箇所以降、構造変更毎1箇所)	確認	施工後
	樋管工	出来形	第11編 18-6-1	1. 幅、厚さ、施工延長 ※(施工完了後、構造変更毎に1箇所)	確認	施工後
暗 渠 排 水 工	吸水渠	出来形	第11編 2-3-4	1. 布設深、間隔 ※(1路線目布設後始点、中間点、終点)	確認	施工中 (変化時)
	集水渠(支線) 導水渠(幹線)	出来形		1. 間隔 ※(施工路線毎に始点、中間点、終点)	確認	施工中 (変化時)

※注1 第11編で記載のない工事等については、他の種別・細別を準用すること。

大分県工事監督基準表

種別	工種	細別	仕様書等の番号	監督のポイント	確認方法	確認時期
治山ダム	測量	ダム法線	第1編 1-1-37	1. 基準点、仮ベンチマークの位置 2. 設計図面との整合(縦断、横断方向)	段階確認	法線設置時
		丁張		1. 設置箇所 2. 中心線からの距離、基準高、勾配	確認	設置後
	掘削	土質等	第3編 2-3-3	1. 土質の状況と岩盤線、軟弱層の有無 2. 転石の状況 3. 流入水と湧水の状況	立会 確認	土質の変化時
		基礎面	第8編 1-8-1	1. 土質の状況 2. 基準高、幅、長さ、法面勾配 3. 支持力の確認(必要であれば平板載荷試験)、推定岩盤線との比較	段階確認	土質の変化したとき 床掘掘削完了時
	ダム本体副堤水叩き側壁	コンクリート打設	第8編 1-8-4	1. 敷モルタルの施工 2. 打設・締固め状況 3. 養生、型枠取り外し時期 4. グリーンカットの状況 5. 挿筋の本数、間隔、高さ	確認	施工中
		出来形	〃	1. 基準高、幅、延長(取り出し線)、高さ(取り上げ線) 2. コンクリート強度	段階確認	埋戻し前
		止水板	〃	1. 止水板接合完了後、接合部の止水性	確認	施工後
		間詰工	〃	1. 土質の状況 2. 位置、構造	立会	施工前
	鋼製スリット	品質 仮組立	第10編 4-3	・鋼橋欄を参照	確認 段階確認	着手前 仮組立時
		工場塗装工	第10編 4-3-13	・塗装欄を参照	確認	施工前
仮設工	施工状況	労働安全指導	1. 手すり、昇降設備の安全性	確認	施工中	
※ 注1 記載のない工事等については、他の種別・細別を準用すること。						
山腹工事	法切工	施工状況	第12編 4-3-2	1. 施工範囲の確認 2. 法面勾配 3. 床の切込みの適否	立会 確認	施工前 施工中 変化時 施工後
	階段切付工	施工状況	第12編 4-3-3	1. 施工範囲及び施工位置の確認 2. 床の幅	立会 確認	施工前 施工中 変化時 施工後
	暗渠工 水路工	施工状況	第12編 4-6	1. 施工範囲及び施工位置の確認 2. 土質の状況 3. 床均し	立会 確認	施工前 施工中 変化時
			第12編 4-7	1. 断面の確認 2. 断面の地山との両端すり付け状態 3. 流末処理		
	柵工 筋工	施工状況	第12編 4-8	1. 施工範囲及び施工位置の確認 2. 山腹面の整地状況 3. 段切状況	立会 確認	施工前 施工中 変化時
			第12編 4-9	1. 杭の打ち込み深さ、杭高及び間隔 2. 断面の地山との両端すり付け状態		
伏工・実播工	施工状況	第12編 4-10	1. 施工範囲及び施工位置の確認 2. 山腹面の整地状況 1. 断面の地山との両端すり付け状態 2. 散布状況の確認(確認飛行含む)	立会 確認	施工前 施工中 変化時 施工後 施工中・施工後	
※ 注1 記載のない工事等については、他の種別・細別を準用すること。						
森林整備工事	工事の測量	周囲測量	第1編 1-1-37	1. 施工範囲の確認 2. 杭の位置	確認	施工前
	地捨え	施工状況	第12編 5-2-5	1. 標準地の選定 1. 残存木等の確認	確認 立会	施工前 施工前
		出来形		1. 伐採木・枝条等の整理確認(欄間隔、規模等) 2. 伐採(切離し)高の確認	立会	施工中 施工後
	苗木運搬 仮植 植付け 施肥(支柱工) 補植 追肥	品質	第12編 5-2-3 5-2-4 5-2-6 5-2-7 5-2-8 5-2-9 5-2-10	1. 苗木本数、規格、肥料及び支保工材料の確認(苗木については1本当たりの重量を確認すること)	立会	施工前
				1. 標準地の選定(地捨え工と同標準地であれば必要なし)	確認	施工前
		施工状況		1. 苗木運搬状況(苗床及び仮植地から) 2. 仮植状況 3. 植付状況 4. 支保工状況 5. 施肥状況(1本当たりの数量及び全数量の確認)	立会 確認	施工中
				出来形	1. 植栽間隔の確認、枯損状況確認 2. 材料の総数量確認(肥料等は空袋で行う) 3. 周囲の杭の復元(標準地も含む)	立会
	風倒木整理工	施工状況	第12編 5-3-1	1. 標準地の選定 1. 伐採木材積確認(標準地の伐採木の胸高直径及び樹高、伐採本数から算出)	確認 立会	施工前 施工前
		出来形		1. 伐採状況 2. 伐木造材、玉切り、木寄せ、搬出等の状況(枝条整理を含む) 1. 上記1. 2の確認 2. 周囲の杭の復元(標準地も含む)	立会 立会	施工中 施工後
	下刈り	施工状況	第12編 5-4-2	1. 標準地の選定 1. 密度管理及び草高確認 2. 刈払い状況(地際からの刈払い、刈払い物の処理状況)	確認 立会 確認	施工前 施工中
出来形		1. 上記2の確認 2. 誤伐の確認(誤伐があれば同等のものを植栽) 3. 周囲の杭の復元(標準地も含む)		立会	施工後	

大分県工事監督基準表

種別	工種	細別	仕様書等の番号	監督のポイント	確認方法	確認時期	
森林整備工事	つる切り	施工状況	第12編 5-4-3	1. 標準地の選定	確認	施工前	
		出来形		1. 繁茂状況の確認 2. つる切り状況	立会	施工前 施工中	
	本数調整伐、受光伐、除伐(針葉樹)	施工状況	第12編 5-4-4	1. 標準地の選定	確認	施工前	
		出来形		1. 標準地内での伐採率確認(樹高、胸高直径、本数等) 2. 施工区域全体の選木状況確認(標準地外の選木率の確認 抽出により) 3. 標準地内での選木率の確認	立会	施工前	
	除伐(広葉樹)	施工状況	第12編 5-4-4	1. 標準地内での伐採率確認 2. 区域全体の伐採状況確認(標準地外の伐採率の確認 抽出により) 3. 状況確認 ・選木状況 ・伐倒、伐倒高 ・枝払い、玉切り、集積作業等 ・かかり木処理	立会	施工中	
		出来形		1. 上記1. 2. 3の確認 2. 標準地内の伐採木の伐根へのナンバリングテープ等の明示 3. 周囲の杭の復元(標準地を含む)	立会	施工後	
	枝落し	施工状況	第12編 5-4-5	1. 標準地の選定	確認	施工前	
		出来形		1. 密度管理、伐採率の確認 2. 除伐状況 ・伐倒、伐倒高 ・枝条処理等 ・かかり木処理	立会	施工中	
	雪起し(倒木起し)	施工状況	第12編 5-4-7	1. 上記1. 2. 3の確認 2. 周囲の杭の復元(標準地を含む)	立会	施工後	
		出来形		1. 標準地の選定 2. 周囲の杭の復元(標準地を含む)	立会	施工前	
	病害虫防除	品質	第12編 5-4-8	1. 倒木の樹高の確認(標準地) 2. 倒木起し率確認(標準地) 3. 倒木起し状況 ・引き起し状況 ・根の部分の処理状況	立会	施工前 施工中	
		施工状況		1. 標準地の選定 2. 周囲の杭の復元(標準地を含む)	立会	施工前	
		出来形		1. 使用量の確認(標準地)、及び全数量 2. 散布状況 ・散布状況 ・付着状況	立会	施工前 施工中	
	獣害防護柵(防鹿柵)設置	品質	第12編 5-4-9	1. 上記1. 2の確認 2. 周囲の杭の復元(標準地を含む)	立会	施工後	
		施工状況		1. 全材料数量及び規格等の確認(木材、シカネット、ロープ等)	立会	施工前	
		出来形		1. 施工位置の確認 2. 抽出にて使用量の確認及び地上高等の確認(抽出場所については標示すること) 3. 獣害防護柵状況 ・床堀状況 ・建て込み状況 ・繋結(結束)状況 ・埋戻し状況 ・ネット張り及びロープ掛け状況	立会	施工前 施工中	
					1. 上記1. 2の確認	立会	施工後
	※ 他の細別については、他の種別の細別を準用すること。						

大分県工事監督基準表

種別	工種	細別	仕様書等の番号	監督のポイント	確認方法	確認時期	
海岸防災林造成 (森林造成)工	覆砂工 (敷わら)	品質	第12編 6-2-2	1. わらの確認(1束当たりの重さを含む)	立会	施工前	
		施工状況		1. 標準地の選定	確認	施工前	
		出来形		1. 使用量の確認(標準地)、及び全数量 2. 敷きわら状況 ・施工状況	段階確認 (初回) 以降は 立会 確認	施工前 施工中	
	防風工 (シカ等動物被害防止柵)	品質	第12編 6-2-4	1. 全材料数量及び規格等の確認 (木材、シカネット、ロープ等)	立会	施工前	
		施工状況		1. 施工位置の確認 2. 抽出にて使用量の確認及び地上高等の確認 (抽出場所については標示すること) 2. 防風工(被害防止柵)状況 ・床堀状況 ・建て込み状況 ・緊結(結束)状況 ・埋戻し状況 ・ネット張り及びロープ掛け状況	立会	施工前	
		出来形		1. 上記1. 2の確認	立会	施工後	
	静砂工 (静砂垣)	品質	第12編 6-2-6	1. 全材料数量及び規格等の確認 (木材、竹、竹製品防風用フェンス)	立会	施工前	
		施工状況		1. 施工位置の確認 1. 抽出にて使用量の確認及び地上高等の確認 (抽出場所については標示すること) 2. 静砂工状況 ・床堀状況 ・杭打込み状況 ・竹製品防風用フェンス建て込み状況 ・緊結状況(構成資材との) ・埋戻し状況	立会	施工前	
		出来形		1. 上記1. 2の確認	立会	施工後	
	※ 他の細別については、他の種別の細別を準用すること。						
	漁港(一般施工)	浚渫工 (置換床堀工)	出来形	第13編 5-3-2	1. 水深、長さ、幅(音響測深器又はレッドによる)	確認	浚渫完了時
					2. 汚濁防止対策又は汚濁発生抑制		施工中
捨石 被覆石工 裏込工 (かごマット)		材料	第13編 2-3-4	1. 比重、形状(扁平でない)、寸法(品質証明等) 2. 材料搬入状況(数量検測)	確認	施工前	
		施工状況	第13編 5-10-3 5-15-2	1. 基準高、幅、マットの破損 2. 均し状況(平坦性)、勾配、締固め状況、かみ合わせ 3. 濁りの発生抑制(水洗い)	段階確認	設置完了時	
圧密・排水工		サンド・砕石・ パーバードレーン、 コンパクション	第13編 5-3-6	1. 配置、形状寸法 2. 打ち込み記録(先端強度の経時変化、ドレーン材上面 変化の経時変化)	段階確認 確認	設置完了時 施工中	
固化工		深層混合処理	第13編 5-3-8	1. 打止め深度の確認方法、施工前後の地盤高の測定	確認	施工前	
				2. 試験打ち 3. 施工記録(吐出量、先端深度ほか) 4. 先端補強、杭接合部のラップ幅	立会 確認	試験施工時 施工中	
杭・矢板工		施工状況	第13編 5-3-13 ～ 5-3-16	1. 打止め深度の確認方法 2. 打込み記録(矢板貫入量、打撃回数、リバウンド、 ラム落下高)	確認	施工前 ～施工中	
消波・根固工 コンクリートブ ロック工		製品の 出来形	第13編 5-8-2 5-8-3 5-8-7 5-10-4	1. 個別の寸法、表面肌 2. 強度(シュミット)、配筋、型枠取りはずし時期 3. 仮置状況(転倒の恐れ)	段階確認	製作後	
		据付け 施工状況	5-15-4 5-15-5 5-18-3	1. 基準高、延長、法線出入り、段差、ブロック間隔 2. 運搬・据付状況(かみ合わせ)	段階確認	設置完了後	
上部コンクリート	品質	第13編 5-16	1. コンクリート欄を参照	確認	施工前		
	出来形		2. 基準高、寸法、強度(シュミット)、表面肌		施工後		
着定基質工事	着定基質	・魚礁工事欄を参照					
	石材投入	材料	第13編 2-3	1. 比重・吸水率(試験成績表)、産地、形状(扁平でない)、 寸法(品質証明等) 2. 材料搬入状況(数量検測)	確認	施工前	
		施工状況	第13編 5-15-2 5-24-4 5-26-5	1. 均し状況 2. 濁りの発生抑制 1. 投入については、概ね500～3,000m <sup>3</sup> に1回(3～5船) 及び第1回と最終回	段階確認 立会	施工中 施工中	

大分県工事監督基準表

種別	工種	細別	仕様書等の番号	監督のポイント	確認方法	確認時期
魚礁工事	単体魚礁	製作	第13編 5-24-2	1. 鉄筋(加工筋・配筋)、型枠検査を各魚礁毎に実施 2. 製作完了後、沈設前に出来形確認を実施	段階確認	施工中
	沈設		第13編 5-24-4	1. 各魚礁毎に実施(投入位置、沈設速度)	段階確認	施工中
	組立魚礁 組立工 (コンクリート製組立魚礁) (化学系組立魚礁) (鋼製組立魚礁)	部材	第13編 2-19 5-25-3	1. 鋼製材料加工後、溶接前に材料検査を実施 2. 製作完了後、工場出荷前に部材出来形確認を実施	段階確認	施工中
		アンカー部材	第13編 5-25-3	1. 鉄筋(加工筋・配筋)、型枠確認を各魚礁毎に実施	段階確認	施工中
		組立	第13編 5-24-3 5-25-3	1. 組立完了後、沈設前に出来形確認を実施	段階確認	施工中
区画線		品質	第3編 2-3-9 区画線仕様書 7条、8条	1. 塗料、ビーズの品質、使用量(テスト引き) 2. 路面に作図を行い、施工箇所、延長、幅	確認	施工前
		出来形			確認	施工中
植栽工		品質	植栽仕様書 5条、ほか	1. 必要により栽培地の検査、植え付け前の現地検取 2. 活着管理、客土用土、施肥状況、樹木の損傷、保護養生	段階確認	施工前
					段階確認	施工中

# 指 示 ・ 承 諾 ・ 協 議 書

(振興局用)

工事場所 \_\_\_\_\_

工 事 名 \_\_\_\_\_

受注者名 \_\_\_\_\_

番 号	NO.					
発 議 者	<input type="checkbox"/> 発注者	<input type="checkbox"/> 受注者	発議年月日	令和	年	月 日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 届出	<input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> その他(	<input type="checkbox"/> 通知	<input type="checkbox"/> 承諾	<input type="checkbox"/> 提出	)
協議事項						
処 理 ・ 回 答	発注者	上記について、 <input type="checkbox"/> 指示 ・ <input type="checkbox"/> 承諾 ・ <input type="checkbox"/> 協議 ・ <input type="checkbox"/> 通知 ・ <input type="checkbox"/> 受理 します。  <input type="checkbox"/> その他  内容回答予定日: 令和 年 月 日				
	受注者	上記について、 <input type="checkbox"/> 了解 ・ <input type="checkbox"/> 協議 ・ <input type="checkbox"/> 提出 ・ <input type="checkbox"/> 報告 ・ <input type="checkbox"/> 届出 します。  <input type="checkbox"/> その他  内容回答予定日: 令和 年 月 日				
	処理・回答年月日	令和 年 月 日				
確 認 欄	局 長 (重要事項のみ)	次 長 (重要事項のみ)	部 長	監 督 員 (班 総 括)	監 督 員	監 督 員
	代 表 者 (重要事項のみ)			現場代理人	主任(監理) 技 術 者	立 会 人

※ 確認欄の役職名等については、所属の実情に応じて適宜修正して下さい。



# 工 事 監 督 報 告 書

(振興局用)

(地 区)

工事場所

線、川、港

市、郡

町、村、大字

工事名

第 号

工事

受注者名

番 号 年 月 日	NO					令和	年	月	日
確 認 欄	部 長 (重要事項のみ)		監 督 員 ( 班 総 括 )	監 督 員	監 督 員				
監督者氏名									
監督日時	令和 年 月 日				午前・午後				
監督場所									
現場代理人氏名	在 不在		主任技術者氏名	在 不在					
その他立会者									
内 容									

※ 確認欄については、大規模プロジェクト事務所及び各班において修正すること。  
(基本的には総括までとするが重要事項については部長までとする)

※ 報告書の内容によっては、「指示・承認・協議書」の様式に替えることが出来る。

# 工 事 監 督 報 告 書

(土木事務所用)

(地 区)

工事場所

線、川、港

市、郡

町、村、大字

工事名

第 号

工事

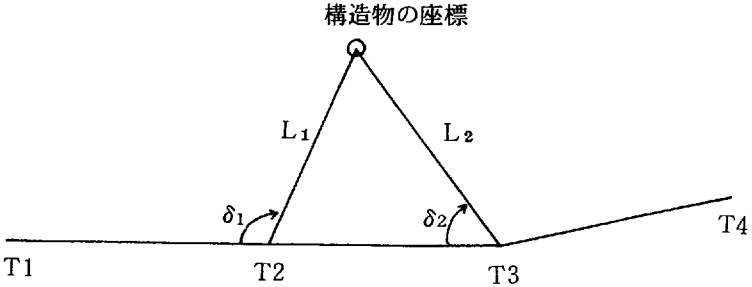
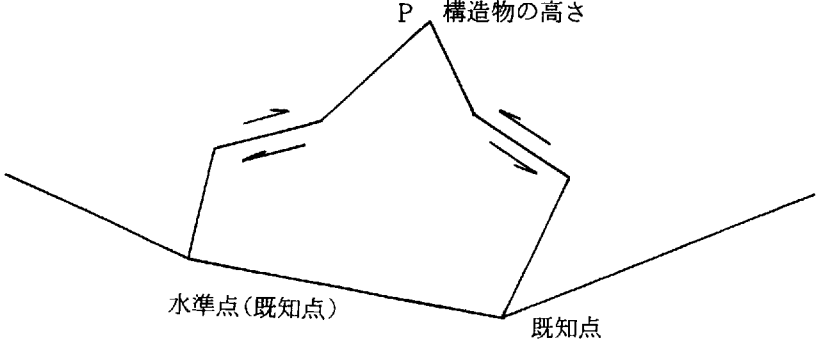
受注者名

番 号 年 月 日	NO					令 和	年	月	日
確 認 欄	所 長 (重要事項のみ)	次 長 (重要事項のみ)	監 督 員 (担当課長)	監 督 員	監 督 員				
監督者氏名									
監督日時	令 和		年	月	日	午前・午後			
監督場所									
現場代理人氏名	在 不在				主任技術者氏名	在 不在			
その他立会者									
内 容									

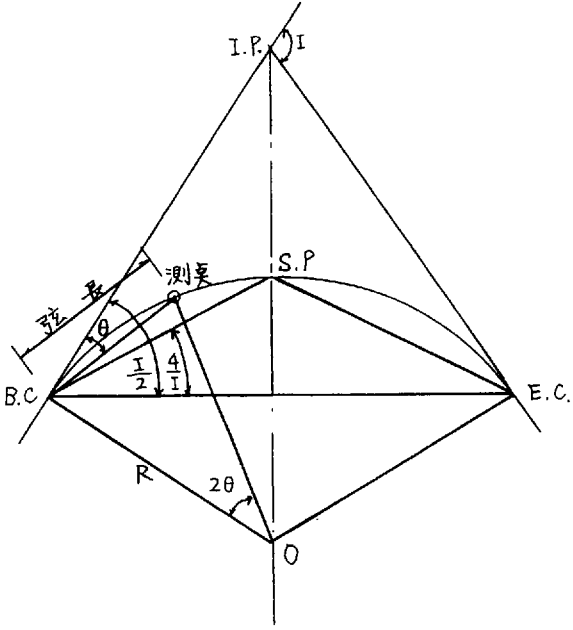
※ 報告書の内容によっては、「指示・承認・協議書」の様式に替えることが出来る。

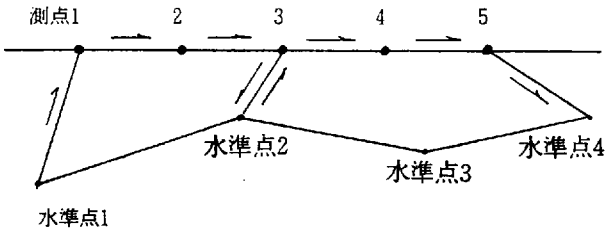
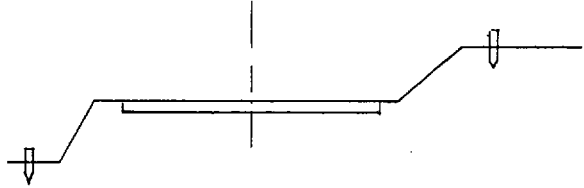
# 工事施工チェックマニュアル

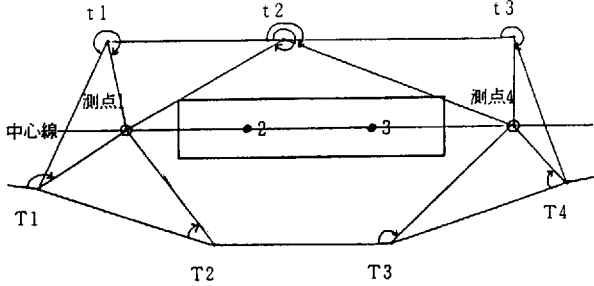
共通事項

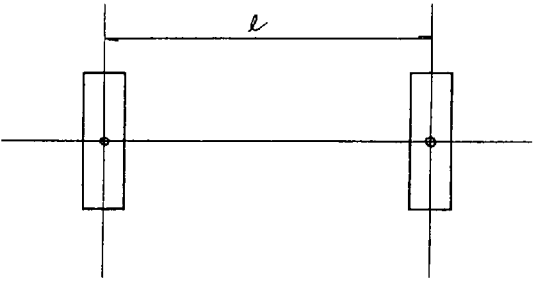
確認事項	確認方法
<p>工事測量</p> <p>1) 中心線、構造物、用地境界杭の位置</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. トラバース点T1、T2、T3の座標を基準点測量成果表から確認する。</li> <li>2. T2から設計値の角度<math>\delta_1</math>、距離L1を実測して位置を定め、既設の点との誤差を求める。</li> <li>3. T3から設計値の角度<math>\delta_2</math>、距離L2を実測して位置を定め、既設の点との誤差を求める。</li> <li>4. 2、3の誤差の許容量は50mm以下であること。</li> <li>5. 構造物、主要な測点の座標は2つの基準点から確認すること。</li> </ol> 
<p>2) 中心線、構造物の高さ、仮ベンチマーク</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 既知点である水準点と仮ベンチマークの間の水準測量を1往復以上行い、閉合差が<math>10\text{mm}\sqrt{S}</math> (S; 片道観測距離km) 以内であることを確認する。</li> <li>2. 重要構造物(橋梁、ダム、トンネル、堰等)の場合は2つの既知の水準点から仮ベンチマークの高さを確認する。</li> <li>3. 仮ベンチマーク及び控え杭は、工事や交通によって移動することがないか、保全状況を確認する。</li> <li>4. 構造物の主要な部分の高さは2つの既知の水準点(仮ベンチマークをふくむ)から確認。許容誤差は<math>\pm 30\text{mm}</math>以内。</li> <li>5. 他事業と関連する場合は相互に水準点の高さを確認する。</li> </ol> 

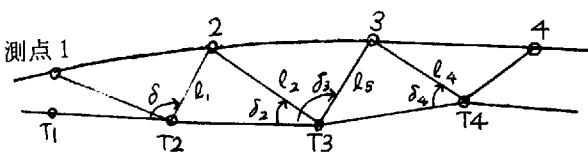
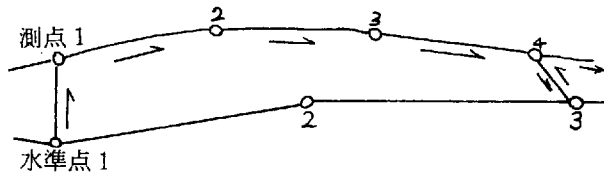
工種別事項

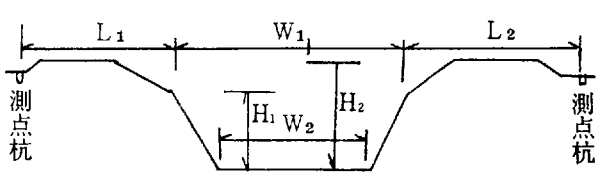
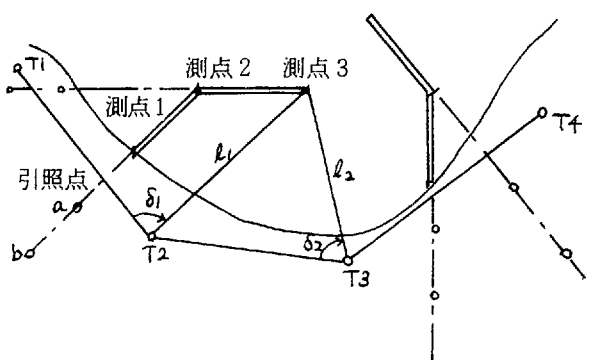
工 事	確認事項	確認箇所	確 認 方 法												
道路改良工事	中心線の位置	I. P.、B. C.、E. C及び他の測点	<p>1. 工事に使用する基準点の座標を「基準点測量成果表」で確認。</p> <p>2. 位置の確認は「共通事項」参照。</p> <p>3. 直線部1測点以上（100mに1測点）の座標を実測により確認。</p> <p>4. 工区前後のI Pの座標を実測より確認。</p> <p>5. 単曲線区間の測点の確認は偏倚角法でも可。</p> <p>(例) 偏倚角法による確認。弦長による角度の許容誤差は下表参考。</p> <p>(許容誤差 50mm)</p>  <table border="1" data-bbox="831 1686 1262 2011"> <thead> <tr> <th>弦長 (m)</th> <th>角度の許容誤差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20</td> <td>8' 36"</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>4' 18"</td> </tr> <tr> <td>60</td> <td>2' 52"</td> </tr> <tr> <td>80</td> <td>2' 09"</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>1' 43"</td> </tr> </tbody> </table>	弦長 (m)	角度の許容誤差	20	8' 36"	40	4' 18"	60	2' 52"	80	2' 09"	100	1' 43"
弦長 (m)	角度の許容誤差														
20	8' 36"														
40	4' 18"														
60	2' 52"														
80	2' 09"														
100	1' 43"														

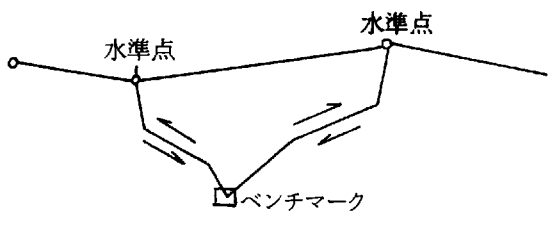
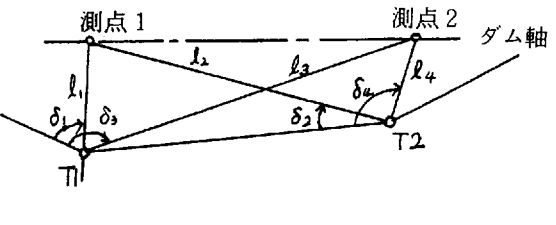
工 事	確認事項	確認箇所	確 認 方 法
道路改良工 事	縦 断 (測点の高さ)	既知の水準点、 仮ベンチマーク、 中心線の測点	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工事に使用する既知の水準点の高さを「水準測量成果表」で確認。(工事区間の前後が既設の場合は任意の水準点で可)</li> <li>2. 仮ベンチマークの高さを既知の水準点から実測により確認(「共通事項」参照)</li> <li>3. 既知の水準点から出発して各測点の高さを実測し、随時他の既知の水準点に併合せ、その閉合差が<math>10mm\sqrt{S}</math>以内であることを確認。</li> </ol> 
	横 断	幅員、横断勾配	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 道路中心線から両端までの幅を実測する。</li> <li>2. 両端の高さを実測する。</li> </ol> 
	構造物の位置・ 高さ、用地境 界杭の位置		「共通事項」参照

工 事	確認事項	確認箇所	確 認 方 法
橋 梁 工 事	橋梁前後の測点の位置、高さ	橋梁前後の2測点	<p>1. 位置、高さの確認方法は「共通事項」参照</p> <p>2. 橋長が長い（概ね100m以上）場合は2系統トラバース、2系統水準網を組む。</p> <p>3. 2系統のトラバース、2系統水準網からそれぞれ測点1、測点4の位置、高さを確認。</p> <p>4. 道路中心線と構造物中心線を確認。</p> <p style="text-align: center;">（例）2系統による位置、高さのチェック</p> 
	下部工フーチングの位置、高さ	フーチングの四隅	<p>1. 位置、高さの確認は「共通事項」参照。</p> <p>2. 位置ずれの許容誤差は50mm以内。高さの許容誤差は20mm以内。</p> <p style="text-align: center;">（注）2点（T2，T3）から最小限、対角線上の2点の位置、高さをチェック</p>

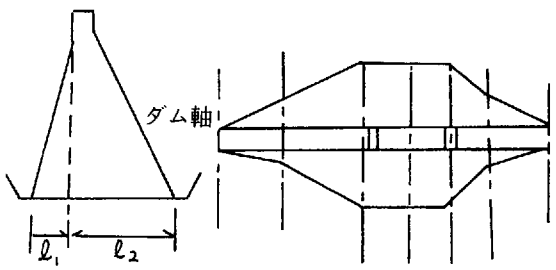
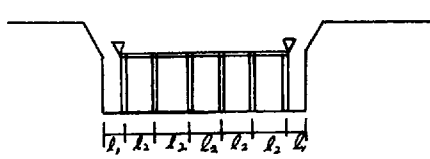
工 事	確認事項	確認箇所	確 認 方 法
橋 梁 工 事	下部工中心点間の距離	下部工中心点	<p>1. 下部工中心点間の距離を実測。許容誤差は±30mm以内。</p> 
	基礎杭	設置位置	<p>1. フーチングの隣り合う2辺から杭中心までの距離を実測。許容誤差は±100mm以内。</p>
	下部工配筋		<p>1. 引張側、圧縮側の鉄筋の径、間隔を実測又は写真により確認。 2. 支承の固定側、可動側を確認。</p>
トンネル工 事	トンネル前後の2測点の位置、高さ	トンネル前後の2測点	<p>1. 「橋梁工事」参照。但し延長の規定は除く。</p>
	中心線		<p>1. 「道路改良工事」参照</p>
	縦 断		<p>1. 「道路改良工事」参照</p>

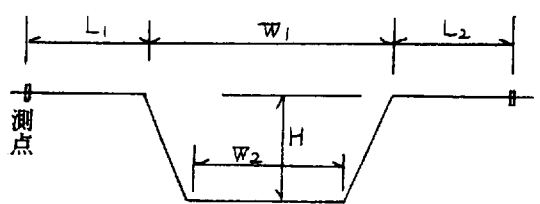
工 事 種 別	確認事項	確認箇所	確 認 方 法
河川改良 工 事	中心線	測 点	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 近傍の基準点の座標を基準点測量成果表でチェックする。</li> <li>2. 近傍の2つの基準点から測点の測角、測距を行ない、座標値を算出して、設計値と照合する。</li> <li>3. 座標の実測値と設計値の閉合差の許容誤差は50mm以内であること。</li> <li>4. 直線部は1測点以上（100mに1測点）の座標を実測する。</li> <li>5. 起終点は必ず実測による座標と設計値とを照合する。</li> </ol>  <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• T2から<math>\delta_1</math>、<math>l_1</math>をT3から<math>\delta_2</math>、<math>l_2</math>を実測して計算により測点2の座標値を求める。</li> </ul>
	縦 断	水準点及 び全測点	 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 近傍の水準点の高さを水準測量成果表から確認する。 (工事区間の上下流が既設の場合は水準点は任意水準点でもよい)</li> <li>2. 各測点の高さを順次実測し、随時近傍の水準点に閉合せその誤差が<math>10mm\sqrt{S}</math>以下であるかというかをチェックする。 但しSは片道観測距離 (km)</li> </ol>

工 事 種 別	種 別	確認事項	確認箇所	確 認 方 法
河川改良 工 事		横 断	全測点	<p>1. 丁張を設置した段階で幅員、高さを実測する。</p>  <p>(例) W<sub>1</sub>, W<sub>2</sub>, H<sub>1</sub>, H<sub>2</sub>, L<sub>1</sub>, L<sub>2</sub>を実測する。</p>
		構造物の位置・高さ、用地境界杭の位置・高さ		1. 「共通事項参照」
港湾、海岸、漁港工事	防波堤 岸壁 泊地 航路	位置、法線		<p>1. 近傍の基準点の座標を基準点測量成果表で確認する。</p> <p>2. 近傍の2つの基準点から測点の測角、測距を行ない、座標値を算出して設計値と照合する。</p> <p>3. 座標の実測値と設計値の閉合差の許容誤差は50mm以内であること。</p> <p>4. 引照点利用する場合は引照点の座標を確認して測点までの距離を実測する。設計値との許容誤差は50mm以内であること。</p> <p>(例)</p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>測点T2から<math>\delta_1</math>、<math>l_1</math>を、T3から<math>\delta_2</math>、<math>l_2</math>を実測して計算により測点3の座標値を求める。</li> <li>引照点aからa b方向の測点1、測点2の距離を実測して計算値と照合する。</li> </ul>

工 事	種 別	確認事項	確認箇所	確 認 方 法
港湾、海岸、漁港、海工事	ベンチマーク 工事用 基準面	ベンチマークの陸測、海測の高さ、工事用基準面の陸測の高さ		<p>1. 当該漁港の工事用基準面、ベンチマークの海測、陸測の高さを確認する。</p> <p>2. 近傍の2つの水準点からベンチマークの高さを実測する。この場合のそれぞれの許容誤差は <math>10\text{mm}\sqrt{S}</math> 以内であるとともに2つの測量結果の誤差が30mm以内であること。 (S : 片道観測距離km)</p> 
砂防工事 (治水ダムを含む)	不透過型 ダム	ダム軸の 位置	ダム軸	<p>1. 近傍の基準点の座標を基準点測量成果表で確認する。</p> <p>2. 近傍の2つの基準点からダム軸上の2つの測点（左右岸に各1点）の測角、測距を行ない、座標値を算出して設計値と照合する。</p> <p>3. 座標の実測値と設計値との閉合誤差の許容誤差は50mm以内であること。 (例)</p>  <p>・ T1から <math>\delta_1</math>、<math>l_1</math> を、T2から <math>\delta_2</math>、<math>l_2</math> を実測して計算により測点1の座標を求める。</p> <p>・ T1から <math>\delta_3</math>、<math>l_3</math> を、T2から <math>\delta_4</math>、<math>l_4</math> を実測して計算により測点2の座標を求める。</p>

工 事	種 別	確認事項	確認箇所	確 認 方 法
砂防工事 (治水ダムを含む)	不透過型 ダム	用地境界 杭		1. 近傍の2つの基準点から同様の方法で座標を算出する。
		仮ベンチ マーク	水準点及 び仮ベン チマーク	1. 近傍の水準点の高さを水準点の高さを水準測量 成果表から確認する。 2. 当該水準点から仮ベンチマークまでの水準測量 を行ない、仮ベンチマークの高さを確認する。 3. 許容誤差が $10mm\sqrt{S}$ 以内であること。 S : 片道観測距離km
		ダム軸が 下流側流 心方向と 直 角	水通し中 心測線、	1. 水通し中心測線の上流端から下流側を観測し、 下流側流心方向と一致していることを確認
	床掘完了 時の地盤 高	掘削面の 変化点	2. 各測点の地盤高を確認	

工 事	種 別	確認事項	確認箇所	確 認 方 法
砂防工事 (治山ダムを含む)	不透過型 ダム	基礎面の 堤体幅	掘削面の 変化点の 全測点	 <ul style="list-style-type: none"> <li>• ダム軸から上流端、下流端までの距離を全測点で実測</li> <li>• 局所的な凹凸が無いかを観察</li> <li>• ハンマーによる打撃</li> </ul>
	透 過 型 ダム	コンクリート部は不透過型と同じ  スリット間隔  鋼 材  天 端 高	掘削完了時の基礎面の全区域     スリット天端	 <ul style="list-style-type: none"> <li>• コンクリート打設時に箱抜き位置を実測</li> <li>• ミルシートと鋼材番号の確認</li> <li>• スリット部材長を実測</li> <li>• 両端部を実測（据付時）</li> </ul>

工 事	種 別	確認事項	確認箇所	確 認 方 法
砂防工事 (治山ダムを含む)	流路工	法 線  流路幅及び高さ 床固工等の構造物	起・終点及び中間点  起・終点及び中間点 設置位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・丁張を設置した段階で測点杭から法線の位置を実測</li> <li>・法線の通りを日視で確認。</li> <li>・丁張を設置した段階で河床幅、護岸工天端間の幅及び河床から護岸天端までの高さを実測</li> <li>・丁張を設置した段階で測点杭から位置を実測</li> </ul>  <p>(例) L<sub>1</sub>, L<sub>2</sub>, W<sub>1</sub>, W<sub>2</sub> H を実測する。</p>
地すべり防止工事	水抜ボーリング工  抑止杭工	位 置  水平角度 横方向角度  ボーリング長 ボーリング径  位 置  杭の間隔 杭長・杭径 材 質 傾 斜 角		<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施平面図及び横断面図で現地確認</li> <li>・水平角度はスラントルールで実測±2.5°以内</li> <li>・鉄線を挿入して実測</li> <li>・実測し図面と照合</li> <li>・近傍の2つの基準点から端部及び変化点の測点を実測する。閉合誤差の許容値は50mm以内である。</li> <li>・丁張を設置した段階で実測</li> <li>・実 測</li> <li>・ミルシートと現物で確認</li> <li>・実測±2.5°以内</li> </ul>

工 事	種 別	確認事項	確認箇所	確 認 方 法
地すべり 防止工事	グラウンド アンカー 工	ボーリン グ長、水 平角度・ 横方向角 度		鉄線を挿入して実測 ・水平角度はスラントルールで実測±2.5°以内  実 測
	集水井工	ボーリング径 定着角度 引張り試験 位 置  直径、深さ	丁 張	近傍の2つの基準点から集水井の中心の測点を実測 する。閉合誤差の許容値は50mm以内。  実 測

# 指示・承諾・協議一覽表

## 指示・承諾・協議一覧表 の適用にあたっての留意事項

基本的に各事業の工事編を優先適用とするが、記載のないものについては、各工事編を適用するものとする。

- 土木建築部発注の工事については、第4編～第10編を優先とする。
- 農林水産部発注の工事については、第11編～第13編を優先とする。

第1編 共通編

確認事項		監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様書	指示・承諾等を要する事項		
細別	内容						
第1章 総則							
総則	設計図書の照査等	2.設計図書の照査	受理 確認	施工前 施工中	1-1-3	施工前および施工途中において、自らの負担により約款第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、監督員に書面により提出。該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。	
		3.契約図書等の使用制限	指示	—		ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、約款第19条によるものとし、監督員からの指示による。	
	施工計画書	1.一般事項	承諾	—	1-1-4	契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、または伝達してはならない。	
		2.変更施工計画書	承諾	—		工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出 維持工事等簡易な工事においては監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略	
	工事用地等の使用	4.用地の返還	受理	施工前	1-1-7	施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合(工期や数量等の軽微な変更は除く)には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督員に提出	
		1.一般事項	指示	施工後		工事用地等の使用終了後は、設計図書の定めまたは監督員の指示に従い復旧の上、速やかに発注者に返還	
	施工体制台帳	1.一般事項	2.施工体系図	承諾	—	1-1-10	下請負契約を行った場合、設業法施行規則第14条の2に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出
			3.腕章の着用	承諾	—		施工体制台帳に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員に提出
		2.施工体系図	協議	施工前	各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに監督員に提出		
			協議	施工中	施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員に提出		
	調査・試験の協力	1.一般事項	協議	施工前	1-1-12	腕章の仕様については、記載例によるものとする。なお、これにより難しい場合は監督員と協議	
		5.独自の調査・試験を行う場合の処置	指示	施工前		発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う調査および試験に対して、監督員の指示	
	工事の一時中止	2.発注者の中止権	承諾	—	1-1-13	工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督員に説明し、承諾を得なければならない。 調査・試験等の成果を公表する場合、事前に説明し、承諾を得なければならない。	
		3.基本計画書の作成	指示	施工中		契約図書に違反したまたは監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部または一部の施工について一時中止させることができる。	
	工期変更	2.設計図書の変更等	協議	—	1-1-15	施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督員を通じて提出し、協議	
		3.工事の一時中止	協議	—		必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、工期変更に関して監督員と協議	
		4.工期の延長	協議	—		必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、工期変更に関して監督員と協議	
	支給材料および貸与品	3.支給品精算書、支給材料精算書	協議	—	1-1-16	可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、工期変更に関して監督員と協議	
		4.引渡場所	承諾	—		工事完成時(完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点。)、支給品精算書又は支給材料精算書を監督員に提出	
		5.返還	指示	—		「引渡場所」は、設計図書または監督員の指示	
6.修理等		指示	—	不用となった支給材料または貸与品を返還する場合、監督員の指示 支給材料及び貸与物件の修理等を行う場合、事前に監督員の承諾			
工事現場発成品	1.一般事項	承諾	—	1-1-17	設計図書に定められた現場発成品について、設計図書または監督員の指示する場所で監督員に引き渡すとともに、あわせて現場発成品調書を作成し、監督員に提出		
	2.設計図書以外の現場発成品の処置	指示	—		設計図書に定められた以外のものが発生した場合、監督員に連絡し、監督員が引き渡しを指示したものについては、監督員の指示する場所で監督員に引き渡すとともに、あわせて現場発成品調書を作成し、監督員に提出		
建設副産物	1.一般事項	協議	—	1-1-18	掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事または設計図書に指定された仮設工事にあつては、監督員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあつては、監督員の承諾		
	2.マニフェスト	把握	—		産業廃棄物が搬出される工事にあつては、産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督員に提示(A・B2・D・E票原本確認)		
	4.再生資源利用計画	承諾	—		コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、「大分県建設リサイクルガイドライン」に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出		

第1編 共通編

確認事項			監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様書	指示・承諾等を要する事項	
細別	内容						
総則	建設副産物	5.再生資源利用促進計画	受理	施工前	1-1-18	建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、「大分県建設リサイクルガイドライン」に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出	
		6.実施書の提出	受理	施工後		再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用計画書(実施書)」及び「再生資源利用促進計画書(実施書)」を監督員に提出	
	工事完成図		受理	施工後	1-1-19	出来形測量の結果を基に、工事数量総括表及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督員に提出	
			受理	施工後		出来形測量の結果及び設計図書に従って完成図を作成し監督員に提出	
			承諾	施工後		各種ブロック製作工等工事目的物によっては、監督員の承諾を得て工事完成図を省略	
	工事完成検査		1.工事完成通知の提出	受理	施工後	1-1-20	工事完成通知を監督員に提出
5.修補の指示			指示	施工前	修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の指示		
総則	出来形確認等		2.部分払いの請求	受理	施工後	1-1-21	部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督員に提出
			7.中間前払金の請求	受理	施工後		中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に中間前払金認定請求書に工事履行報告書及び工程表を添付し、監督員に提出
	施工管理		2.施工管理頻度、密度の変更	指示	施工前	1-1-23	監督員は、仕様書に掲げる場合、設計図書に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更することができる。この場合、受注者は、監督員の指示
			3.標示板の設置	承諾	施工前		標示板の設置が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略することができるものとする
				協議	施工前		工事を実施するにあたり、防護施設の設置、迂回路の標示等が必要な場合は、監督員と協議
			5.周辺への影響防止	協議	施工中		施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じるおそれがある場合、または、影響が生じた場合には直ちに監督員へ連絡し、その対応方法等に関して監督員と速やかに協議
			7.発見・拾得物の処置	指示	施工中		工事中に物件を発見または拾得した場合は、直ちに関係機関へ通報するとともに、監督員へ連絡しその対応について指示
			8.記録及び関係書類	受理把握	施工後		「土木工事施工管理基準及び規格値」により施工管理を行い、また、写真管理基準により写真管理を行うと、その記録及び関係書類を作成、保管し、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。ただし、それ以外で監督員からの請求があった場合は提示
	協議	施工前		「土木工事施工管理基準及び規格値」に定められていない工種については、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。			
	履行報告		4.使用する建設機械	受理	施工中 施工後	1-1-24	工事履行報告書を監督員に提出
			6.架空線等事故防止対策	承諾	施工中		土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督員の承諾
	工事中の安全確保		13.安全教育・訓練等の記録	把握	施工中 施工後	1-1-26	架空線等上空施設の位置及び占有者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材等置き場等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現地調査(場所、種類、高さ等)を行い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず監督員へ報告
			18.災害発生時の応急処置	把握	施工中		安全教育および安全訓練等の実施状況について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備および保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示
			19.地下埋設物等の調査	把握	施工中		災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡
			20.不明の地下埋設物等の処置	把握	施工中		工事施工箇所に地下埋設物等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督員に報告
			21.地下埋設物等損害時の措置	把握	施工中		施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督員に連絡し、その処置については占有者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない
			2.苦情対応	把握	施工中		地下埋設物等々に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡し、応急措置をとり補修しなければならない
	後片付け		指示	施工中	1-1-28	工事検査に必要な足場、はしご等は、監督員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする	
事故報告書		受理	施工中	1-1-29	工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡するとともに、監督員が指示する様式(工事事故報告書)で指示する期日までに、提出		
環境対策		2.苦情対応	受理	施工中	1-1-30	環境への影響が予知されまたは発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督員に連絡	
			受理	施工中		第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告	
		3.注意義務	受理	施工中		工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を監督員に提出	

第1編 共通編

確認事項			監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様書	指示・承諾等を要する事項
細別	内容					
総則	環境対策	6.排出ガス対策型建設機械	協議	施工前	1-1-30	排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械により難い場合は、監督員と協議
			受理	施工前		排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、受注者は、施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い監督員に提出
	環境対策	8.低騒音型・低振動型建設機械	協議	施工前	1-1-30	施工時期・現場条件等により、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を一部調達ができない場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議
		9.特定調達品目	協議 受理 指示	施工前		特定調達品目の使用を積極的に推進するものとし、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難い場合は、監督職員と協議する。また、その調達実績の集計結果を監督職員に提出するものとする。なお、集計及び提出の方法は、設計図書及び監督職員の指示による。
	文化財の保護	1.一般事項	協議	施工中	1-1-31	工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、設計図書に関して監督員に協議
	交通安全管理	10.水中落下支障物の処置	受理	施工中	1-1-32	船舶の航行または漁業の操業に支障をきたすおそれのある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。なお、直ちに取除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、関係機関に通報及び監督員へ連絡
		11.作業船舶機械故障時の処理	受理	施工中		作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。なお、故障により二次災害を招くおそれがある場合は、直ちに応急の措置を講じ、関係機関に通報及び監督員へ連絡
施設管理		協議	施工中	1-1-33	工事現場における公物、または部分使用施設(約款第33条の適用部分)について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生ずるおそれがある場合には、その処置について監督員と協議	
総則	諸法令の遵守	3.不適當な契約図書の処置	協議	施工前 施工中	1-1-34	当該工事の計画、契約図面、仕様書および契約そのものが第1項の諸法令に照らし不適當であったり矛盾していることが判明した場合には直ちに監督員と協議
	官公庁等への手続き	3.諸手続きの提示、提出	把握 受理	施工前	1-1-35	諸手続きにおいて許可、承諾等を得たときは、その書面を監督員に提示しなければならない。なお、監督員から請求があった場合は、写しを提出
		4.許可承諾条件の遵守	協議	施工前		手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督員と協議
		7.交渉時の注意	受理	施工中		国、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督員に連絡
		8.交渉内容明確化	受理 指示	施工中		交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し、指示
	施工時期及び施工時間変更	1.施工時間の変更	協議	施工前	1-1-36	設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議
		2.休日または夜間の作業連絡	受理 受理	施工前 施工前		設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に、作業を行うにあたっては、事前にその理由を監督員に連絡 現道上の工事については書面により提出
	工事測量	1.一般事項	指示	施工前	1-1-37	測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督員に測量結果を速やかに提出し指示
			指示 受理	施工前 施工前		測量標(仮BM)及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督員の指示 測量結果を監督員に提出
		2.引照点等の設置	受理	施工中		工事施工に必要な仮水準点、多角点、基線、法線、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを確認し、変動や損傷のないよう努めなければならない。変動や損傷が生じた場合、監督員に連絡
		3.工事用測量標の取扱い	承諾	施工中		用地幅杭、測量標(仮BM)、工事用多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督員の承諾を得て移設することができる。
	協議		施工中	用地幅杭が現存しない場合は、監督員と協議		
不可抗力による損害	1.工事災害の報告	受理	施工中	1-1-38	災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、直ちに監督員に報告	
特許権等	1.一般事項	協議	施工前	1-1-39	特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨明示が無く、その使用に關した費用負担を約款第8条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督員と協議	
	2.保全措置	協議	施工中		業務の遂行により発明または考案したときは、これを保全するために必要な措置を講じ、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議	
保険の付保及び事故の補償	5.掛金収納書の提出	受理	施工中	1-1-40	建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その掛金収納書(発注者用)を工事請負契約締結後7日以内に建退共証紙購入申告書と併せて、発注者に提出	
		把握	施工後		工事完成時、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、監督員に提示	
臨機の措置		受理	施工中	1-1-41	災害防止等のために必要があると認め、臨機の措置を取った場合は、その内容を直ちに通知	
再生資材等の利用		協議	施工前	1-1-45	再生資材等を利用する場合	
暴力団関係者による不当介入の排除対策		受理	施工前	1-1-47	暴力団関係者等からの不当介入を受けた場合は、拒否するとともに報告、かつ、警察に届け出	
交通誘導員の資格要件		受理	着手前	1-1-50	大分県公安委員会が、道路における危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務として定めた路線区間において交通誘導警備業務に従事する場合、一級、二級検定合格警備員資格証等の資料の提出	

第1編 共通編

確認事項		監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様書	指示・承諾等を要する事項	
細別	内容					
第2章 土工						
適用すべき諸基準		承諾 協議	着工前	第2節	設計図書において特に定めのない事項については、仕様書の基準類による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議	
河川、海岸、 砂防土工	一般事項	2.地山の土及び 岩の分類	確認	施工前 施工中	2-3-1	設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を確かめられた時点で、監督員の確認を受けなければならない
			指示 把握	施工前 施工中		設計図書に示された土及び岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、監督員の指示を受けなければならない。なお、確認のための資料を整備および保管し、監督員の請求があった場合は速やかに提示
		5.発生土受入れ 地等	指示	着手前		建設発生土受入れ地及び建設廃棄物処理地の位置、及び建設発生土の内容等については、設計図書及び監督員の指示
			協議	着手前		施工上やむを得ず指定された場所以外に建設発生土または、建設廃棄物を処分する場合には、事前に設計図書に関して監督員と協議
		7.建設発生土受 入れ地の実測	受理	着手前		建設発生土の受入れ地への搬入に先立ち、指定された建設発生土の受入れ地について地形を実測し、資料を監督員に提出
			承諾	着手前		実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督員の承諾
	掘削工	1.一般事項	承諾	着手前	2-3-2	水の流れに対して影響を与える場合には、掘削順序、方向または高さ等についてあらかじめ設計図書に関して監督員の承諾(水中掘削も同様)
			協議 受理	施工中		掘削工の施工中に、自然に崩壊、地すべり等が生じた場合、あるいはそれらを生ずるおそれがあるときは、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督員に通知
		3.異常時の処理	協議 受理	施工中		
	盛土工	8.異常時の処理	協議 受理	施工中	2-3-3	盛土工の施工中、予期できなかった沈下等の有害な現象があった場合には、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急処置をとった後、直ちに監督員に通知
		9.採取場の実測	受理 承諾	着手前		土の採取に先立ち、指定された採取場について地形を実測し、資料を監督員に提出しなければならない。ただし、受注者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督員の承諾
		10.採取場の維持 及び修復	協議	施工中		土の採取にあたり、採取場の維持及び修復について採取場ごとの条件に応じて施工するとともに、土の採取中、土質に著しい変化があった場合には、設計図書に関して監督員と協議
河川、海岸、 砂防土工	盛土工	15.一段階の盛土 高さ	承諾	施工中	2-3-3	軟弱地盤上の盛土工の施工の一段階の盛土高さは設計図書によるものとし、その沈下や周囲の地盤の水平変位等を監視しながら盛土を施工し、監督員の承諾を得た後、次の盛土に着手しなければならない
		16.異常時の処理	承諾 受理	施工中		軟弱地盤上の盛土工の施工中、予期できなかった沈下または滑動等が生ずるおそれがあると予測された場合には、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急処置をとった後、直ちにその措置内容を監督員に通知
	盛土補強工	2.盛土材の確認	承諾	施工中	2-3-4	盛土材の巻出しに先立ち、予定している盛土材料の確認を行い、設計図書に関して監督員の承諾
		3.基盤面の排水 処理	協議	施工中		第1層の補強材の敷設に先立ち、現地盤の伐根除根及び不陸の整地を行なうとともに、設計図書に関して監督員と協議のうえ、基盤面に排水処理を行なわなければならない
		5.盛土横断方向 の面状補強材	協議	施工中		面状補強材の引張り強さを考慮する盛土横断方向については、設計図書で特に定めのある場合を除き、面状補強材に継ぎ目を設けてはならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は設計図書に関して監督員と協議
		7.敷設困難な場 合の処理	協議	施工中		現場の状況や曲線、隅角などの折れ部により設計図書に示された方法で補強材を敷設することが困難な場合は、設計図書に関して監督員と協議
		9.壁面工の段数	承諾	施工中		盛土に先行して組立てられる壁面工の段数は、2段までとしなければならない。なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員の承諾
		10.壁面工付近 等の締固め	承諾	施工中		設計図書に明示した場合を除き、壁面工付近や隅角部の締固めにおいては、各補強土工法のマニュアルに基づくとともに、壁面から1.0~1.5m程度の範囲では、振動コンパクトや小型振動ローラなどを用いて人力によって入念に行わなければならない。これにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議
	法面整形工	12.壁面変位の観 測	協議	施工中	2-3-5	壁面工の設置に先立ち、壁面の直線性や変形について確認しながら施工しなければならない。許容値を超える壁面変位が観測された場合は、直ちに作業を中止し、設計図書に関して監督員と協議
		1.一般事項	協議	施工中		浮石が大きく取り除くことが困難な場合には、設計図書に関して監督員と協議
		5.崩壊のおそれ ある箇所等の処 理	協議	施工中		砂防土工における斜面の掘削部法面整形の施工にあたり、崩壊のおそれのある箇所、あるいは湧水、軟弱地盤等の不良箇所の法面整形は、設計図書に関して監督員と協議
	道路土工	一般事項	4.地山の土及び 岩の分類	確認 把握	着手前 施工中	2-4-1

第1編 共通編

確認事項			監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様書	指示・承諾等を要する事項
細別	内容					
道路土工	一般事項	6.湧水処理	協議 受理	施工中	2-4-1	工事箇所において工事目的物に影響をおよぼすおそれがあるような予期できなかった湧水が発生した場合には、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急処置をとった後、直ちにその措置内容を監督員に通知 建設発生土受入れ地及び建設廃棄物処分地の位置、建設発生土の内容等については、設計図書及び監督員の指示 施工上やむを得ず指定された場所以外に建設発生土または、建設廃棄物を処分する場合には、事前に設計図書に関して監督員と協議 建設発生土の受入れ地への搬入に先立ち、指定された建設発生土の受入れ地について地形を実測し、資料を監督員に提出 実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督員の承諾 伐開除根作業における伐開発生物の処理方法については、設計図書によるものとするが、処理方法が示されていない場合には、設計図書に関して監督員と協議 軟弱地盤上の盛土工の施工の一段階の高さは設計図書によるものとし、その沈下や周囲の地盤の水平変化等を監視しながら盛土を施工し、監督員の承諾を得た後、次の盛土に着手しなければならない 軟弱地盤上の盛土の施工中、予期できなかった沈下または滑動等が生ずるおそれがあると予測された場合には、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急処置をとった後、直ちにその措置内容を監督員に通知
		9.建設発生土受入れ地等	指示	着手前		
		11.建設発生土の受入れ地の実測	協議	着手前		
			受理	着手前		
		14.伐開発生物の処理方法	承諾	着手前		
		19.一段階の盛土高さ	協議	着手前		
	20.異常時の処理	協議 受理	施工中			
	掘削工	1.一般事項	協議 受理	施工中	2-4-2	施工にあたり、掘削中の土質に著しい変化が認められた場合、または埋設物を発見した場合は、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急処置をとった後、直ちにその措置内容を監督員に通知 掘削工の施工中に自然に崩壊、地すべり等が生じた場合、あるいはそれらを生ずるおそれがあるときは、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急処置をとった後、直ちにその措置内容を監督員に通知 路床面において、設計図書に示す支持力が得られない場合、または均等に疑義がある場合には、監督員と協議 万一誤って仕上げ面を超えて発破を行った場合には、受注者は監督員の承諾を得た工法で修復しなければならない。
		3.自然崩壊等異常時の処理	協議 承諾	施工中		
		4.路床面の支持力	協議	施工中		
		6.硬岩掘削時の注意	承諾	施工中		
	路体盛土工	1.一般事項	協議	施工中	2-4-3	施工する地盤で盛土の締固め基準を確保できないような予測しない軟弱地盤・有機質土・ヘドロ等の不良地盤が現れた場合には、敷設材工法等の処置工法について、設計図書に関して監督員と協議 路体盛土作業中、予期できなかった沈下等の有害な現象のあった場合に、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急処置をとった後、直ちにその措置内容を監督員に通知 土の採取に先立ち、指定された採取場について地形を実測し、資料を監督員に提出しなければならない。ただし、受注者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督員の承諾 土の採取にあたり、採取場の維持及び修復について採取場ごとの条件に応じて施工するとともに、土の採取中、土質に著しい変化があった場合には、設計図書に関して監督員と協議
		11.異常時の処理	協議 受理	施工中		
12.採取場の実測		受理 承諾	施工前			
13.採取場の維持及び修復		協議	施工中			
道路土工	路床盛土工	1.一般事項	協議	施工中	2-4-4	路床盛土工を施工する地盤で盛土の締固め基準を確保できないような予測しない軟弱地盤・有機質土・ヘドロ等の不良地盤が現れた場合には、敷設材工法等の処理方法について監督員と協議 路床盛土工の作業中、予期できなかった沈下等の有害な現象のあった場合に工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急処置をとった後、直ちにその措置内容を監督員に通知 土の採取の搬入に先立ち、指定された採取場、建設発生土の受入れ地について地形を実測し、資料を監督員に提出しなければならない。ただし、受注者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督員の承諾 土の採取にあたり、採取場の維持及び修復について採取場ごとの条件に応じて施工するとともに、土の採取中、土質に著しい変化があった場合には、設計図書に関して監督員と協議
		9.異常時の処理	協議 受理	施工中		
		14.土の採取	受理 承諾	施工中		
		15.採取場の維持及び修復	協議	施工中		
	法面整形工	1.一般事項	協議	施工中	2-4-5	浮石が大きく取り除くことが困難な場合には、設計図書に関して監督員と協議
第3章 無筋、鉄筋コンクリート						
適用	3.適用規定(2)	承諾	着工前	第1節	コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書(施工編)[2017年制定]」(土木学会、2018年3月)のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督員の承諾	
適用すべき諸基準	1.適用規定	承諾 協議	着工前	第2節	設計図書において特に定めのない事項については、仕様書の基準類による。これより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議	
	3.塩分の浸透防止	協議	施工前		アルカリ骨材反応による損傷が構造物の品質・性能に重大な影響を及ぼすと考えられる場合には、塩分の浸透を防止するための塗装等の措置方法について、設計図書に関して監督員と協議	

第1編 共通編

確認事項			監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様書	指示・承諾等を要する事項	
細別	内容						
レディーミ ストコンクリ ート	工場の選定	1.一般事項	把握 受理	着工前	3-3-2	本条1項(1)により選定した工場が製造したJISマーク表示されたレディーミストコンクリートを用いる場合は、製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時に提出	
			確認	着工前		JISマーク表示認証製品を製造している工場(産業標準化法(平成30年5月改正 法律第33号)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場)が工事現場近くに見あたらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたい。その資料により監督員の確認	
			確認	着工前		JISマーク表示認証工場でない工場で製造されたレディーミストコンクリート及びJISマーク表示認証工場であってもJIS A 5308(レディーミストコンクリート)以外のレディーミストコンクリートを用いる場合は、設計図書及び第1編3-5-4材料の計量及び練混ぜ、配合に臨場するとともに製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料により監督員の確認	
コンクリートミ キサ一船	コンクリートミキサ一船の選定		承諾	着工前	3-4-2	施工に先立ちコンクリート製造能力、製造設備、品質管理状態等を考慮してコンクリートミキサ一船を選定し、監督員の承諾	
現場練りコン クリート	配合	2.配合試験	確認	着工前	3-5-3	施工に先立ち、あらかじめ配合試験を行い、示方配合表を作成し監督員の確認	
		5.材料変更等	協議	着工前		使用する材料を変更したり、示方配合の修正が必要と認められる場合には、示方配合表を作成し、事前に監督員に協議	
	材料の計量及び 練混ぜ	1.計量装置	把握	着工前	3-5-4	材料の計量設備の計量精度の定期的な点検を行わなければならない。なお、点検結果の資料を整備および保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示	
		2.材料の計量	承諾	着工前		骨材の表面水率の試験は、JIS A 1111(細骨材の表面水率試験方法)若しくはJIS A 1125(骨材の含水率試験方法及び含水率に基づく表面水率の試験方法)または監督員の承諾を得た方法	
			協議	着工前		定めた示方配合を現場配合に修正した内容をその都度、監督員に協議	
		3.練混ぜ	協議	着工前		機械練りが不可能でかつ簡易な構造物の場合で、手練りで行う場合には、受注者は、設計図書に関して監督員に協議	
運搬・打設	運搬	3.トラックアジ テータ	協議	施工前	3-6-3	運搬車の使用にあたって、練り混ぜたコンクリートを均一に保持し、材料の分離を起こさずに、容易に完全に排出できるトラックアジテータを使用しなければならない。これにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議	
		打設	1.一般事項	協議	施工前	3-6-4	コンクリートを速やかに運搬し、直ちに打込み、十分に締固めなければならない。練混ぜてから打ち終わるまでの時間は、原則として外気温が25℃を超える場合で1.5時間、25℃以下の場合で2時間を超えないものとし、かつコンクリートの運搬時間(練り混ぜ開始から荷卸し地点に到着するまでの時間)は1.5時間以内としなければならない。これ以外で施工する可能性のある場合は、監督員と協議
	5.コンクリートポン プ使用時の注意		承諾	施工前	コンクリートポンプを用いる場合は、「コンクリートのポンプ施工指針(案)5章圧送」(土木学会、平成24年6月)の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾		
	8.シュート使用時の 注意		承諾	施工前	打設にシュートを使用する場合には縦シュートを用いるものとし、漏斗管、フレキシブルなホース等により、自由に曲がる構造のものを選定しなければならない。なお、これにより難い場合は、事前に監督員の承諾		
	打継目	1.一般事項	協議	施工前	3-6-7	打継目の位置及び構造は、契約図面の定めによるものとする。ただし、受注者は、やむを得ず契約図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の性能を損なわないように、その位置、方向及び施工方法を定め、監督員と協議	
		9.ひび割れ誘発 目地	協議	施工前		温度変化や乾燥収縮などにより生じるひび割れを集中させる目的で、必要に応じてひび割れ誘発目地を設けようとする場合は監督員と協議	
	養生	2.湿润状態の保 持	協議	施工前	3-6-9	中庸熱ポルトランドセメントや低熱ポルトランドセメント等の表3-3に示されていないセメントを使用する場合には、湿润養生期間に関して監督員と協議	
		4.蒸気養生等	協議	着工前		膜養生を行う場合には、設計図書に関して監督員と協議	
	鉄筋工	一般事項	2.照査	協議	着工前	3-7-1	施工前に、設計図書に示された形状および寸法で、鉄筋の組立が可能か、また打込み及び締め固め作業を行うために必要な空間が確保されていることを確認。不備を発見したときは監督員に協議。
			加工	2.鉄筋加工時の 温度	把握	施工前	3-7-3
3.鉄筋の曲げ半 径		承諾		施工前	3-7-3	施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書(設計編)[2017年制定]第13章鉄筋に関する構造細目」(土木学会、2018年3月)の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾	
組立		3.鉄筋かぶりの 確保	協議	施工前	3-7-4	型枠に接するスペーサーについてはコンクリート製あるいはモルタル製で本体コンクリートと同等以上の品質を有するものを使用しなければならない。なお、これ以外のスペーサーを使用する場合は監督員と協議	

第1編 共通編

確認事項		監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様書	指示・承諾等を要する事項		
細別	内容						
鉄筋工	継手	1.一般事項	承諾	施工前	3-7-5	設計図書に示されていない鉄筋の継手を設けるときには、継手の位置及び方法について、施工前に設計図書に関して監督員の承諾	
		4.継手構造の選定	把握	施工前		鉄筋の継手に圧接継手、溶接継手または機械式継手を用いる場合には、鉄筋の種類、直径および施工箇所に応じた施工方法を選び、その品質を証明する資料を整備および保管し、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示	
		8.機械式鉄筋継手	承諾協議	施工前		施工する工法について必要な性能に関し、公的機関等(所定の試験、評価が可能な大学や自治体、民間の試験機関を含む)による技術的な確認を受け交付された証明書の写しについて監督員の承諾 設計時に機械式鉄筋継手工法が適用されていない継手において、機械式鉄筋継手工法を適用する場合は、別途、監督員と協議	
	ガス圧接	1.圧接工の資格	承諾把握	施工前		3-7-6	ガス圧接の施工方法を熱間押し抜き法とする場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。また、圧接工の技量の確認に関して、監督員または検査員から請求があった場合は、資格証明書等を速やかに提示
		2.施工できない場合の処理	協議	施工前			鉄筋のガス圧接箇所が設計図書どおりに施工できない場合は、その処置方法について施工前に監督員と協議
寒中コンクリート	施工	1.一般事項	協議	着工前	3-10-2	AEコンクリートを用いなければならない。これ以外を用いる場合は、監督員と協議	
水中コンクリート	施工	7.水中コンクリートの打設方法	協議	施工前	3-12-2	ケーシング(コンクリートポンプとケーシングの併用方式)、トレミーまたはコンクリートポンプを使用してコンクリートを打設しなければならない。これにより難しい場合は、代替工法について監督員と協議	
		11.底開き箱及び底開き袋による打設	承諾	施工前		底開き箱または底開き袋を使用する場合は、事前に監督員の承諾	
	海水の作用を受けるコンクリート	2.水平打継目の設置位置	承諾	着工前	3-12-3	設計図書に示す最高潮位から上60cm及び最低潮位から下60cmの間のコンクリートに水平打継目を設けてはならない。干満差が大きく一回の打上がり高さが非常に高くなる場合や、その他やむを得ない事情で打継目を設ける必要がある場合には、設計図書に関して監督員の承諾	
水中不分離性コンクリート	コンクリートの製造	4.練混ぜ	協議	着工前	3-13-3	コンクリート製造設備の整ったプラントで練混ぜなければならない。なお、やむを得ず現場で水中不分離性混和剤及び高性能減水剤を添加する場合は、事前に仕様書に示した項目を検討し監督員と協議	
	打設	3.打設	協議	着工前	3-13-4	やむを得ず、流水中や水中落下高さが50cmを越える状態での打込みを行う場合には、所要の品質を満足するコンクリートが得られることを確認するとともに、設計図書に関して監督員と協議	
プレパックドコンクリート	施工	1.型枠	承諾	着工前	3-14-3	事前に型枠の取外し時期について、監督員の承諾	
		4.注入管の配置	承諾	施工前		鉛直注入管を水平間隔2m以下に配置しなければならない。なお、水平間隔が2mを超える場合は、事前に監督員の承諾	
		6.注入	承諾	施工前		規定の高さまで継続して、モルタル注入を行わなければならない。なお、やむを得ず注入を中断し、設計図書又は施工計画にないところに打継目を設ける場合には、事前に打継目処置方法に関して監督員の承諾	

## 第2編 材料編

確認事項		監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様書	指示・承諾等を要する事項	
細別	内容					
第1章 一般事項						
工事材料の 品質	1.一般事項	把握 受理	施工前	第2節	<p>工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。ただし、設計図書で品質規格証明書等の提出を定められているものについては、監督員へ提出</p> <p>設計図書において試験を行うこととしている工事材料について、JISまたは設計図書に定める方法により、試験を実施しその結果を監督員に提出 なお、JISマーク表示品については試験を省略できる。</p> <p>設計図書において監督員の試験もしくは確認及び承諾を受けて使用することを指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに監督員に提出し、確認を受けなければならない。 なお、JISマーク表示品については、JISマーク表示状態の確認とし見本または品質を証明する資料の提出は省略できる。</p> <p>材質の変質により工事材料の使用が、不相当と監督員から指示された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再度確認を受けなければならない。</p> <p>海外で生産された建設資材のうちJISマーク表示品以外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を監督員に提出</p>	
	3.試験を行う工事材料	受理	施工前			
	4.見本・品質証明資料	確認	施工前			
	5.材料の保管	指示 確認	施工前			
	6.海外の建設資材の品質証明	受理	施工前			
第2章 土木工事材料						
セメントコンクリート製品	一般事項	2.塩化物含有量	承諾	施工前	2-7-1	<p>練混ぜ時の全塩化物イオンは0.30kg/m<sup>3</sup>以下とするものとする。なお、これを超えるものを使用する場合は、設計図書に関して監督員の承諾</p> <p>アルカリ骨材反応抑制対策の適合を確認した資料を監督員に提出</p>
		3.アルカリ骨材反応抑制対策	受理	施工前		
道路標識及び区画線	道路標識	(4)反射シート	確認	施工前	2-12-1	設計図書(仕様書を含む)に示した品質以外の反射シートを用いる場合に、受注者は監督員の確認

第3編 土木工事共通編

確認事項		監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様書	指示・承諾等を要する事項	
細別	内容					
第1章 総則						
総則	監督員による段階確認及び立合等	1.立会願の提出	受理	施工前	1-1-3	設計図書に従って監督員の立会が必要な場合は、あらかじめ立会願を所定の様式により監督員に提出
		6.段階確認	受理	施工前		事前に段階確認に係わる報告(種別、細別、施工予定時期等)を監督員に提出
			受理	施工後		監督員の確認を受けた書面を、工事完成時まで監督員へ提出
	7.段階確認の臨場	把握確認	施工後	設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者は、監督員に施工管理記録、写真等の資料を提示し確認		
	数量の算出	2.出来形数量の提出	受理	施工後	1-1-4	出来形測量の結果を基に、工事数量総括表及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督員からの請求があった場合は速やかに提出
提出書類	1.一般事項	受理指示	施工前	1-1-5	提出書類を工事請負契約関係の様式等に基づき、監督員に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督員の指示する様式によらなければならない	
創意工夫		受理	施工後	1-1-6	自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として特に評価できる項目について、工事完成時まで所定の様式により、監督員に提出	
第2章 一般施工						
適用すべき諸基準		承諾協議	施工前	第2節	設計図書において特に定めのない事項については、仕様書の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議	
共通の工種	作業土工 (床堀、埋戻し)	1.埋設物	協議	施工中	2-3-3	埋設物を発見した場合は、設計図書に関して監督員と協議
		3.異常時の処理	協議	施工中		床掘りにより崩壊または破損のおそれがある構造物等を発見した場合には、応急措置を講ずるとともに直ちに設計図書に関して監督員と協議
		7.過掘りの処理	協議	施工中		施工上やむを得ず、既設構造物等を設計図書に定める断面を超えて床掘りの必要が生じた場合には、事前に設計図書に関して監督員と協議
		8.埋戻し材料	指示	施工中		監督員が指示する構造物の埋戻し材料については、この仕様書における関係各項に定めた土質
		11.狭隘箇所等の埋戻し	協議	施工中		構造物の隣接箇所や狭い箇所において埋戻しを行う場合は、小型締固め機械を使用し均一になるように仕上げなければならない。なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議
	矢板工	2.鋼矢板の継手部	協議	施工中	2-3-4	鋼矢板の継手部は、かみ合わせて施工しなければならない。なお、これにより難しい場合は設計図書に関して監督員と協議
		5.異常時の処理	協議	施工中		設計図書に示された深度に達する前に矢板が打込み不能となった場合は、原因を調査するとともに、設計図書に関して監督員と協議
		8.矢板引抜き跡の埋戻し	協議	施工中		空隙による地盤沈下の影響が大きいと判断される場合は、設計図書に関して監督員と協議
	防止柵工	1.一般事項	協議	着工前	2-3-7	防止柵を設置する場合、現地の状況により、位置に支障があるときまたは、位置が明示されていない場合には、設計図書に関して監督員と協議
	路側防護柵工	3.支柱位置支障等の処置	協議	着工前	2-3-8	支柱の施工にあたって橋梁、擁壁、函渠などのコンクリートの中に防護柵を設置する場合、設計図書に定められた位置に支障があるときまたは、位置が明示されていない場合、設計図書に関して監督員と協議
	区画線工	2.区画線施工前の打合せ	指示	施工前	2-3-9	溶融式、ペイント式、高視認性、仮区画線の施工に先立ち施工箇所、施工時間帯、施工種類について監督員の指示を受けるとともに、所轄警察署とも打ち合わせ
	道路付属物工	4.支柱のコンクリート構造物の設置方法	協議	着工前	2-3-10	視線誘導標の施工にあたって、支柱を橋梁、擁壁、函渠などのコンクリート中に設置する場合、設計図書に定められた位置に設置しなければならないが、その位置に支障があるとき、また位置が明示されていない場合は、設計図書に関して監督員と協議
		5.距離標の設置	協議	着工前		障害物などにより所定の位置に設置できない場合は、設計図書に関して監督員と協議
		6.道路紙の設置	協議	着工前		設置位置が明示されていない場合は、設計図書に関して監督員と協議
	ホストテンション 桁製作工	3.PC緊張の施工	受理	着工前	2-3-13	プレストレスの導入に先立ち、仕様書の試験に基づき、監督員に緊張管理計画書を提出
受理			施工中	緊張管理計画書で示された荷重計の示度と、PC鋼材の拔出し量の測定値との関係が許容範囲を超える場合は、直ちに監督員に連絡するとともに原因を調査		
4.グラウト施工		把握	施工後	プレストレスの施工は、「道路橋示方書・同解説(Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編)17.11 PC鋼材工及び緊張工」(日本道路協会、平成29年11月)に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC鋼材の拔出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備および保管し、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示		
		協議	施工前	プレストレス終了後のPC鋼材の切断は、機械的手法によるものとする。これによりがたい場合は、設計図書に関して監督員と協議		
プレキャストセグメント主桁組立工	2.ブロック組立て施工	承諾	施工前	2-3-14	グラウトに用いるセメントは、JIS R 5210(ポルトランドセメント)に適合する普通ポルトランドセメントを標準とするが、これにより難しい場合は監督員と協議	
		承諾	施工前		暑中におけるグラウトの施工については、グラウトの温度上昇、過早な硬化などがないように、材料及び施工については、事前に設計図書に関して監督員の承諾	
捨石工	2.施工方法の変更	協議	施工前	2-3-19	接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書(規準編)[2018年制定]」(土木学会、2018年10月)におけるJSC-E-H101-2013 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格(案)による。これにより難しい場合は、監督員の承諾	
階段工	1.一般事項	協議	施工前	2-3-22	設計図書において指定した捨石基礎の施工方法に関して、施工箇所の波浪及び流水の影響により施工方法の変更が必要な場合は、設計図書に関して監督員と協議	

第3編 土木工事共通編

確認事項		監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様書	指示・承諾等を要する事項	
細別	内容					
共通の工種	現場継手工	1.一般事項	協議	施工前	2-3-23	接触面に規定以外の処理を施す場合は、設計図書に関して監督員と協議 締付け確認をボルト締付け後速やかに行い、その記録を整備および保管し、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示
		7.締付け確認	把握	施工中		
	伸縮装置工	1.一般事項	把握	施工前	2-3-24	伸縮装置の据付けについては、施工時の気温を考慮し、設計時の標準温度で、橋と支承の相対位置が標準位置となるよう温度補正を行って据付け位置を決定すること。また、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示
		2.橋歴版	指示	施工前		
	銘板工	1.一般事項	確認	施工前	2-3-25	項目、内容の詳細は監督員と確認。材質はJIS H2202(鋳物用銅合金地金)を使用 取付け位置については、監督員の指示
		3.縦締め施工	承諾	施工前		
	プレキャストカルバート工	1.一般事項	協議	施工前	2-3-28	現地の状況により設計図書に示された据付け勾配により難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議 縦締め施工については、「道路土工-カルバート工指針7-2(2)敷設工」(日本道路協会、平成22年3月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾
		10.異常時の処理	協議	施工前		
	側溝工	12.コルゲートパイプの布設条件	協議	施工前	2-3-29	布設については、砂質土または軟弱地盤が出現した場合には、施工する前に設計図書に関して監督員と協議 布設条件(地盤条件・出来型等)については設計図書によるものとし、予期しない沈下のおそれがある、上げ越しが必要な場合には、設計図書に関して監督員と協議
		9.塗装の禁止条件	協議	施工前		
	現場塗装工	13.下塗り	指示	施工前	2-3-31	仕様書の規定以外の場合は、設計図書に関して監督員と協議 ボルト締め後または溶接施工のため塗装が困難となる部分で設計図書に示されている場合または、監督員の指示 防錆剤の使用については、設計図書に関して監督員の承諾 現場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成及び保管し、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出 塗布作業の開始前に出荷証明書及び塗料成績表(製造年月日、ロット番号、色採、数量を明記)を確認し、記録、保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示
		16.検査	把握受理	施工後		
			把握	施工前		
		2.要求性能	確認	施工前		
	かごマット工	3.標示標の提出	受理	施工前	2-3-32	納入された製品について監督員が指定する表示標(底網、蓋網、側網及び仕切網毎に網線に使用した線材の製造工場名及び表示番号、製造年月日を記載したもの)を監督員に提出しなければならない。また、監督員が指定する各網の表示標に記載された番号に近い線材の公的機関における試験結果を提出 仕切網はあらかじめ工場で底網に結束するものとする。ただし、特殊部でこれにより難しい場合は監督員の承諾
		4.網の結束	承諾	施工前		
袋詰玉石工		3.根固め用袋材の要求性能確認	受理 確認	施工前		
基礎工	既製杭工	3.試験杭の施工	協議	施工前	2-4-4	試験杭の施工に際して、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工しなければならない。これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議 施工にあたり施工記録を整備および保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時に監督員へ提出 既製杭工の施工を行うにあたり、設計図書に示された杭先端の深度に達する前に打込み不能となった場合は、原因を調査するとともに、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。また、支持力の測定値が、設計図書に示された支持力に達しない場合は、受注者は、設計図書に関して監督員と協議 既製杭工の打込みを終わり、切断した残杭を再び使用する場合は、設計図書に関して監督員の承諾 杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備および保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出 既製コンクリート杭または鋼管杭の先端処理をセメントミルク噴出攪拌方式による場合は、杭基礎施工便覧に示されている工法技術またはこれと同等の工法技術によるものとし、受注者は施工に先立ち、当該工法技術について、設計図書に関して監督員の承諾 鋼管杭及びH鋼杭の溶接に従事する溶接工は資格証明書を常携し、監督員が資格証明書の提示を求めた場合は、これに応じなければならない 降雪雨時、強風時に露天下で鋼管杭及びH鋼杭の溶接作業を行ってはならない。風は、セルフシールドアーク溶接の場合には10m/sec以内、ガスシールドアーク溶接の場合には、2m/sec以内とする。ただし、作業が可能ないように、遮へいした場合は、設計図書に関して監督員の承諾 鋼管杭の上杭の建込み及び溶接完了後、溶接箇所欠陥の有無の確認等の該当記録を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出
		4.施工計画書、施工記録	把握 受理	施工前 施工中 施工後		
		10.打込み不能の場合の処理	協議	施工中		
		12.残杭の再使用時の注意	承諾	施工中		
		14.杭支持層の確認・記録	把握 受理	施工後		
		15.既製コンクリート杭又は鋼管杭の先端処理	承諾	施工中		
		21.鋼管杭、H鋼杭の現場継手	把握	施工中		
			承諾	施工中		
	把握 受理	施工後				

第3編 土木工事共通編

確認事項		監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様書	指示・承諾等を要する事項
細別	内容				
基礎工	場所打杭工	2.施工計画書、 施工記録	把握 受理	施工前 施工後	2-4-5 杭長決定の管理方法等を定め施工計画書に記載し、施工にあたり施工記録を整備および保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時に監督員へ提出 場所打杭工の施工を行うにあたり、周辺地盤及び支持層を乱さないように掘削し、設計図書に示された深度に達する前に掘削不能となった場合は、原因を調査するとともに、設計図書に関して、監督員と協議 場所打杭工の施工にあたり、設計図書に示した支持地盤に達したことを、掘削深さ、掘削土砂、地質柱状図及びサンプルなどにより確認し、その資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出 場所打杭工における鉄筋かごの組立てにあたっては、形状保持などのための溶接を構造設計上考慮する鉄筋に対して行ってはならない。ただし、これにより難い場合には監督員と協議
		5.周辺への影響 防止	協議	施工中	
		8.支持地盤の確 認	把握 受理	施工後	
		11.鉄筋かごの組 立	協議	施工前	
	場所打杭工	12.コンクリート打 設	承諾	施工前	2-4-5 コンクリート打込みにあたっては、トレミー管を用いたブランジャー方式によるものとし、打込み量及び打込み高を常に計測しなければならない。これにより難い場合は、設計図書に関して監督員の承諾 全ての杭について、床堀完了後（杭頭余盛部の撤去前）に杭頭部の杭径を確認するとともに、その状況について写真撮影を行い監督員に提出しなければならない。その際、杭径が出来形管理基準を満たさない状況が発生した場合は、補修方法等について監督員と協議 周辺地域の地下水利用状況等から作業に伴い水質水量等に影響を及ぼすおそれのある場合には、あらかじめその調査・対策について設計図書に関して監督員と協議
		15.杭径確認	受理 協議	施工後	
		21.地下水への 影響防止	協議	着手前	
	深礎工	3.土留工	協議	施工前	2-4-6 掘削孔の全長にわたって土留工を行い、かつ撤去してはならない。これにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議 孔底が設計図書に示す支持地盤に達したことを、掘削深度、掘削土砂、地質柱状図などにより確認し、その資料を整備および保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出 軸方向鉄筋の継手は、機械式継手とし、せん断補強鉄筋は重ね継手または機械式継手とする。これにより難い場合は、監督員の承諾 裏込注入材料が設計図書に示されていない場合には、監督員の承諾 裏込材注入圧力は、低圧(0.1N/mm <sup>2</sup> 程度)とするが、これにより難い場合は、施工に先立って監督員の承諾 掘削中に湧水が著しく多くなった場合には、設計図書に関して監督員と協議
		4.支持地盤の確 認	把握 受理	施工後	
		7.鉄筋の継手	承諾	施工前	
		8.裏込注入	承諾	施工前	
		9.裏込材注入圧 力	承諾	施工前	
		10.湧水処理	協議	施工中	
	オープンケーソン 基礎工	12.施工計画書、 施工記録	把握 受理	施工前 施工後	2-4-7 グラウトの注入方法については、施工計画書に記載し、施工にあたっては施工記録を整備保管し、監督員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出 オープンケーソンの施工にあたり、施工記録を整備および保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時に監督員へ提出 オープンケーソン基礎工の掘削沈下を行うにあたり、火薬類を使用する必要が生じた場合は、事前に設計図書に関して監督員と協議 オープンケーソンの沈下促進にあたり、刃先下部に過度の掘り起こしをしてはならない。著しく沈下が困難な場合には、原因を調査するとともに、その処理方法について、設計図書に関して監督員と協議 オープンケーソンが設計図書に示された深度に達したときは、ケーソン底面の乱された地盤の底ざらいを行い、支持地盤となる地山及び土質柱状図に基づき底面の支持地盤条件が設計図書を満足することを確認し、その資料を整備および保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出
		4.施工記録の整 備、保管	把握 受理	施工後	
		5.火薬類の使用	協議	施工前	
		7.過掘りの禁止	協議	施工中	
	ニューマチック ケーソン基礎工	9.支持地盤の確 認	把握 受理	施工後	2-4-8 施工にあたり、施工記録を整備および保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出 1本のシャフトしか計画されていない場合で、施工計画の検討により、2本のシャフトを設置することが可能と判断されるときには、その設置方法について、設計図書に関して監督員と協議 やむを得ず沈下促進に減圧沈下を併用する場合は、工事着手前に設計図書に関して監督員の承諾 設計図書に示された深度に達したときは底面地盤の支持力と地盤反力係数を確認するために平板荷重試験を行い、当該ケーソンの支持に関して設計図書との適合を確認するとともに、確認のための資料を整備および保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出
		3.施工記録の整 備、保管	把握 受理	施工後	
		4.マンロック及び マテリアルロック	協議	施工前	
	鋼管矢板基礎工	5.ニューマチック ケーソン沈下促 進	協議	施工前	2-4-9 鋼管矢板の施工にあたり、設計図書に示された深度に達する前に打込み不能となった場合は、原因を調査するとともに、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。また、設計図書に示された深度における支持力の測定値が、設計図書に示された支持力に達しない場合は、設計図書に関して監督員と協議 鋼管矢板の打込みを終わり、切断した残杭を再び使用する場合は、設計図書に関して監督員の承諾 降雪雨時、強風時に露天下で鋼管杭及びH鋼杭の溶接作業を行ってはならない。ただし、作業が可能なように、遮へいた場合等には、設計図書に関して監督員の承諾 鋼管矢板の上杭の建込み及び溶接完了後、溶接箇所の欠陥の有無の確認等の当該記録を整備・保管し、監督員の要請があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時に監督員へ提出
		7.底面地盤の支 持力と地盤反力 係数	把握 受理	施工後	
		2.施工計画書、 施工記録	把握 受理	施工前 施工後	
		7.打込み不能時 の処理	協議	施工中	
鋼管矢板基礎工	10.残杭の再使 用の場合の処理	承諾	施工中	2-4-9 鋼管矢板の打込みを終わり、切断した残杭を再び使用する場合は、設計図書に関して監督員の承諾 降雪雨時、強風時に露天下で鋼管杭及びH鋼杭の溶接作業を行ってはならない。ただし、作業が可能なように、遮へいた場合等には、設計図書に関して監督員の承諾 鋼管矢板の上杭の建込み及び溶接完了後、溶接箇所の欠陥の有無の確認等の当該記録を整備・保管し、監督員の要請があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時に監督員へ提出	
	11.鋼管矢板の 溶接	承諾 把握 受理	施工中 施工後		

第3編 土木工事共通編

確認事項		監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様書	指示・承諾等を要する事項		
細別	内容						
石・ブロック 積(張)工	一般事項	4.水抜き孔	協議	施工時	2-5-1	水抜き孔を設計図書に基づいて施工するとともに、勾配について定めがない場合には、2%程度の勾配で設置しなければならない。なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議	
	コンクリートブロック工	6.裏込めコンクリート	協議	施工時	2-5-3	コンクリート打設した後に、裏型枠を抜き取り、隙間を埋めておかなければならない。なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議	
		7.伸縮目地、水抜き孔の施工	協議	施工時		伸縮目地、水抜き孔などの施工にあたり、施工位置については設計図書に従って施工しなければならない。なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議	
		8.合端の施工	承諾	施工時		合端の施工にあたり、モルタル目地を塗る場合は、あらかじめ、設計図書に関して監督員の承諾	
石積(張)工	3.裏込めコンクリート	協議	協議	施工時	2-5-5	コンクリート打設した後に、裏型枠を抜き取り、隙間を埋めておくものとする。なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議	
一般舗装工	一般事項	5.異常時の処理	協議	施工時	2-6-1	路床面または下層路盤面に異常を発見したときは、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議	
	材料	3.配合設計	承諾	着手前	2-6-2	配合設計によって決定したアスファルト量、添加材料については、監督員の承諾	
		5.現場配合	承諾	使用前		配合設計で修正した配合によって製造した混合物の最初の1日の舗設状況を観察し、必要な場合には配合を修正し、監督員の承諾を得て現場配合を決定	
		6.橋面防水層の品質規格試験方法	承諾	使用前		橋面防水層の品質規格試験方法は、「道路橋床版防水便覧 第4章4.2照査」(日本道路協会、平成19年3月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾	
	アスファルト舗装材料	2.事前審査認定書	受理	使用前	2-6-3	アスファルト混合物事前審査制度で認定された加熱アスファルト混合物を使用する場合は、事前に認定証(認定証及び事前審査認定アスファルト混合物総括表)の写しを監督員に提出するものとし、アスファルト混合物及び混合物の材料に関する品質証明、試験成績表の提出及び試験練りは省略できる	
		3.試験結果の提出	承諾	使用前		仕様書に示された材料の試験結果を、工事に使用する前に監督員に提出しなければならない。ただし、これまでに使用実績があるものを用いる場合には、その試験成績表を監督員が承諾した場合には、受注者は、試験結果の提出を省略することができる。	
		4.試験成績書の提出	承諾	使用前		使用する材料の試験成績書を工事に使用する前に監督員に提出	
		5.品質証明資料の提出	承諾	使用前		使用する以下の材料の品質を証明する資料を工事に使用する前に監督員に提出	
		6.小規模工事の試験成績書	承諾	使用前		小規模工事(施工面積1,000m <sup>2</sup> 未満)においては以下の材料の試験成績書の提出によって、試験結果の提出に代えることができる。 (1)粒状路盤材及び粒度調整路盤材 (2)セメント安定処理、石灰安定処理に使用する骨材	
		7.小規模工事の骨材試験	承諾	使用前		小規模工事(施工面積1,000m <sup>2</sup> 未満)においては、これまでの実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)または定期試験結果の提出により、以下の骨材の骨材試験を省略することができる。 (1)加熱アスファルト安定処理に使用する骨材 (2)基層及び表層に使用する骨材	
		14.適用規定(再生アスファルト(1))	承諾	使用前		プラントで使用する再生用添加剤の種類については、工事に使用する前に監督員の承諾	
	舗装準備工	2.異常時の処理	協議	協議	施工前	2-6-5	アスファルト舗装工、コンクリート舗装工の表層及び基層の施工に先立って上層路盤面または基層面の異常を発見したときは、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議
	橋面防水工	4.橋面防水工の施工	承諾	承諾	施工前	2-6-6	施工にあたっては、「道路橋床版防水便覧 第6章材料・施工」(日本道路協会、平成19年3月)の規定及び第3編2-6-7アスファルト舗装工の規定によることとする。床版面の前処理を適切に実施するとともに、防水層の敷設、塗布等についてはがれや塗りむらなどが生じないよう適切に管理しなければならない。これにより難しい場合は、監督員の承諾
		5.排水箇所処理	協議	協議	施工前		施工において、床版面に排水箇所を発見したときは、速やかに監督員に連絡し、排水設備の設置などについて、設計図書に関して監督員と協議
アスファルト舗装工	1.下層路盤の規定	協議	協議	施工前	2-6-7	路床の状態、使用材料の性状等によりこれにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議	
		承諾	承諾	施工前		施工に先だって、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成19年6月)に示される「E013 安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督員の承諾	
		承諾	承諾	施工前		実績がある場合で、設計図書に示すセメント量及び石灰量の路盤材が、基準を満足することが明らかであり、監督員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略	
		承諾	承諾	施工前		「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成19年6月)に示される「F007 突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾	
	4.加熱アスファルト安定処理の規定	承諾	承諾	承諾	施工前	監督員が承諾した場合以外は、気温5℃以下のとき及び雨天時に、施工を行ってはならない。 路床の状態、使用材料の性状等によりこれにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議 加熱アスファルト安定処理路盤材の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、配合設計を行い、監督員の承諾 実績または、定期試験による配合設計書を監督員が承諾した場合は、配合設計を省略できる。 小規模工事においては、実績または定期試験による試験結果の提出によって、配合設計を省略できる。	

第3編 土木工事共通編

確認事項		監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様書	指示・承諾等を要する事項	
細別	内容					
一般舗装工	アスファルト舗装工	4.加熱アスファルト安定処理の規定	承諾	施工前	2-6-7	加熱アスファルト安定処理混合物の排出時の温度について監督員の承諾を得なければならない。また、その変動は承諾を得た温度に対して±25℃の範囲内
			承諾	施工前		加熱アスファルト安定処理混合物の舗設作業を監督員が承諾した場合を除き、気温が5℃以下のときに施工してはならない
			協議	施工前		混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、設計図書に関して監督員と協議
		5.基層及び表層の規定	承諾	施工前	2-6-7	加熱アスファルト混合物の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、設計配合を行い監督員の承諾
			承諾	施工前		実績または定期試験による配合設計書を監督員が承諾した場合は、配合設計を省略できる。
			承諾	施工前		小規模工事においては、実績または定期試験による配合設計書の提出によって、配合設計を省略できる。
			承諾	施工前		これまでの製造実績のある混合物の場合には、これまでの実績または定期試験による試験練り結果報告書を承諾した場合に限り、試験練りの省略できる
			承諾	施工前		小規模工事においては、実績または定期試験による試験練り結果報告書の提出によって試験練りを省略できる
			承諾	施工前		混合物最初の一日の舗設状況を観察し、必要な場合には配合を修正し、監督員の承諾を得て最終的な配合(現場配合)を決定
	承諾		施工前	加熱アスファルト混合物の基準密度の決定にあたっては、設計図書に示す方法によって基準密度をもとめ、監督員の承諾		
	6.交通開放時の舗装表面温度	指示	施工前	2-6-8	実績や定期試験で基準密度が求められている場合には、それらの結果を監督員が承諾した場合に限り、基準密度の試験を省略することができる。	
		協議	施工前		小規模工事においては、実績や定期試験で得られている基準密度の試験結果を提出することにより、基準密度の試験を省略することができる。	
	半たわみ性舗装工	4.適用規定	承諾	施工前	2-6-8	半たわみ性舗装工の施工にあたって、設計図書に定められた規定により難しい場合は、監督員の承諾
	排水性舗装工	2.適用規定(2)	承諾	施工前	2-6-9	排水性舗装工の施工にあたって、共通仕様書第3編2-6-9 2.適用規定(2)に示した各規定により難しい場合は、監督員の承諾
		5.ポーラスアスファルト混合物の配合	承諾	施工前		同一の材料でこれまでに実績がある配合設計の場合には、これまでの実績または定期試験による配合設計書について監督員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することが出来る
	排水性舗装工	7.施工方法	協議	施工前	2-6-9	粒度範囲及び目標値について、設計図書により難しい場合は、監督員と協議
			承諾	施工前		既設舗装版を不透水層とする場合は、事前または路面切削完了後に舗装版の状況を調査し、その結果を監督員に報告
	透水性舗装工	1.透水性舗装工の施工	承諾	施工前	2-6-10	ひび割れ等が認められる場合の雨水の浸透防止あるいはフレクションクランク防止のための処置は、設計図書に関して監督員の承諾
		2.ポーラスアスファルト混合物の配合	承諾	施工前		透水性舗装工の施工にあたって、設計図書に定められた規定により難しい場合は、監督員の承諾
	グースアスファルト舗装工	2.異常時の処理	協議	施工前	2-6-11	同一の材料でこれまでに実績がある配合設計の場合には、これまでの実績または定期試験による配合設計書について承諾した場合に限り、配合設計を省略することが出来る。
		8.グースアスファルトの示方配合	協議	施工前		基盤面に異常を発見したときは、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議
		9.設計アスファルト量の決定	把握	施工後		グースアスファルトの粒度及びアスファルト量の決定にあたっては配合設計を行い、設計図書に関して監督員の承諾
		12.敷均しの施工	承諾	施工後		配合を決定したときには、設計図書に示す品質が得られることを確認し、確認のための資料を整備および保管し、監督員の請求があった場合は速やかに提示
コンクリート舗装工	1.下層路盤の規定	協議	施工前	2-6-12	グースアスファルトの舗設作業を監督員が承諾した場合を除き、気温が5℃以下のときに施工してはならない。	
	2.上層路盤の規定	承諾	施工前		粒状路盤の締固めを行う場合、修正CBR試験によって求めた最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。ただし、路床の状態、使用材料の性状等によりこれにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議	
	3.セメント及び石灰安定処理の規定	承諾	施工前		各材料を均一に混合できる設備によって、承諾を得た粒度及び締固めに適した含水比が得られるように混合しなければならない。	
		承諾	施工前		施工に先だて、設計図書に定められている試験方法により、一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督員の承諾	
		承諾	施工前		実績がある場合で、設計図書に示すセメント量及び石灰量の路盤材が、基準を満足することが明らかであり、監督員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略	
		承諾	施工前		設計図書に定められた試験方法により、セメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾	
		承諾	施工前		監督員が承諾した場合以外は、気温5℃以下のとき及び雨天時に、施工を行ってはならない	
4.加熱アスファルト安定処理の規定	承諾	施工前	路床の状態、使用材料の性状によりこれにより難しい場合は、監督員と協議			
					加熱アスファルト安定処理路盤材の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、配合設計を行い、監督員の承諾 これまでの実績または、定期試験による配合設計書を監督員が承諾した場合は、配合設計を省略できる。	

第3編 土木工事共通編

確認事項		監督方法	監督時期	土木工事共通仕様書	指示・承諾等を要する事項		
細別	内容						
一般舗装工	コンクリート舗装工	4.加熱アスファルト安定処理の規定	承諾	施工前	2-6-12	小規模工事においては、実績または定期試験による試験結果の提出によって、配合設計を省略できる。	
			承諾	施工前		加熱アスファルト安定処理路盤材の基準密度の決定にあたっては、監督員の承諾を得た配合で、室内で配合された混合物から3個のマーシャル供試体を作製しなければならない。	
			承諾	施工前		マーシャル供試体の作製にあたっては、25mmを超える骨材だけ25～13mmの骨材と置き換えるものとするが、これまでに実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)や定期試験で基準密度が求められている場合には、その試験結果を監督員が承諾した場合に限り、基準密度を省略することができる。	
			承諾	施工前		加熱アスファルト安定処理混合物の排出時の温度について監督員の承諾を得なければならない。また、その変動は、承諾を得た温度に対して±25℃の範囲内としなければならない	
			承諾	施工前		加熱アスファルト安定処理混合物の舗設作業を監督員が承諾した場合を除き、気温が5℃以下のときに施工してはならない。	
			承諾	施工前		混合物の種類によって敷均しが困難な場合は監督員と協議の上、混合物の温度を決定するものとする	
		5.アスファルト中間層の規定	承諾	施工前		路盤面に異常を発見したときは、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議	
		12.コンクリート舗装のコンクリート養生の規定	承諾	施工後		コンクリート舗装の交通開放の時期については、監督員の承諾	
		13.転圧コンクリート舗装の規定		承諾		施工前	施工に先立ち、転圧コンクリート舗装で使用するコンクリートの配合を定めるための試験を行って理論配合、示方配合を決定し、監督員の承諾
				承諾		施工前	これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント安定処理混合物の路盤材が、基準を満足することが明らかであり監督員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。
			承諾	施工前	「転圧コンクリート舗装技術指針(案)4-2配合条件」(日本道路協会、平成2年11月)に基づいて配合条件を決定し、監督員の承諾		
			承諾	施工前	「転圧コンクリート舗装技術指針(案)4-2配合条件」(日本道路協会、平成2年11月)の一般的手順に従って配合設計を行い、細骨材率、単位水量、単位セメント量を求めて理論配合を決定しなければならない。その配合に基づき使用するプラントにおいて試験練りを実施し、所要の品質が得られることを確かめ示方配合を決定し、監督員の承諾		
			承諾	施工前	設計図書に示されない場合、粗骨材の最大寸法は20mmとするものとする。ただし、これにより難いときは監督員の承諾を得て25mmとすることができる。		
			承諾	施工前	転圧コンクリートにおけるコンクリートの練り混ぜ量は公称能力の2/3程度とするが、試験練りによって決定し、監督員の承諾を得なければならない。		
			承諾	施工前	転圧コンクリートを練り混ぜてから転圧を開始するまでの時間は60分以内とするものとする。これにより難い場合は監督員の承諾を得て、混和剤または遅延剤を使用して時間を延長できるが、90分を限度とするものとする		
			承諾	施工後	養生期間終了後、監督員の承諾を得て、転圧コンクリートを交通に開放しなければならない。		
	薄層カラー舗装工		2.異常時の処理	協議	施工前	2-6-13	基盤面に異常を発見したときは、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議
	ブロック舗装工		4.ブロック舗装工の規定	協議	施工前	2-6-14	基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議
	路面切削工		承諾	施工前	2-6-15	路面切削前に縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない	
	舗装打換え工	1.既設舗装の撤去	協議	施工中	2-6-16	施工中、既設舗装の撤去によって周辺の舗装や構造物に影響を及ぼす懸念がある場合や、計画撤去層により下層に不良部分が発見された場合には、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議	
2.舗設		指示	施工後	監督員の指示による場合を除き、舗装表面温度が50℃以下になってから交通開放を行わなければならない			
オーバーレイ工	1.施工面の整備	承諾 協議	施工前	2-6-17	施工前に、縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。縦横断測量の間隔は設計図書によるものとするが、特に定めていない場合は20m間隔とする。 施工面に異常を発見したときは、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議		
アスファルト舗装補修工	1.わだち掘れ補修の施工	承諾	施工前	2-6-18	わだち掘れ補修の施工については、施工前に縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、設計図書に関して監督員の承諾		
	4.異常時の処置	承諾	施工前		わだち掘れ補修の施工にあたり施工面に異常を発見したときは、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して施工前に監督員と協議		
	8.路面切削の施工	承諾 協議	施工前		施工前に縦横断測量を行い、切削計画図面を作成し、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。ただし、切削厚に変更のある場合は、設計図書に関して監督員と協議		
	9.パッチングの施工の時期、箇所等	指示 受理	施工前 施工後		時期、箇所等について監督員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに合材使用数量等を監督員に報告		
	10.パッチングの施工	協議	施工前		舗装の破損した部分で遊離したもの、動いているものは取り除き、正方形または長方形でかつ垂直に整形し、清掃した後、既設舗装面と平坦性を保つように施工しなければならない。これにより難い場合は、施工前に設計図書に関して監督員と協議		
	13.安全溝の設置位置	協議	施工前	安全溝の設置位置について、現地の状況により設計図書に定められた設置位置に支障がある場合、または設置位置が明示されていない場合には、設計図書に関して監督員と協議			

第3編 土木工事共通編

確認事項		監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様書	指示・承諾等を要する事項		
細別	内容						
一般舗装工	コンクリート舗装 補修工	8.アスファルト注 入材料の使用量 の確認	立会 承諾	施工前	2-6-19	アスファルト注入材料の使用量の確認は、質量検収によるものとし、監督 員の立会の上に行うものとする。 なお、使用する計測装置について、施工前に監督員の承諾を得なければ ならない。	
		9.タワミ測定	受理 協議	施工後		アスファルト注入完了後、注入箇所の舗装版ごとにタワミ測定を行い、そ の結果を監督員に提出 なお、タワミ量が0.4mm以上となった箇所については、原因を調査するとと もに、設計図書に関して監督員と協議	
		11.目地の補修	協議	施工前		注入不能のひび割れは、施工前に設計図書に関して監督員と協議	
地盤改良工	路床安定処理工	6.粉塵対策	協議	施工前	2-7-2	粉塵対策について、設計図書に関して監督員と協議	
		パイルネット工	4.既製コンクリ ート杭の規定	把握	施工後	2-7-5	杭の施工にあたり、施工記録を整備保管するものとし、監督員または、検 査員が施工記録を求めた場合は、速やかに提示
			協議	施工中	杭の施工にあたり、打込み不能となった場合は、原因を調査するとと もに、設計図書に関して監督員と協議		
	承諾		施工中	杭の打込みを終わり、切断した残杭を再び使用する場合は、設計図書に 関して監督員の承諾			
	固結工	2.配合試験と一 軸圧縮試験	把握	着手前	2-7-9	工事着手前に、攪拌及び注入する材料について配合試験と一軸圧縮試 験を実施するものとし、目標強度を確認しなければならない。また、監督 員または検査員の請求があった場合は、速やかに提示 固結工の施工中に地下埋設物を発見した場合は、ただちに工事を中止 し、監督員に連絡後、占有者全体の現地確認調査を求め管理者を明確 にし、その管理者と埋設物の処理 改良材は、セメントまたはセメント系固化材とする。 なお、土質等によりこれにより難しい場合は、監督員と協議 設計図書に示す改良天端高並びに範囲を攪拌混合しなければならない 。なお、現地状況によりこれにより難しい場合は、監督員と協議 施工後の改良天端高については、攪拌及び注入される改良材による盛 上りが想定される場合、工事着手前に盛り土の処理(利用)方法につ いて、監督員と協議 施工にあたり、薬液注入工法の適切な使用に関し、技術的知識と経験を 有する現場責任者を選任し、事前に経歴書により監督員の承諾 薬液注入工事の着手前に仕様書に記載している項目について監督員の 確認 注入の効果の確認が判定できる資料を作成し、監督員または検査員の 請求があった場合は速やかに提示	
		4.地中埋設物の 処置	受理	施工中			
		6.中層混合処理	協議	着手前			
		7.薬液注入工法	承諾	着手前			
		8.薬液注入工事 前の確認事項	確認	着手前			
9.施工管理等		把握	施工後				
工場製品輸 送工	輸送工	2.輸送中の部材 の損傷防止	受理	施工中	2-8-2	部材に損傷を与えた場合は直ちに監督員に連絡し、取り替えまたは補修 等の処置を講じなければならない	
構造物撤去 工	骨材再生工	2.構造物の破碎 撤去	協議 承諾	施工中	2-9-14	設計図書に定められている規定により難しい場合には、協議し承諾	
		7.飛散、粉塵及 び振動対策の協 議	協議	施工前		飛散、粉塵及び振動対策の必要性について変更が伴う場合には、事前 に設計図書に関して監督員と協議	
		8.施工ヤードの 大きさ等の変更 の協議	協議	施工前		作業ヤードの大きさ及び適切な施工基盤面の整備方法について変更が 伴う場合は、事前に設計図書に関して監督員と協議	
		9.設計図書によ り難しい場合の 処置	協議	施工前		作業ヤードの大きさ及び適切な施工基盤面の整備方法については、設 計図書によるものとし、これにより難しい場合は、事前に設計図書に関 して監督員と協議	
		10.指定場所以 外の仮置きまた は処分	協議	施工前		施工上やむを得ず指定された場所以外に再生骨材や建設廃棄物を仮 置き、または処分する場合には、設計図書に関して監督員と協議	
仮設工	一般事項	2.一般事項	指示	施工前	2-10-1	設計図書の定めまたは監督員の指示がある場合を除き、受注者の責任 において施工しなければならない	
		3.仮設物の撤去 原形復旧	指示	施工後		設計図書の定めまたは監督員の指示がある場合を除き、工事完了後、 仮設物を完全に撤去し、原形に復旧しなければならない	
	電力設備工	2.電気主任技術 者	把握	着手前	2-10-14	電気事業法において定める自家用電気工作物施設の維持管理保守に おいて電気主任技術者を選び、監督員に提示	
		防塵対策工	1.一般事項	協議	施工前 施工中	2-10-17	工事車輛が車輪に泥土、土砂を付着したまま工事区域から外部に出 るおそれがある場合には、タイヤ洗浄装置及びこれに類する装置の設置、 その対策について設計図書に関して監督員と協議
			2.砂塵被害防止	協議	施工前 施工中		工事用機械及び車輛の走行によって砂塵の被害を第三者に及ぼすお それがある場合には、散水あるいは路面清掃について、設計図書に関して 監督員と協議
軽量盛土工	軽量盛土工	3.湧水がある場 合の処置	協議	施工前	2-11-2	基盤に湧水がある場合、設計図書に関して監督員と協議	
		6.中間床版	協議	施工前		中間床版については、設計図書に示された場合を除き、必要に応じて監 督員と協議	
工場製作工 (共通)	材料	1.材料確認	確認 協議	施工前	2-12-2	材料の製造ロット番号等が不明で、ミルシート等の照合が不可能なも ののうち、主要構造物材として使用する材料については、機械試験による 品質確認及び現物による員数、形状寸法確認による材料確認を行うもの とするが、機械試験の対象とする材料の選定については監督員と協議す るものとする。	
		2.ミルシートの提 出	受理	完成時		鋼材の材料のうち、主要構造物材に使用される鋼材の品質が記されたミ ルシートについて、工事完成時に提出	
		7.工場塗装工の 材料	承諾	着手前		設計図書に特に明示されていない場合は、施工前に色見本により監督 員の承諾	

第3編 土木工事共通編

確認事項		監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様書	指示・承諾等を要する事項	
細別	内容					
工場製作工 (共通)	桁製作工	1.製作加工 (1)原寸	承諾	施工前	2-12-3	コンピュータによる原寸システム等を使用しない場合は、監督員の承諾
			承諾	施工前		原寸図を作成する場合、JIS B 7512 (鋼製巻尺) の1級に合格した鋼製巻尺を使用しなければならない。なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員の承諾
		(2)工作	受理 把握	施工後		板取りに関する資料を保管し、工事完成時に提出しなければならない。ただし、それ以外で監督員または検査員からの請求があった場合は、速やかに提示
			承諾	施工前		主要部材において冷間曲げ加工を行う場合、内側半径は板厚の15倍以上にしなければならない。なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員の承諾
		(4)溶接施工試験	承諾	施工前		すでに過去に同等またはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経路をもつ工場では、その溶接施工試験報告書について、監督員の承諾を得た上で溶接施工試験を省略
		(6)材片の組合わせ精度	承諾	施工前		施工試験によって誤差の許容量が確認された場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得たうえで規定の値以上とすることができる。
		(11)溶接の検査	指示	施工後		工場で行う突合せ溶接継手のうち主要部材の突合せ継手を、放射線透過試験、超音波探傷試験で、表2-52に示す1グループごとに1継手の抜き取り検査を行わなければならない。ただし、監督員の指示がある場合には、それによるものとする。
			承諾	施工後		設計図書に関して監督員の承諾を得て放射線透過試験に代えて超音波探傷試験を行うことができる。
		(12)欠陥部の補修	承諾	施工前		補修方法は、仕様書に示すとおり行なうものとする。これ以外の場合は、設計図書に関して監督員の承諾
			(14)仮組立て	承諾		施工前
	協議	施工前		架設条件によりこれにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議		
		承諾	施工前	母材間の食い違いにより締付け後も母材と連結板に隙間が生じた場合、設計図書に関して監督員の承諾		
	検査路製作工	1.製作加工	承諾	施工前	2-12-4	検査路と桁本体との取付けピースは工場内で溶接を行うものとする。やむを得ず現場で取付ける場合は、設計図書に関して監督員の承諾
	工場塗装工	3.気温 湿度の条件	承諾	施工前	2-12-11	気温、湿度の条件が仕様書の塗装禁止条件を満足しない場合、塗装を行ってはならない。ただし、塗装作業所が屋内で、温度、湿度が調節されているときは、屋外の気象条件に関係なく塗装してもよい。これ以外の場合は、監督員と協議
12.検査		把握	施工後	工場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成及び保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示		
		把握	施工前	塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないまま現場に搬入し、塗料の品質、製造年月日、ロット番号、色彩及び数量を監督員に提示しなければならない。また、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書及び塗料成績表を確認し、記録、保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示		
橋梁架設工	地組工	1.地組部材の仮置き	受理	施工中	2-13-2	仮置き中に部材に、損傷、汚損および腐食が生じた場合は、速やかに監督員に連絡
		2.地組立	受理	施工中		組立て中に損傷があった場合、速やかに監督員に連絡
法面工(共通)	植生工	1.一般事項	協議	施工前	2-14-2	仕様書の示す以外の施工方法の場合は、監督員と協議
		2.植生用材料の種類、品質、配合	承諾	施工前		工事実施の配合決定にあたっては、発芽率を考慮の上で決定し、設計図書に関して監督員の承諾
			協議	施工前		在庫等の関係から、これによりがたい場合は、別途監督員と協議(外来種を主構成種としないこと。)
		3.肥料が設計図書に示されていない場合の処置	承諾	施工前		肥料が設計図書に示されていない場合は、使用植物の育成特性、土壌特性、肥効期間等を考慮して決定し、品質規格証明書を照合した上で、監督員に承諾
		11.保護養生	受理	施工前 施工後		工事完了引渡しまでに、発芽不良または枯死した場合は、受注者は、その原因を調査し監督員に報告するとともに再度施工し、施工結果を監督員に報告
		12.種子散布吹付工及び客土吹付工	受理	着手前		法面の土壌硬度試験及び土壌試験(PH)を行い、その結果を監督員に提出
19.生育判定基準	協議	工事 完成時	やむを得ず、工事完成検査時点で発芽の見込めないことが予想される場合、監督員は施工管理資料等を確認の上、事前に受注者と判定時期等について協議			
	受理	調査後	生育判定で不可となった場合、受注者は、その原因を調査し監督員に報告			
法面工(共通)	吹付工	3.湧水発生時の処置	協議	施工中	2-14-3	吹付けの施工に影響を及ぼす湧水が発生した場合、またはそのおそれがあると予測された場合には、設計図書に関して監督員と協議
	法枠工	14.湧水発生時の処置	協議	施工中	2-14-4	吹付けの施工に影響を及ぼす湧水が発生した場合、またはそのおそれがあると予測された場合には、設計図書に関して監督員と協議
	法面施肥工	2.施工前の調査	協議	施工前	2-14-5	施肥の施工にあたり、施工前に施工箇所状況を調査するものとし、設計図書に示す使用材料の種類、使用量等が施工箇所に適さない場合は設計図書に関して監督員と協議
	アンカー工	2.異常時の処置	協議	施工前	2-14-6	仕様書の示す調査を行った結果、異常を発見し設計図書に示された施工条件と一致しない場合は、速やかに監督員に協議
4.地質資料による検討		協議	施工中	設計図書に示された削孔長さに変化が生じた場合は、設計図書に関して監督員と協議		

第3編 土木工事共通編

確認事項		監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様書	指示・承諾等を要する事項
細別	内容				
擁壁工(共通)	補強土壁工	2.盛土材料の確認	承諾	施工前	2-15-3 盛土材の巻出しに先立ち、予定している盛土材料の確認を行い、設計図書に関して監督員の承諾 第1層の補強材の敷設に先立ち、現地盤の伐開除根及び不陸の整地を行うとともに、設計図書に関して監督員と協議 現場の状況や曲線、隅角などの折れ部により設計図書に示された方法で補強材を敷設することが困難な場合は、設計図書に関して監督員と協議 許容値を超える壁面変位が観測された場合は、ただちに作業を中止し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置を施すとともに直ちに監督員に連絡
		3.伐開除根	協議	施工前	
		7.補強材の曲線、隅角部の処置	協議	施工前	
		13.壁面調整	協議 受理	施工中	
浚渫工(共通)	浚渫船運転工	1.障害物発見時の処置	協議	施工中	2-16-3 浚渫箇所に浚渫作業の障害となるものを発見した場合には、直ちに設計図書に関して監督員と協議 浚渫箇所の土質に変化が認められた場合には、速やかに設計図書に関して監督員と協議 浚渫の作業位置を随時確認できるようにし、監督員が作業位置の確認を求めた場合は、設計図書にその位置を示さなければならない。
		2.土質変化時の処置	協議	施工中	
		4.浚渫の作業位置の随時確認	確認	施工中	
植栽維持工	材料	4.樹木類の受入検査	確認	施工前	2-17-2 樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類については、現場搬入時に監督員の確認を受けなければならない。また、必要に応じ現地(栽培地)において監督員が確認を行うが、この場合監督員が確認してもその後の堀取り、荷造り、運搬等により現地搬入時不良となったものは使用してはならない 2-17-3 樹木・芝生管理工の施工については、時期、箇所について監督員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに監督員に連絡 剪定形式について監督員より指示があった場合は、その指示によらなければならない。 移植先の土壌に問題があった場合は監督員に報告 補植、移植の植穴の掘削において湧水が認められた場合は、直ちに監督員に連絡し協議 補植、移植の施工については、地下埋設物に損傷を与えないよう特に注意し、万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、ただちに応急措置を行い、関係機関へ通報を行うとともに、監督員に連絡し指示 施肥、灌水および薬剤散布の施工にあたり、施工前に施工箇所の状況を調査するものとし、設計図書に示す使用材料の種類、使用量等が施工箇所に適さない場合は、設計図書に関して監督員と協議 寄植え等で密集している場合は、施工方法について監督員の指示 薬剤散布の施工については、周辺住民への周知の方法等について、施工前に監督員に連絡のうえ、必要に応じて監督員の指示 枯死、または形姿不良の判定は、発注者と受注者が立会の上行うものとし、植替えの時期については、発注者と協議
	樹木・芝生管理工	1.樹木・芝生管理工の施工	指示 受理	施工前	
		2.剪定の施工	指示	施工前	
		9.移植先の土壌	受理	施工前 施工中	
		10.湧水発生時の処置	協議	施工中	
		11.補植、移植の施工	指示	施工中	
		18.施肥、灌水 薬剤、散布の施工	協議	施工前	
		20.施肥の施工上の注意	指示	施工中	
		21.薬剤散布の通知方法	受理 指示	施工前	
		24.植栽樹木の植替え	立会 協議	施工中	
床版工	床版工	1.鉄筋コンクリート床版	協議	施工前	2-18-2 施工に先立ち、あらかじめ桁上面の高さ、幅、配置等を測量し、桁の出来形を確認しなければならない。出来形に誤差のある場合、その処置について設計図書に関して監督員と協議 仕様書に示す以外のスパーサーを使用する場合はあらかじめ設計図書に関して監督員と協議 床版コンクリート打設前においては主桁のそり、打設後においては床版の基準高を測定し、その記録を整備および保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示
			承諾	施工前	
			把握	施工前 施工後	

第4編 港湾編

確認事項		監督方法	監督時期	土工工事 共通仕様書	指示・承諾等を要する事項	
細別	内容					
第1章 材料						
土	一般事項	承諾	施工前	1-2-1	設計図書に採取場所の指定がない場合は、施工に先立ち使用する材料の試験成績表及び産地を明示した書類を監督員に提出し、承諾 土の代替えとしてスラグ類(鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、熔融スラグ等)を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン(改訂)(平成30年4月)」を参考にするとし、「コンクリート用骨材又は道路用等のスラグ類に化学物質評価方法を導入する指針に関する検討会総合報告書(経済産業省産業技術環境局 平成24年3月)」に示された循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「土工」の基準を満足する試験成績表を監督員に提出し、承諾	
石材等	砂	承諾	施工前	1-3-2	施工に先立ち試験成績表及び産地を明示した書類を監督員に提出し、承諾 砂の代替えとしてスラグ類(鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、熔融スラグ等)を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン(改訂)(平成30年4月)」を参考にするとし、「コンクリート用骨材又は道路用等のスラグ類に化学物質評価方法を導入する指針に関する検討会総合報告書(経済産業省産業技術環境局 平成24年3月)」に示された循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「地盤改良工、土工」の基準を満足する試験成績表を監督員に提出し、承諾	
	砂利、碎石	承諾	施工前	1-3-3	施工に先立ち試験成績表及び産地を明示した書類を監督員に提出し、承諾 砂利・碎石の代替えとしてスラグ類(鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、熔融スラグ等)を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン(改訂)(平成30年4月)」を参考にするとし、「コンクリート用骨材又は道路用等のスラグ類に化学物質評価方法を導入する指針に関する検討会総合報告書(経済産業省産業技術環境局 平成24年3月)」に示された環境資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「土工」の基準を満足する試験成績表を監督員に提出し、承諾	
	石	承諾	施工前	1-3-4	施工に先立ち石の比重の試験成績表及び産地を明示した書類を監督員に提出し、承諾 準硬石及び人工石材を使用する場合は、設計図書の定めによる基準を満足する試験成績表を監督員に提出し、承諾 設計図書の定めにより、鉄鋼スラグ水和固化体製人工石材を使用する場合は「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン(改訂)(平成30年4月)」を参考にするとし、「コンクリート用骨材又は道路用等のスラグ類に化学物質評価方法を導入する指針に関する検討会総合報告書(経済産業省産業技術環境局平成24年3月)」に示された循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「基礎工、本体工、被覆・根固・消波工、裏込・裏埋工(港湾工事)」の基準を満足する試験成績表を監督員に提出し、承諾	
防食材料	アルミニウム合金陽極	受理	施工前	1-4-1	陽極の陽極電位(閉路電位)は、-1,050mV以下(vs 飽和甘こう電極(SCE))、発生電気量は2,600A・h/kg以上とする。なお、受注者は、試験成績表を事前に監督員に提出	
	被覆防食材料	承諾	施工前	1-4-3	保護カバーとして残す工法に使用する型枠は、気密性が高く耐食性のすぐれた材質のものとする。なお、材質は、事前に監督員の承諾 施工に先立ちベトログラム被覆の保護カバーの材質について、監督員の承諾	
防舷材	ゴム防舷材	承諾	施工前	1-5-1	ゴム防舷材耐久性証明事業を実施する機関の証明書を事前に監督員に提出し、承諾	
車止め・縁金物	車止め・縁金物	承諾	施工前	1-7-1	塗料について、新設の場合は、第4編3-17-4 車止・縁金物工、第4編3-20-2 維持塗装工の規定によるものとする。なお、これにより難い場合は、監督員の承諾	
マット	アスファルトマット	承諾	施工前	1-8-1	製作に先立ち、アスファルト合材の配合報告書を監督員に提出し、承諾	
その他	汚濁防止膜	承諾	施工前	1-9-2	耐腐食性に富むカーテンを選定し、施工に先立ち監督員に資料を提出し、設計図書に関して監督員の承諾	
		承諾	施工前		施工に先立ち汚濁防止膜の構造図を監督員に提出し、承諾	
第2章 共通仮設						
汚濁防止膜工	水質汚濁防止膜	受理	施工前	2-2-2	汚濁防止膜の設置及び撤去時期を事前に監督員に通知	
第3章 一般施工						
適用すべき諸基準		確認	施工前	第2節	設計図書において特に定めのない事項については、仕様書に示した基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は、監督員に確認	
共通の工種	共通事項	1.ポンプ浚渫	承諾	施工前	3-3-2	設計図書に定めのない場合は、施工方法・施工管理基準について事前に監督員の承諾
		3.グラブ浚渫	承諾	施工前		設計図書に定めのない場合は、施工方法・施工管理基準について事前に監督員の承諾
		5.硬土盤浚渫	承諾	施工前		設計図書に定めのない場合は、施工方法・施工管理基準について事前に監督員の承諾
		6.砕岩浚渫	承諾	施工前		設計図書に定めのない場合は、施工方法・施工管理基準について事前に監督員の承諾
		7.バックボウ浚渫	承諾	施工前		設計図書に定めのない場合は、施工方法・施工管理基準について事前に監督員の承諾
		12.盛上土砂撤去	承諾	施工前		設計図書に定めのない場合は、施工方法・施工管理基準について事前に監督員の承諾
		18.土砂掘削	協議	施工中		掘削中に土質に予期しない変化が生じた場合及び埋没物等を発見した場合、直ちに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議
		19.土砂盛土	協議	施工中		盛土作業中に沈下、滑動等が生じる恐れがある場合及び生じた場合、直ちに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議

第4編 港湾編

確認事項		監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様書	指示・承諾等を要する事項	
細別	内容					
共通の工種	圧密・排水工	1. サンドレーン	承諾	施工前	3-3-6	施工に先立ち自動記録装置の性能確認試験を行い、その記録を監督員に提出し、承諾
			協議	施工中		地層の変化、障害物等により打込み困難な状況が生じた場合、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議
			受理	施工後		各杭ごとに、ケーシングパイプの先端深度の経時変化、ケーシングパイプ内の、ドレーン材上面高さの経時変化の記録を取り、監督員に提出
		5. ベーパードレーン	承諾	施工前		施工に先立ち自動記録装置の性能確認試験を行い、その記録を監督員に提出し、承諾
			協議	施工中		地層の変化、障害物等により打込み困難な状況が生じた場合、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議
			受理	施工後		各杭ごとに、マンドレルの先端深度の経時変化、ドレーン材の先端深度の経時変化の記録を取り、監督員に提出
		7. グラベルドレーン	承諾	施工前		施工に先立ち自動記録装置の性能確認試験を行い、その記録を監督員に提出し、承諾
			協議	施工中		地層の変化、障害物等により打込み困難な状況が生じた場合、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議
			受理	施工後		各杭ごとに、ケーシングパイプの先端深度の経時変化、ケーシングパイプ内の、ドレーン材上面高さの経時変化の記録を取り、監督員に提出
	締固工	1. ロッドコンパクション	承諾	施工前	3-3-7	施工に先立ち自動記録装置の性能確認試験を行い、その記録を監督員に提出し、承諾
			協議	施工中		地層の変化、障害物等により設計図書に定める深度までの貫入が生じた場合、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議
			受理	施工後		各ロッドごとに、ロッド先端深度の経時変化、ロッドの貫入長及び引抜長の記録を取り、監督員に提出
		2. サンドコンパクションバイル	承諾	着工前		砂杭の施工順序、配置及び形状寸法は、監督員の承諾
			承諾	施工前		施工に先立ち自動記録装置の性能確認試験を行い、その記録を監督員に提出し、承諾
			承諾	施工前		支持層まで改良する場合、施工に先立ち打止め深度の確認方法について、監督員の承諾
			協議	施工中		原位置での打直しが困難な場合、設計図書に関して監督員と協議
			協議	施工中		地層の変化、障害物等により打込み困難な状況が生じた場合、また、予想を超える盛上がり土により施工が困難な状況が生じた場合、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議
			協議	施工中		設計図書に定める締固め度を満たすことができない場合、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議
受理	施工後	各砂杭ごとに、ケーシングパイプの先端深度の経時変化、ケーシングパイプ内の砂面の高さの経時変化の記録を取り、監督員に提出				
共通の工種	締固工	2. サンドコンパクションバイル	承諾	施工前	3-3-7	地盤の盛上り量の測定に先立ち測定時期及び測定範囲について、監督員の承諾
			指示	施工前		チェックボーリングの位置は、監督員の指示
	固化工	1. 深層混合処理杭	承諾	施工前	3-3-8	施工に先立ち練混ぜ施設、練混ぜ時間等について、監督員の承諾
			立会	施工前		設計図書の定めにより試験打ちを監督員の立会
			承諾	施工前		施工に先立ち自動記録装置の性能確認試験を行い、その記録を監督員に提出し、承諾
			承諾	施工前		施工に先立ち改良杭の配置、施工順序及び施工目地の位置等の図面を監督員に提出し、承諾
			承諾	施工前		支持層まで改良する場合、施工に先立ち打止め深度の確認方法について、監督員の承諾
			承諾	施工前		接合面のラップ幅は、監督員の承諾
			協議	施工前		改良杭間の接合で、制限時間以内の施工が不可能と予想される場合は、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議
			協議	施工中		不測の原因により施工が中断し、設計図書の定める接合が不可能になった場合は、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議
			受理	施工後		各改良杭ごとに仕様書に示された記録を取り、監督員に提出
			承諾	施工前		地盤の盛上り量の測定に先立ち測定時期及び測定範囲について、監督員の承諾
	5. 事前混合処理	承諾	施工前	チェックボーリングの位置は、監督員の指示		
		承諾	施工前	施工に先立ち練混ぜ施設、練混ぜ時間等について、監督員の承諾		
	洗掘防止工	1. 洗掘防止	受理	着手前	3-3-9	洗掘防止マットの製作に先立ち、形状寸法を記載した製作図を監督員に提出
			受理確認	施工前		敷設面に異常を発見したときは監督員にその事実が確認できる資料を提出し確認
			承諾	施工前		洗掘防止マットの目地処理を重ね合せとし、その重ね合せ幅は仕様書の基準値とする。なお、これにより難しい場合、受注者は、施工に先立ち設計図書に関して監督員の承諾
			承諾	施工前		アスファルトマットの敷設を吊金具による水平吊りができない場合、受注者は、施工に先立ち設計図書に関して監督員の承諾
蓋コンクリート工	1. 蓋コンクリート	承諾	施工前	3-3-11	蓋コンクリートにアンカーを取付ける場合、事前に設計図書に関して監督員の承諾	
		蓋ブロック工	1. 蓋ブロック製作	承諾	施工前	3-3-12
承諾	施工前			蓋ブロックにアンカーを取付ける場合、事前に設計図書に関して監督員の承諾		
1. 蓋ブロック据付	受理		施工前	施工に先立ち蓋ブロックの据付期間を監督員に通知		

第4編 港湾編

確認事項		監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様書	指示・承諾等を要する事項	
細別	内容					
共通の工種	鋼矢板工	2.鋼 矢 板	承諾	着手前	3-3-13	組合せ矢板及び異形矢板を製作する場合、工場で加工及び製作しなければならない。なお、やむを得ず現場で製作する場合、受注者は、製作に先立ち設計図書に関して監督員の承諾
			協議	施工中		地層の変化、障害物などにより、打込み困難な状況が生じた場合、若しくは土質条件に比べて矢板の貫入量が異常に大きい場合、打込みを中断しなければならない。また、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議
			承諾	施工中		鋼矢板打込み方向の傾斜が矢板の上下で矢板1枚幅以上の差が生じる恐れがある場合、設計図書に関して監督員の承諾
			承諾	施工中		矢板打込み後、継手が離脱していることが認められる場合、引き抜いて打ち直さなければならない。ただし、引抜きが不可能な場合は、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員の承諾
			受理	施工後		「港湾工事出来形管理基準」に基づき、矢板の貫入量、矢板の打撃回数の記録を取り、監督員に提出
	控 工	2.控鋼矢板	承諾	着手前	3-3-14	組合せ矢板及び異形矢板を製作する場合、工場で加工及び製作しなければならない。なお、やむを得ず現場で製作する場合、受注者は、製作に先立ち設計図書に関して監督員の承諾
			協議	施工中		地層の変化、障害物などにより、打込み困難な状況が生じた場合、若しくは土質条件に比べて矢板の貫入量が異常に大きい場合、打込みを中断しなければならない。また、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議
			承諾	施工中		鋼矢板打込み方向の傾斜が矢板の上下で矢板1枚幅以上の差が生じる恐れがある場合、設計図書に関して監督員の承諾
			承諾	施工中		矢板打込み後、継手が離脱していることが認められる場合、引き抜いて打ち直さなければならない。ただし、引抜きが不可能な場合は、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員の承諾
			受理	施工後		「港湾工事出来形管理基準」に基づき、矢板の貫入量、矢板の打撃回数の記録を取り、監督員に提出
	3.控 鋼 杭	承諾	施工前	3-3-14	施工に先立ち支持杭の打止め深度の確認方法について、監督員の承諾	
		協議	施工中		支持杭打設において、杭先端が規定の深度に達する前に打込み不能となった場合は、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。また、受注者は、支持力の測定値が設計図書に示された支持力に達しない場合は、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議	
		承諾	施工前		継手構造及び溶接方法について事前に監督員に承諾	
		受理	施工後		「港湾工事出来形管理基準」に基づき、杭の貫入量、杭の打撃回数、打止り付近のリバウンド量、打止り付近のラム落下高又は打撃エネルギーの記録を取り、監督員に提出	
		承諾	着工前		施工に先立ち施工順序、背面土砂高さ、前面浚渫深さ及び緊張力の大きさを十分検討し、監督員の承諾	
	5.タイ材 (1) タイロッド (2) タイワイヤー	承諾	着工前	3-3-14	施工に先立ち、背面土砂高さ、前面浚渫深さ及び緊張力の大きさを十分検討し、監督員の承諾	
		承諾	着工前		施工に先立ち、背面土砂高さ、前面浚渫深さ及び緊張力の大きさを十分検討し、監督員の承諾	
		承諾	施工前		施工に先立ち支持杭の打止め深度の確認方法について、監督員の承諾	
		協議	施工中		支持杭打設において、杭先端が規定の深度に達する前に打込み不能となった場合は、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。また、受注者は、支持力の測定値が設計図書に示された支持力に達しない場合は、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議	
		承諾	施工前		継手構造及び溶接方法について事前に監督員に承諾	
共通の工種	鋼 杭 工	2.鋼 杭	承諾	施工前	3-3-15	施工に先立ち支持杭の打止め深度の確認方法について、監督員の承諾
			協議	施工中		支持杭打設において、杭先端が規定の深度に達する前に打込み不能となった場合は、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。また、受注者は、支持力の測定値が設計図書に示された支持力に達しない場合は、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議
			承諾	施工前		継手構造及び溶接方法について事前に監督員に承諾
			承諾	施工前		杭にずれ止めを施工する場合の溶接方法は、設計図書の定めによるものとする。なお、これによらない場合は、事前に監督員の承諾
			受理	施工後		「港湾工事出来形管理基準」に基づき、杭の貫入量、杭の打撃回数、打止り付近のリバウンド量、打止り付近のラム落下高又は打撃エネルギーの記録を取り、監督員に提出
共通の工種	防食工	1.電気防食	承諾	施工前	3-3-17	設計図書に陽極の個数及び配置が定められていない場合、陽極の取付個数及び配置の計算書及び図面を施工に先立ち提出し、設計図書に関して監督員の承諾
		5.防食塗装	承諾	施工前		素地調整後、下塗を始めるまでの最長時間は、事前に監督員の承諾
海上地盤改良工	床堀工	1.ポンプ床堀	協議	施工前	3-5-2	地層の変化などにより設計図書の定めにより難しい場合は、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議
			承諾	施工前		引き続き同一工事で置換えを行う場合は、監督員の承諾
		2.グラブ床堀	協議	施工前		地層の変化などにより設計図書の定めにより難しい場合は、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議
			承諾	施工前		引き続き同一工事で置換えを行う場合は、監督員の承諾
		3.硬土盤床堀	協議	施工前		地層の変化などにより設計図書の定めにより難しい場合は、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議
			承諾	施工前		引き続き同一工事で置換えを行う場合は、監督員の承諾
		4.砕岩床堀	承諾	施工前		引き続き同一工事で置換えを行う場合は、監督員の承諾
			協議	施工前		引き続き同一工事で置換えを行う場合は、監督員の承諾
		5.バックホウ床堀	協議	施工前		地層の変化などにより設計図書の定めにより難しい場合は、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議
			承諾	施工前		引き続き同一工事で置換えを行う場合は、監督員の承諾
基礎工	基礎ブロック工	1.基礎ブロック製作	協議	施工前	3-6-6	施工に先立ち転置時期について、監督員の承諾
		2.基礎ブロック据付	受理	施工前		施工に先立ち基礎ブロックの据付時期を監督員に通知

第4編 港湾編

確認事項			監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様書	指示・承諾等を要する事項	
細別	内容						
本体内工 (ケーソン式)	ケーソン製作工	3.マット	受理	施工前	3-7-2	製作に先立ち、形状寸法を記載した製作図を監督員に提出 ケーソン製作完了後、ケーソン番号、吃水目盛り等をケーソンに表示しなければならぬ。なお、その位置及び内容は、監督員の指示	
		7.コンクリート	指示	製作完了後			
	ケーソン進水掘付工	2.止水板	受理	施工前	3-7-3	ケーソンに止水板を取り付けた場合、ケーソン進水後に止水状況を確認し、取付箇所から漏水がある場合は、直ちに処置を行い、監督員に通知 ケーソン進水時期を事前に監督員に通知 ケーソン進水に先立ち、斜路を詳細に調査し、進水作業における事故防止に努めなければならない。なお、異常を発見した場合は、直ちに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議 施工に先立ち使用する吊棒の形状、材質及び吊具の配置、形状寸法について、監督員の承諾 ケーソンに埋め込まれた吊金具は、施工に先立ち点検しなければならない。また、異常を発見した場合は、直ちに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議 ケーソン進水完了後、ケーソンに異常のないことを確認しなければならない。また、異常を発見した場合は、直ちに処置を行い、監督員に通知 ケーソン仮置に先立ち、仮置場所を調査しなければならない。なお、異常を発見した場合は、直ちに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議 ケーソンの仮置期間中、気象、海象に十分注意し、管理しなければならない。なお、異常を発見した場合は、直ちに処置を行い、監督員に通知 ケーソンえい航時期を、事前に監督員に通知 ケーソンえい航に先立ち、ケーソンの破損、漏水、その他えい航中の事故の原因となる箇所のないことを確認しなければならない。また、異常を発見した場合は、直ちに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議 ケーソンえい航に先立ち、えい航に使用するロープの品質、形状寸法、及びケーソンとの連結方法を、監督員に通知 ケーソンえい航完了後、ケーソンに異常のないことを確認しなければならない。また、異常を発見した場合は、直ちに処置を行い、監督員に通知 ケーソンの回航時期、寄港地、避難場所、回航経路及び連絡体制を、事前に監督員に通知 ケーソン回航に先立ち、ケーソンの破損、漏水、その他回航中の事故の原因となる箇所のないことを確認しなければならない。また、異常を発見した場合は、直ちに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議 大回しロープにはワイヤーロープを使用し、その巻き数は二重としなければならない。ただし、港内をえい航する場合は、監督員と協議 大回しロープの位置を浮心付近に固定し、隅角部をゴム板、木材又は鋼材で保護しなければならない。ただし、港内をえい航する場合は、監督員と協議 ケーソン回航に先立ち、回航に使用するロープの品質及び形状寸法を、監督員に通知 ケーソンを寄港又は避難させた場合、直ちにケーソンの異常の有無を監督員に通知しなければならない。なお、目的地に到着の時も同様とする。また、回航計画に定める地点を通過した時は、通過時刻及び異常の有無を同様に通知 ケーソンを途中寄港又は避難させる場合の仮置方法について、事前に監督員に通知 ケーソン回航完了後、ケーソンに異常のないことを確認しなければならない。また、異常を発見した場合は、直ちに処置を行い、監督員に通知 ケーソン掘付時期を事前に監督員に通知 ケーソン掘付作業完了後、ケーソンに異常がないことを確認しなければならない。また、異常を発見した場合は、直ちに処置を行い、監督員に通知	
			4.進水	受理			施工前
				協議			着手前
				承諾			施工前
				協議			施工前
			5.仮置	受理			施工後
		協議		施工前			
		6.回航・えい航	受理	施工前			
				協議			施工前
			受理	施工前			
			受理	施工前			
			協議	施工前			
			協議	施工前			
			受理	施工前			
			受理	施工前			
			受理	施工前			
			受理	施工前			
		7.掘付	受理	施工前			
受理	施工前						
本体内工 (ブロック式)	本体ブロック製作工	4.コンクリート工	承諾	施工前	3-8-2	本体ブロックを転置する場合、急激な衝撃や力が作用しないよう施工しなければならない。また、施工に先立ち転置時期について、監督員の承諾	
	本体ブロック掘付工	1.本体ブロック掘付	受理	施工前	3-8-3	施工に先立ち本体ブロックの掘付時期を監督員に通知	
本体内工 (場所打式)	場所打コンクリート工	4.コンクリート工	承諾	施工前	3-9-2	やむを得ず図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の強度、耐久性及び外観を害しないように、その位置、方向及び施工方法を定め、事前に設計図書に関して監督員の承諾 補助ヤード施設の場所及び規模等については、設計図書の定めによるものとする。なお、これにより難しい場合、受注者は、設計図書に関して監督員の承諾	
		5.補助ヤード施設	承諾	施工前			
本体内工 (捨石・捨ブロック式)	捨ブロック工	1.捨ブロック製作	承諾	施工前	3-10-4	製作した捨ブロックを転置する場合、急激な衝撃や力が作用しないよう施工しなければならない。また、施工に先立ち転置時期について、監督員の承諾 施工に先立ち捨ブロックの掘付時期を監督員に通知	
		2.捨ブロック掘付	受理	施工前			
本体内工 (コンクリート矢板式)	場所打コンクリート工	4.コンクリート	承諾	施工前	3-10-5	やむを得ず図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の強度、耐久性及び外観を害しないように、その位置、方向及び施工方法を定め、事前に設計図書に関して監督員の承諾	
		1.コンクリート矢板工	1.コンクリート矢板	協議	施工中	3-12-2	地層の変化、障害物などにより、打込み困難な状況が生じた場合、若しくは土質条件に比べて矢板の貫入量が異常に大きい場合、打込みを中断しなければならない。また、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議 矢板打込み後、継手が離脱していることが認められる場合、引き抜いて打ち直さなければならない。ただし、引抜きが不可能な場合は、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員の承諾 「港湾工事出来形管理基準」に基づき、矢板の貫入量、矢板の打撃回数の記録を取り、監督員に提出
承諾	施工中						
受理	施工後						

第4編 港湾編

確認事項			監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様書	指示・承諾等を要する事項
細別	内容					
被覆・根固工	被覆ブロック工	1.被覆ブロック製作	承諾	施工前	3-15-4	製作した被覆ブロックを転置する場合、急激な衝撃や力が作用しないよう施工しなければならない。また、施工に先立ち転置時期について、監督員の承諾 施工に先立ち被覆ブロックの据付時期を監督員に通知
		2.被覆ブロック据付	受理	施工前		
	根固ブロック工	1.根固ブロック製作	承諾	施工前	3-15-5	製作した根固ブロックを転置する場合、急激な衝撃や力が作用しないよう施工しなければならない。また、施工に先立ち転置時期について、監督員の承諾 施工に先立ち根固ブロックの据付時期を監督員に通知
		1.根固ブロック据付	受理	施工前		
上部工	上部コンクリート工	5.コンクリート	承諾	施工前	3-16-2	やむを得ず図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の強度、耐久性及び外観を害しないように、その位置、方向及び施工方法を定め、事前に設計図書に関して監督員の承諾 上部コンクリートに作業用の係留環等を取付ける場合、事前に監督員の承諾 補助ヤード施設の場所及び規模等については、設計図書の定めによるものとする。なお、これにより難しい場合、受注者は、設計図書に関して監督員の承諾
			承諾	施工前		
	上部ブロック工	1.上部ブロック製作	承諾	施工前	3-16-3	製作した上部ブロックを転置する場合、急激な衝撃や力が作用しないよう施工しなければならない。また、施工に先立ち転置時期について、監督員の承諾 施工に先立ち上部ブロックの据付時期を監督員に通知
		2.上部ブロック据付	受理	施工前		
付属工	係船柱工	1.係船柱 (2)製作	承諾	施工前	3-17-2	肉厚のプラス側の許容範囲を変更する場合、事前に監督員の承諾 素地調整後、下塗を始めるまでの最長時間は、事前に監督員の承諾
		(3)施工	承諾	施工前		
	防舷材工	1.防舷材 (1)製作	承諾	施工前	3-17-3	防舷材・付属品の形状寸法の詳細図及び性能曲線図を事前に監督員に提出し、承諾 温度や接岸速度がゴム防舷材の性能に及ぼす影響を考慮している場合には、品質管理の観点から温度係数・速度係数を表す性能を示すデータを事前に監督員に提出し承諾 防舷材の取付方法は、事前に監督員の承諾
		(2)施工	承諾	施工前		
車止・縁金物工	1.車止・縁金物 (2)施工	承諾	着手前	3-17-4	塗装に先立ち、塗装間隔及びシンナー希釈率について、監督員の承諾	
消波工	消波ブロック工	1.消波ブロック製作	承諾	施工前	3-18-3	製作した消波ブロックを転置する場合、急激な衝撃や力が作用しないよう施工しなければならない。また、施工に先立ち転置時期について、監督員の承諾 施工に先立ち消波ブロックの据付時期を監督員に通知
		2.消波ブロック据付	受理	施工前		
裏込・裏理工	裏込工	4.吸出し防止材	受理	施工前	3-19-2	製作に先立ち、形状寸法を記載した製作図を監督員に提出 マットの目地処理を重ね合せとし、その重ね合せ幅は仕様書の基準値とする。なお、これにより難しい場合、受注者は、施工に先立ち設計図書に関して監督員の承諾 アスファルトマットの敷設を吊金具による水平吊りとしなければならない。なお、吊金具による水平吊りができない場合、受注者は、施工に先立ち、監督員の承諾
			承諾	施工前		
	裏理工	1.裏埋材	協議	施工中	3-19-3	隣接構造物等の状況を把握し、以上沈下、滑動等が生じる恐れがある場合及び生じた場合、直ちに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議
維持補修工	維持塗装工	2.車止塗装、縁金物塗装	承諾	施工前	3-20-2	塗装に先立ち、塗装間隔及びシンナー希釈率について、監督員の承諾
雑工	現場鋼材溶接工	1.現場鋼材溶接、被覆溶接(水中)、スタッド溶接(水中)	受理	施工前	3-22-2	ひずみの状況及び手直し等の処置内容を監督員に通知
	その他雑工	1.清掃	承諾	施工前	3-22-4	鋼構造物に付着した海生生物及びさび等を除去する場合、監督員の承諾

第6編 河川編

確認事項		監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様書	指示・承諾等を要する事項
細別	内容				
第1章 築堤・護岸					
適用すべき諸基準		承諾 協議	施工前	第2節	設計図書において特に定めのない事項については、仕様書の基準類による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合または、疑義がある場合は監督員と協議
法覆護岸工	材料	受理	施工前	1-7-2	止水材は、十分な耐久性を有するものとし、受注者は、耐久性に係わる試験結果を監督員に提出
		受理	施工前		止水材および被覆材の各々の製品に対しては、仕様書に示した要件を整えた品質を証明する資料を監督員に提出
根固め工	一般事項	2.異常時の処置	協議	施工中	1-9-1 予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、設計図書に関して監督員と協議
水制工	一般事項	2.異常時の処置	協議	施工中	1-10-1 予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、設計図書に関して監督員と協議
		3.施工計画書	協議	施工中	
付帯道路施設工	境界工	1.境界杭の設置	受理	施工中	1-12-2 境界杭の設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、速やかに監督員に連絡
		2.掘削困難な場合の処置	協議	施工中	
光ケーブル配管工	配管工	1.材料使用時の注意	承諾	施工前	1-13-3 配管工に使用する材料について、監督員の承諾
第2章 浚渫(河川)					
浚渫工(ポンプ浚渫船)	一般事項	4.支障落下物の除去	受理	施工中	2-3-1 船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡
浚渫工(グラブ船)	一般事項	4.支障落下物の除去	受理	施工中	2-4-1 船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡
浚渫工(バックホウ浚渫船)	一般事項	4.支障落下物の除去	受理	施工中	2-5-1 船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡
浚渫土処理工	浚渫土処理工	3.計画埋立断面の相違	協議	施工中	2-6-2 浚渫土砂受入れ地の計画埋立断面が示された場合において、作業進捗に伴いこれに満たないこと、もしくは、余剰土砂を生ずる見込みが判明した場合には、速やかに設計図書に関して監督員と協議
第3章 樋門・樋管					
適用すべき諸基準		承諾 協議	施工前	第2節	設計図書において特に定めのない事項については、仕様書の基準類による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議
樋門・樋管本 体工	一般事項	3.堤防に設ける仮締切	協議	施工前	3-5-1 堤防に設ける仮締切は、設計図書に基づき施工するが、現地状況によってこれにより難い仮締切を設置する場合は、設計図書に関して監督員と協議
	作業土工	2.基礎下面の土質等	協議	施工中	3-5-2 基礎下面の土質及び地盤改良工法等が設計図書と異なる場合は、設計図書に関して監督員と協議
	函渠工	2.基礎地盤支持力の確認	受理	施工中	3-5-6 基礎地盤支持力の確認を設計図書で定められている場合は、基礎地盤の支持力を確認し監督員に報告
		3.沈下観測	受理	施工中	
		5.コルゲートパイプの布設	協議	着手前	布設条件(地盤条件・出来形等)については設計図書によるものとし、予期しない沈下のおそれがある場合、上げ越しが必要な場合には、設計図書に関して監督員と協議
付属物設置 工	境界工	1.境界杭(鉋)の設置位置	確認 受理	施工中	3-8-4 境界杭(鉋)の設置位置については、監督員の確認を受けるものとし、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、速やかに監督員に連絡
		2.掘削困難な場合の処置	協議	施工中	
	銘板工		協議	施工前	3-8-5 設計図書に明示のない場合は、設計図書に関して監督員に協議
	点検施設工		協議	施工前	3-8-6 点検施設を設計図書に基づいて施工できない場合には、設計図書に関して監督員と協議
	階段工		協議	施工前	3-8-7 階段工を設計図書に基づいて施工できない場合には、設計図書に関して監督員と協議
	観測施設工		協議	施工前	3-8-8 観測施設を設計図書に基づいて施工できない場合には、設計図書に関して監督員と協議
グラウトホール工		協議	施工前	3-8-9 グラウトホールを設計図書に基づいて施工できない場合には、設計図書に関して監督員と協議	

第6編 河川編

確認事項			監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様書	指示・承諾等を要する事項
細別	内容					
第4章 水門						
適用すべき諸基準			承諾 協議	施工前	第2節	設計図書において特に定めのない事項については、仕様書の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議
水門本体工	材料		協議	着手前	4-6-2	使用する材料は設計図書に明示したものとし、記載ない材料を使用する場合には、監督員と協議
	床版工	3.コンクリート充填	協議	着手前	4-6-7	埋設される鋼構造物の周辺コンクリートの打ち込みは、本体コンクリートと同時に施工しなければならない。なお、同時施工が困難な場合は、設計図書に関して監督員と協議
付属物設置工	管理橋受台工		協議	着手前	4-8-5	現地の状況により設計図書に示された構造により難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議
鋼管理橋上部工	一般事項	2.検測	把握 受理 指示	着手前	4-9-1	架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行い、その結果を監督員に提示しなければならない。なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督員に測量結果を速やかに提出し指示
	材料	4.試験結果の提出	受理	着手前	4-9-2	基層及び表層に使用する骨材の材料を使用する場合は、試験結果を、工事に使用する前に監督員へ提出しなければならない。ただし、これまでに使用実績があるものを用いる場合には、監督員の承諾を得て、試験結果の提出を省略
		5.品質証明資料の提出	受理	着手前		舗装工で仕様書に示している材料を使用する場合は、工事に使用する前に、材料の品質を証明する資料を監督員に提出
		6.小規模工事	受理	着手前		これまでの実績または定期試験結果の提出により、以下の骨材の骨材試験の実施を省略
コンクリート管理橋上部工 (PC橋)	支承工		承諾	施工前	4-14-6	支承工の施工については、道路橋支承便覧(日本道路協会)第6章支承部の施工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾
コンクリート管理橋上部工 (PCホロースラブ橋)	支承工		承諾	施工前	4-15-3	支承工の施工については、道路橋支承便覧(日本道路協会)第6章支承部の施工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾
舗装工	一般事項	3.異常時の処置	協議	施工中	4-18-1	路盤の施工において、路床面または下層路盤面に異常を発見したときは、設計図書に関して監督員と協議
	コンクリート舗装工	2.配合	承諾	施工前	4-18-10	現場練りコンクリートを使用する場合の配合は配合設計を行い、設計図書に関して監督員の承諾
第5章 堰						
適用すべき諸基準			承諾 協議	施工前	第2節	設計図書において特に定めのない事項については、仕様書の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議
工場製作工	一般事項	2.施工計画書	承諾	製作 着手前	5-3-1	設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督員の承諾を得た場合は、原寸、工作、溶接および仮組立に関する事項を施工計画書へ記載項目の全部または一部を省略
		3.名簿の整備	把握	施工前		溶接作業に従事する溶接工の名簿を整備し、監督員の請求があった場合は速やかに提示
可動堰本体工	一般事項	2.適用規定	承諾	施工前	5-6-1	可動堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術協会「ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・設備計画マニュアル編)」(平成28年10月)及び、国土交通省「ダム・堰施設技術基準(案)(平成28年3月)第7章施工」の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾
固定堰本体工	一般事項	2.適用規定	承諾	施工前	5-7-1	固定堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術協会「ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・設備計画マニュアル編)」(平成28年10月)及び、国土交通省「ダム・堰施設技術基準(案)(平成28年3月)第7章施工」の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾
魚道工	一般事項	2.適用規定	承諾	施工前	5-8-1	魚道工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術協会「ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・設備計画マニュアル編)」(平成28年10月)及び、国土交通省「ダム・堰施設技術基準(案)(平成28年3月)第7章施工」の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾
管理橋下部工	管理橋橋台工		協議	着手前	5-9-2	現地の状況により設計図書に示された構造により難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議
鋼管理橋上部工	一般事項	2.検測	把握 受理 指示	着手前	5-10-1	架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行い、その結果を監督員に提示しなければならない。なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督員に測量結果を速やかに提出し指示
	支承工		承諾	施工前	5-10-10	支承工の施工については、道路橋支承便覧(日本道路協会)第6章支承部の施工による。これにより難しい場合は、監督員の承諾
コンクリート管理橋上部工 (PC橋)	支承工		承諾	施工前	5-15-6	支承工の施工については、道路橋支承便覧(日本道路協会)第6章支承部の施工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾
コンクリート管理橋上部工 (PCホロースラブ橋)	支承工		承諾	施工前	5-16-3	支承工の施工については、道路橋支承便覧(日本道路協会)第6章支承部の施工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾
コンクリート管理橋上部工 (PC箱桁橋)	支承工		承諾	施工前	5-17-3	支承工の施工については、道路橋支承便覧(日本道路協会)第6章支承部の施工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾

第6編 河川編

確認事項			監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様書	指示・承諾等を要する事項
細別	内容					
第6章 排水機場						
適用すべき諸基準			承諾 協議	施工前	第2節	設計図書において特に定めのない事項については、仕様書の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議
機場本体内	一般事項	3.堤防に設ける仮締切	協議	施工前	6-4-1	堤防に設ける仮締切は、設計図書に基づき施工するが、現地状況によってこれにより難しい仮締切を設置する場合は、設計図書に関して監督員と協議
		4.仮水路	協議	施工前		機場本体内の施工に必要な仮水路は、設計図書に基づき施工するが、現地状況によってこれにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議
	作業土工	2.基礎下面土質の相違	協議	施工中	6-4-2	基礎下面の土質が設計図書と異なる場合には、設計図書に関して監督員と協議
沈砂池工	一般事項	3.仮締切	協議	施工前	6-5-1	堤防に設ける仮締切は、設計図書に基づき施工するが、現地状況によってこれにより難しい仮締切を設置する場合は、設計図書に関して監督員と協議
		4.仮水路	協議	施工前		沈砂池工の施工に必要な仮水路は、設計図書に基づき施工するが、現地状況によってこれにより難しい仮締切を設置する場合は、設計図書に関して監督員と協議
	作業土工	2.基礎下面土質の相違	協議	施工中	6-5-2	基礎下面の土質が設計図書と異なる場合には、設計図書に関して監督員と協議
吐出水槽工	一般事項	3.仮締切	協議	施工前	6-6-1	堤防に設ける仮締切は、設計図書に基づき施工するが、現地状況によってこれにより難しい仮締切を設置する場合は、設計図書に関して監督員と協議
		4.仮水路	協議	施工前		吐出水槽工の施工に必要な仮水路は、設計図書に基づき施工するが、現地状況によってこれにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議
	作業土工	2.基礎下面土質の相違	協議	施工中	6-6-2	基礎下面の土質が設計図書と異なる場合には、設計図書に関して監督員と協議
		3.排水状態の維持	協議	施工中		当該仮締切内に予期しない湧水のある場合には、設計図書に関して監督員と協議
第7章 床止め・床固め						
適用すべき諸基準			承諾 協議	施工前	第2節	設計図書において特に定めのない事項については、仕様書の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議
床止め工	一般事項	5.異常時の処置	協議	施工中	7-4-1	床止め工の施工にあたって、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、速やかに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議
	水叩工	4.適用規定	承諾	施工中	7-4-8	巨石張りの施工については、第3編2-5-5石積(張)工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾
床固め工	一般事項	5.異常時の処置	協議	施工中	7-5-1	床固め工の施工にあたって、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、速やかに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議
山留擁壁工	一般事項	2.異常時の処置	協議	施工中	7-6-1	山留擁壁工の施工にあたって、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、速やかに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議
第8章 河川維持						
適用すべき諸基準			承諾 協議	施工前	第2節	設計図書において特に定めのない事項については、仕様書の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議
巡視・巡回工	河川巡視工	2.巡視の実施時期	協議	巡視前	8-3-2	巡視の実施時期について、設計図書に示す以外の時期に巡視が必要となった場合には、巡視前に設計図書に関して監督員と協議
		3.支障をきたす事実の処置	受理	巡視中		巡視途上において、河川管理施設及び河川管理に支障をきたす事実を発見した場合は、直ちに監督員に連絡
		4.住民等からの通報の処置	受理	巡視中		巡視途上において、河川管理に関して一般住民等から通報を受けた場合は、直ちに監督員にその内容を連絡
		5.巡視結果の報告	受理	巡視後		巡視結果について別に定めた様式により監督員に提出
除草工	堤防除草工	3.刈取り高	協議	施工中	8-4-2	機械施工において現地盤の不陸及び土層等で草の刈取り高10cm以下で施工できない場合は、設計図書に関して監督員と協議
堤防養生工	芝養生工	1.草等の処理	指示	施工前	8-5-2	抜き取りした草等をすべて処理しなければならない。ただし、設計図書及び監督員の指示した場合はこの限りではない
		2.肥料	確認 協議	施工前	8-5-2	使用する肥料の種類、散布量及び配合は設計図書によらなければならない。また、肥料については、施工前に監督員に確認を得なければならない。なお、設計図書に示す材料、使用量及び配合等が施工箇所に適さない場合は、設計図書に関して監督員と協議
	伐木除根工	1.発生根の処理	指示	施工前	8-5-3	伐木及び除根した木等をすべて適正に処理しなければならない。ただし、設計図書及び監督員の指示した場合はこの限りではない。

第6編 河川編

確認事項		監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様書	指示・承諾等を要する事項	
細別	内容					
構造物補修工	クラック補修工	4.使用材料及び 施工方法	指示	施工前	8-6-3	使用材料及び施工方法については、設計図書及び監督員の指示
	ボーリンググラウト工	10.計量	承諾	施工前	8-6-4	水及びセメントの計量にあたっては、設計図書に示す方法によらなければならない。ただし、これ以外の場合は、設計図書に関して監督員の承諾
		12.注入の開始及び完了	承諾	施工中		注入の開始及び完了にあたっては、設計図書に関して監督員の承諾
		13.一時中断の処置	承諾	施工中		注入中に異状が認められ、やむを得ず注入を一時中断する場合には、設計図書に関して監督員の承諾
		15.追加グラウチングの実施	指示	施工中	監督員から指示された場合には、追加グラウチングを行わなければならない。なお、追加孔の位置、方向、深度等は、監督員の指示	
欠損部補修工	1.一般事項	協議	施工中	8-6-5	補修方法について、設計図書に示す以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員と協議	
路面補修工	材料	3.クラック防止シート	承諾	施工前	8-7-2	目地補修に使用するクラック防止シートについては、施工前に使用材料に関して監督員の承諾
付属物復旧工	付属物復旧工	1.一般事項	指示 受理	施工前	8-8-2	付属物復旧については、時期、箇所、材料、方法等について監督員より指示を受けるものとし、完了後速やかに復旧数量等を監督員に報告
		4.コンクリート中の防護柵の設置	協議	施工前		支柱の施工にあたって橋梁、擁壁、函渠などのコンクリートの中に防護柵を設置する場合、設計図書によるがその位置に支障があるときまたは、位置が明示されていない場合、設計図書に関して監督員と協議
清掃工	塵芥処理工		協議	施工前	8-11-3	設計図書に示す以外の施工方法による場合には、設計図書に関して監督員と協議
	水面清掃工		協議	施工前	8-11-4	設計図書に示す以外の施工方法による場合には、設計図書に関して監督員と協議
応急処理工	応急処理作業工		受理	施工後	8-13-2	応急処理作業工の施工完了後は、監督員に報告
撤去物処理工	運搬処理工	2.殻及び発生材の受入れ場所及び時間	指示	施工前	8-14-2	殻及び発生材の受入れ場所及び時間について、設計図書に定めのない場合は、監督員の指示
第9章 河川修繕						
適用すべき諸基準		承諾 協議	施工前	第2節		設計図書において特に定めのない事項については、仕様書の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議

第7編 河川海岸編

確認事項		監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様書	指示・承諾等を要する事項
細別	内容				
第1章 堤防・護岸					
適用すべき諸基準		承諾 協議	施工前	第2節	設計図書において特に定めのない事項については、仕様書の基準類によらなければならない。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合または、疑義がある場合は監督員と協議
護岸基礎工	材料	2.材料の品質	承諾	施工前	1-5-2 護岸基礎に使用する石は、JIS A 5006(割ぐり石)に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとし、使用にあたっては、監督員の承諾
	場所打コンクリート工	3.潮待作業	協議	施工前	1-5-5 潮待作業で施工する場合には、設計図書によらなければならない。なお、これにより難い場合には設計図書に関して監督員と協議 やむを得ず水中コンクリートで施工する場合は、設計図書に関して監督員の承諾
4.水中コンクリートの施工		承諾	施工前		
護岸工	材料	4.設計図書の監督員の承諾(1)	承諾	製作前	1-6-2 アスファルトマット製作に先立ち、アスファルト合材の配合報告書及び図面を作成し、設計図書に関して監督員の承諾 合成繊維マットの形状寸法については、製作に先立ち設計図書に関して監督員の承諾 合成樹脂系マットの形状寸法については、製作に先立ち設計図書に関して監督員の承諾
		5.設計図書の監督員の承諾(2)	承諾	製作前	
		6.設計図書の監督員の承諾(3)	承諾	製作前	
	コンクリート被覆工	3.コンクリート被覆の施工	協議	施工前	1-6-5 コンクリート被覆の施工にあたっては、設計図書に示す位置以外の場所に打継目を設けてはならない。やむを得ず設計図書に示す以外の場所に打継目を設ける場合は、設計図書に関して監督員と協議
天端被覆工	一般事項	2.基礎材(路盤)及び天端被覆の施工	協議	施工中	1-8-1 基礎材(路盤)及び天端被覆の施工にあたっては、路面面及び基礎材面(路盤面)に異常を発見した場合は、設計図書に関して監督員と協議
波返工	波返工	4.コンクリート被覆の施工	協議	施工前	1-9-3 コンクリート被覆の施工にあたっては、設計図書に示す位置以外の場所に打継目を設けてはならない。やむを得ず設計図書に示す以外の場所に打継目を設ける場合は、設計図書に関して監督員と協議
裏法被覆工	一般事項	5.基礎材の施工	協議	施工中	1-10-1 基礎材の施工にあたっては、裏法面及び基礎材面に異常を発見した場合は、設計図書に関して監督員と協議
カルバート工	一般事項	2.一般事項(2)	協議	施工中	1-11-1 カルバートの施工にあたっては、「道路土工-カルバート工指針7-1 基本方針」(日本道路協会、平成22年3月)、「道路土工要綱 2-7 排水施設の施工」(日本道路協会、平成22年3月)の規定によらなければならない。これにより難い場合は、監督員の承諾
	材料		承諾	施工前	1-11-2 プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、設計図書による記載なき場合、「道路土工-カルバート工指針4-4 使用材料、4-5 許容応力度」(日本道路協会、平成22年3月)の規定によらなければならない。これにより難い場合は、監督員の承諾
排水構造物工	管渠工	7.コルゲートパイプの布設	協議	布設前	1-12-5 コルゲートパイプの布設条件(地盤条件・出来型等)については設計図書によるものとし、予期しない沈下のおそれがある場合必要に応じて、設計図書に関して監督員と協議
	場所打水路工	2.潮待作業	協議	施工前	1-12-6 潮待作業で施工する場合には、設計図書の施工条件明示による。なお、これにより難い場合には、設計図書に関して監督員と協議 やむを得ず水中コンクリートで施工する場合は、設計図書に関して監督員の承諾
3.水中コンクリートの施工		承諾	施工前		
付属物設置工	境界工	1.境界杭の設置位置	指示 受理	施工中	1-13-4 境界杭の設置位置については、監督員の指示によらなければならない。また、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、速やかに監督員に連絡 埋設箇所が岩盤等で境界杭の設置が困難な場合は、設計図書に関して監督員と協議
		2.境界杭の設置が困難な場合	協議	施工中	
第2章 突堤・人工岬					
適用すべき諸基準		承諾 協議	施工前	第2節	設計図書において特に定めのない事項については、仕様書の基準類による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合または、疑義がある場合は監督員と協議
突堤本体工	ケーソン工	5.製作完了後の表示	指示	施工前	2-5-11 ケーソン製作完了後、ケーソン番号、吃水目盛等をケーソンに表示しなければならない。なお、その位置及び内容は、監督員の指示 ケーソン進水に先立ち、ケーソンに異常のないことを確認しなければならない。また、異常を発見した場合は、直ちに処置を行い、監督員に連絡 進水方法及び進水時期については、設計図書によらなければならない。これにより難い場合は設計図書に関して監督員と協議 吊具の品質・形状寸法等については、設計図書によるものとし、これより難い場合には、設計図書に関して監督員と協議 ケーソンの仮置き及び据付け方法、曳航方法、寄港地、避難場所、回航経路、連絡体制等については、設計図書によるものとし、これにより難い場合は設計図書に関して監督員と協議 曳航、回航に先立ち監督員に報告 回航中、寄港または避難した場合は、ただちにケーソンの異常の有無を監督員に連絡しなければならない。また、目的地に到着時も同様にしなければならない。また、回航計画に定める地点を通過したときは、通過時刻及び異常の有無を同様に連絡
		6.ケーソン進水	受理	施工前	
		7.進水方法及び進水時期	協議	施工前	
		15.吊具の品質・形状寸法等	協議	施工前	
		19.ケーソン製作一般	協議	施工前	
		23.曳航、回航	受理	施工前	
27.回航中の寄港又は避難	受理	施工中			

第7編 河川海岸編

確認事項		監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様書	指示・承諾等を要する事項
細別	内容				
第3章 海域堤防(人工リーフ、離岸堤、潜堤)					
適用すべき諸基準		承諾 協議	施工前	第2節	設計図書において特に定めのない事項については、仕様書の基準類による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合または、疑義がある場合は監督員と協議
第4章 浚渫(海岸)					
浚渫工(ポン プ船)	一般事項	4.支障物件の落	受理	施工中	4-3-1 浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡
浚渫工(グラ ブ船)	一般事項	4. 支障物件の落	受理	施工中	4-4-1 浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡

第8編 砂防編

確認事項		監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様書	指示・承諾等を要する事項	
細別	内容					
第1章 砂防堰堤						
適用すべき諸基準		承諾 協議	施工前	第2節	設計図書において特に定めのない事項については、仕様書に示した基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合または、疑義がある場合は監督員と協議	
工場製作工	一般事項 2.施工計画書	受理	施工前	1-3-1	原寸、工作、溶接に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。	
法面工	一般事項 2.適用規定	承諾	施工前	1-6-1	法面の施工にあたって、仕様書に示している以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾	
コンクリート 堰堤工	一般事項	2.不良岩の処理	受理 指示	施工中	1-8-1	破碎帯、断層及び局部的な不良岩の処理について、監督員に報告し、指示
		3.推定岩盤線の処理	受理 指示	施工中		ダム本体の床掘において設計図書に示した推定岩盤線と異なる位置に岩盤が露出した場合及び土砂で設計されているのに岩盤が露出した場合については、岩盤の露出状況資料を監督員に提出し、監督員の指示
		4.湧水の処理	協議	施工前		基礎面における湧水の処理について、コンクリートの施工前までに設計図書に関して監督員と協議
		5.打継ぎ目の結合の処置	承諾	施工中		機械の故障、天候の変化その他の理由で、やむを得ず打継ぎ目を設けなければならない場合には、打継ぎ目の完全な結合を図るため、その処置について施工前に、設計図書に関して監督員の承諾
		6.新コンクリートの打継	承諾	施工中		旧コンクリートの材令が0.75m以上～1.0m未満リフトの場合は3日(中2日)、1.0m以上～1.5m未満のリフトの場合は4日(中3日)1.5m以上2.0m以下のリフトの場合は5日(中4日)に達した後に新コンクリートを打継ぎなければならない。これにより難しい場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾
		7.コンクリートの打込み	承諾	施工前		仕様書に示している事項に該当する場合はコンクリートの打込みについて、施工前に設計図書に関して監督員の承諾
		8.養生についての承諾	承諾	施工前		本条7項の場合は、養生の方法及び期間について、施工前に設計図書に関して監督員の承諾
		コンクリート堰堤 本体工	11.接合部の止水性の確認	確認		施工中
	コンクリート側壁工	1.適用規定	承諾	施工前	1-8-6	均しコンクリート、コンクリート、吸出し防止材の施工については、コンクリート堰堤本体工の規定による。なお、これにより難しい場合は事前の試験を行い設計図書に関して監督員の承諾
	間詰工		承諾	施工前	1-8-7	間詰工の施工については、コンクリート堰堤本体工の規定によるものとし、本体と同時に打設する。なお、これにより難しい場合は設計図書に関して監督員の承諾
水叩工	1.コンクリートの施工	承諾	施工前	1-8-8	コンクリートの施工については、水平打継ぎをしてはならない。これにより難しい場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾	
	2.適用規定	承諾	施工前		コンクリート、止水板または吸出し防止材の施工については、コンクリート堰堤本体工の規定による。なお、これにより難しい場合は事前の試験を行い設計図書に関して監督員の承諾	
砂防堰堤付 属物設置工	境界工	1.境界杭(鉋)の設置位置	確認 受理	施工前	1-11-4	境界杭(鉋)の設置位置については、監督員の確認を受けるものとし、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、速やかに監督員に連絡
		2.掘削困難な場合の処置	協議	施工中		埋設箇所が岩盤等で、設計図書に示す深さまで掘削することが困難な場合は、設計図書に関して監督員と協議
	点検施設工		協議	施工前	1-11-6	点検施設を設計図書に基づいて施工できない場合には、設計図書に関して監督員と協議
第2章 流路						
適用すべき諸基準		承諾 協議	施工前	第2節	設計図書において特に定めのない事項については、仕様書に示した基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合または、疑義がある場合は監督員と協議	
第3章 斜面対策						
適用すべき諸基準		承諾 協議	施工前	第2節	設計図書において特に定めのない事項については、仕様書に示した基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合または、疑義がある場合は監督員と協議	
法面工	アンカー工 (プレキャストコンクリート板)	3.PC法枠工の基面処理の施工	協議	施工中	3-4-6	PC法枠工の基面処理の施工において、緩んだ転石・岩塊等が表われた場合には、基面の安定のために除去しなければならない。なお、転石等の除去が困難な場合には、設計図書に関して監督員と協議
		3.削孔水	協議	施工中	3-4-7	周辺地盤、アンカー一定着地盤に影響を及ぼすおそれのある場合は、設計図書に関して監督員と協議
	抑止アンカー工	4.削孔が不能となった場合	協議	施工中		設計図書に示された延長に達する前に削孔が不能となった場合は、原因を調査するとともに、設計図書に関して、監督員と協議
		5.アンカー一定着部の確認	受理	施工後		削孔にあたり、アンカー一定着部の位置が設計図書に示された位置に達したことを、削孔延長、削孔土砂等により確認するとともに、確認結果を監督員に提出

第8編 砂防編

確認事項		監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様書	指示・承諾等を要する事項	
細別	内容					
山腹水路工	一般事項	2.異常の発生	協議 受理	施工中	3-6-1	施工中工事区域内に新たに予期できなかった亀裂の発生等異常を認めた場合、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置をとった後、直ちに監督員に連絡
	現場打水路工	1.水路勾配	協議	施工前	3-6-6	現地の状況により、設計図書に示された水路勾配により難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議
地下水排除工	一般事項	2.多量の湧水	受理 指示	施工中	3-7-1	せん孔中、多量の湧水があった場合、または予定深度まで掘進した後においても排水の目的を達しない場合には、速やかに監督員に報告し、設計図書に関して指示 せん孔中、断層、き裂により、湧水等に変化を認めた場合、直ちに監督員に連絡 検尺を受ける場合は、監督員立会のうえでロッドの引抜を行い、その延長を計測しなければならない。ただし、検尺の方法について監督員が、受注者に指示した場合にはこの限りではない。
		3.せん孔中の変化	受理	施工中		
		4.検尺	指示	施工中		
地下水排除工	一般事項	5.集水井の掘削	受理 指示	施工中	3-7-1	集水井の掘削が予定深度まで掘削しない前に多量の湧水があった場合、または予定深度まで掘削した後においても湧水がない場合には、速やかに監督員に報告し、設計図書に関して指示 集水井の施工にあたっては、常に観測（監視）計画等にて地すべりの状況を把握するとともに、掘削中の地質構造、湧水等を詳細に記録して、異常（数値の変化等）が確認された場合は速やかに監督員に報告
		6.集水井の施工	受理	施工中		
	集水井工		協議	施工前	3-7-5	集水井の設置位置及び深度について、現地の状況により設計図書に定めた設置位置及び深度に支障のある場合は、設計図書に関して監督員と協議

第9編 ダム編

確認事項		監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様書	指示・承諾等を要する事項
細別	内容				
第1章 コンクリートダム					
適用すべき諸基準		承諾 協議	施工前	第2節	設計図書において特に定めのない事項については、仕様書に示した基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合または、疑義がある場合は監督員と協議
掘削工	岩盤面処理	2.監督員の確認	確認	施工中	1-3-5 仕上げ掘削及び岩盤清掃の作業完了後、監督員の確認
	不良岩等の処理	1.一般事項	協議	施工中	1-3-6 局部的不良岩及び破砕帯、断層の処理にあたっては、設計図書に示す方法によらなければならない。ただし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議 基礎岩盤から湧水がある場合の処理にあたっては、設計図書に示す方法によらなければならない。ただし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議
		2.基礎岩盤から湧水処理	協議	施工中	
	基礎岩盤の確認	1.一般事項	確認	施工中	1-3-8 岩盤清掃が完了したときには、基礎岩盤としての適否について、監督員の確認 確認に際しては、設計図書に示す資料を監督員に提出
2.確認資料の提出		受理	施工中		
岩盤確認後の再処理		指示	施工中	1-3-9 基礎岩盤の確認終了後の岩盤を、長期間放置した場合、基礎岩盤の確認後、岩盤の状況が著しく変化した場合には、監督員の指示に従い岩盤面処理の岩盤清掃を行い、コンクリート打設直前に監督員の再確認	
ダムコンクリート工	原石骨材	1.表土処理	確認	施工中	1-4-2 表土の採取除きが完了したときには、原石としての適否について、監督員の確認 原石採取中に破砕帯、風化層等に遭遇した場合には監督員と協議しなければならない。監督員が品質試験等の結果から骨材として不適当と認めた場合には、監督員の指示 原石の採取にあたっては、設計図書に定められた法面勾配等に基づき施工する。ただし、浮石等の存在によりこれにより難しい場合には、設計図書に関して監督員と協議
		2.原石採取	協議 指示	施工中	
			協議	施工中	
	配合	1.一般事項	承諾	施工前	1-4-4 設計図書に示すコンクリートの示方配合を、現場試験の結果に基づいて現場配合に直し、設計図書に示す資料により監督員の承諾 現場試験の結果、配合の修正が必要と認められる場合には、設計図書に示す資料により監督員の承諾
		2.配合の修正	承諾	施工前	
	材料の計量	4.計量装置の精度確保	把握 受理	施工前	1-4-5 設計図書に従い計量装置を所定の精度を確保するため定期的に検査し、その結果を整理・保管するとともに、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。また、検査の結果異常が発見された場合は速やかに監督員へ報告する
	練りまぜ	2.ミキサの練りまぜ性能試験	把握 受理	施工前	1-4-6 ミキサの練りまぜ性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめてから使用するものとし、試験結果は整理・保管するとともに、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。また、試験の結果、異常が発見された場合は速やかに監督員へ報告 強制練りミキサを用いる場合は、JIS A 1119により練りまぜ性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめるものとし、試験結果は整理・保管するとともに、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。また、試験の結果、異常が発見された場合は速やかに監督員へ報告 監督員が廃棄を指示したコンクリートについては、適切に運搬し、処分
		5.1練りの量及び練りまぜ時間の決定	把握 受理	施工前	
		9.不適合配合の処分	指示	施工前	
	コンクリートの運搬	3.バケット運搬	承諾	施工前	1-4-7 コンクリートの運搬にあたっては、バケットによらなければならない。ただし、これ以外の場合は、設計図書に関して監督員の承諾
	打込み開始	2.打継目	確認	施工前	1-4-8 コンクリートの打込みに先立ち、打継目の処理及び清掃、型枠、鉄筋、各種埋設物の設置について、監督員の確認
	コンクリートの打込み	9.コールドジョイント	承諾	施工中	1-4-9 機械の故障、天候の変化その他の理由でやむを得ず一区内にコールドジョイントを設けなければならない場合には、設計図書に関して監督員の承諾 仕様書に示す事項に該当する場合には、コンクリートの打込みについて、監督員の承諾 各リフトの上面を平らに仕上げなければならない。ただし、排水のために勾配をつける場合には、設計図書に関して監督員の承諾
12.監督員の承諾		承諾	施工中		
13.各リフトの上面仕上げ		承諾	施工前		
継目	2.打継目の承諾	承諾	施工前	1-4-11 設計図書に定められていない打継目または施工上必要と認められていない打継目をやむを得ず設ける場合には、設計図書に関して監督員の承諾 設計図書に示す水平打継目の処理にあたっては、レイタンス、浮き石を確実に除去するものとし、その時期については、監督員と協議しなければならない。やむを得ずチッピングを行わなければならない場合には、設計図書に関して監督員の承諾 長期間打止めた水平打継目の処理にあたっては、設計図書に関して監督員の承諾	
	4.レイタンス、浮き石の除去	協議 承諾	施工前		
	6.水平打継目の処理	承諾	施工前		
養生	4.打継面の保護	承諾	施工前	1-4-12 打継面を長期間放置する場合には、油脂類の付着防止や表面の保護等について、監督員の承諾	

第9編 ダム編

確認事項		監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様書	指示・承諾等を要する事項	
細別	内容					
型枠工	一般事項	2.型枠材料	協議	施工前	1-5-1	型枠は、鋼製型枠とする。受注者は、これにより難しい場合は、監督員と協議
		3.型枠の構造及び使用方法	協議	施工前		型枠の構造及び使用方法については、設計図書によるものとし、製作前に構造図について監督員と協議
	型枠の組立て取りはずし移動	1.一般事項	承諾	施工前	1-5-3	型枠の組立てにあたっては、鋼製材料を用いるものとし、仕上げコンクリート面からこれらの支持材が突出してはならない。ただし、これ以外の場合には、設計図書に関して監督員の承諾
		3.取りはずし時期及び順序	承諾	施工前		型枠の取りはずし時期及び順序については、設計図書に関して監督員の承諾
埋設物設置工	冷却管設置	1.一般事項	協議	施工前	1-7-2	設計図書に示す冷却管を使用しなければならない。ただし、これ以外の場合には、監督員と協議
		2.監督員の承諾	承諾	設置前		冷却管の設置に先立ち、設置計画図により、設計図書に関して監督員の承諾
		4.通水試験	確認	施工中		冷却管及び附属品の設置が完了したときには、コンクリートの打込み前に通水試験を行い、監督員の確認
	継目グラウチング設備設置	1.一般事項	確認	施工中	1-7-3	継目グラウチング設備の設置が完了したときには、監督員の確認
止水板	2.接合部の止水性	確認	施工中	1-7-4	止水板接合完了後には、接合部の止水性について、監督員の確認	
埋設物設置工	観測計器埋設	1.一般事項	受理	設置前	1-7-5	観測計器の設置前に計器の動作確認を行い、その結果を監督員に報告しなければならない。また、計器製造者の計器の品質または性能に関する資料を監督員に提出
パイプクーリング工	冷却用設備	1.一般事項	承諾	設置前	1-8-3	冷却用設備の設置にあたっては、仕様書に示す事項に基づき設置計画図を作成し、設計図書に関して監督員の承諾
	冷却工	4.冷却完了後の処置	立会	施工前	1-8-4	継目グラウチングを行った後、監督員の立会いのもとに冷却管内にセメントミルクを充てんしなければならない。
継目グラウチング工	施工設備等	2.圧力計	確認承諾	設置前	1-10-3	設計図書に示す仕様の圧力計を使用するものとし、使用前には検査を行い、使用する圧力計について監督員の確認を得なければならない。また、圧力計の設置箇所は、監督員の承諾
		3.充水用水槽	承諾	施工前		充水の圧力変動を少なくするため、水槽を設けなければならない。ただし、これ以外の場合には、設計図書に関して監督員の承諾
		4.水及びセメント等の計量	協議	施工前		水及びセメントの計量にあたっては、設計図書に示す方法によらなければならない。ただし、これ以外の場合には、監督員と協議
	施工	1.洗浄及び水押しテスト	確認	施工中	1-10-4	埋設管のパイプ詰まりの有無、継目面の洗浄、漏れ箇所等の検出のため、洗浄及び水押しテストを行い、監督員の確認
			承諾	施工前		水押しテストにあたっては、監督員の承諾を得た染料を使用
		2.コーキング	承諾	施工前		水押しテストの結果、漏れ箇所が検出されたときには糸鉛、綿糸、モルタル急硬剤によりコーキングを行わなければならない。ただし、これ以外の場合には、設計図書に関して監督員の承諾
		3.充水	指示	施工前 施工中 施工後		セメントミルクの注入に先立ち注入しようとする継目、直上リフト及び隣接の継目には、監督員の指示する規定圧で充水し、異常がなければ各継目の水を抜かななければならない。 セメントミルクの注入開始と同時に、直上リフト及び隣接の各継目に、監督員の指示する規定圧で充水しなければならない。また、注入完了後、監督員の指示により水を抜かななければならない。
			4.注入	確認 指示		施工中 施工前
		5.測定	承諾	施工前 施工中		継目の動きの測定は、堤体内に埋設された継目計またはダイヤルゲージで行い、動きの状況は、自動計測記録装置を使用し記録しなければならない。また、これらの型式、規格、設置場所等については監督員の承諾
			指示 受理	施工前		セメントミルクの比重は、監督員の指示する時期に、アジテータ及びベントにおいて比重計により測定し、監督員に報告
第2章 フィルダム						
掘削工	過掘りの処理	2.過掘りの処理	協議	施工中	2-3-3	過掘りをした場合は、その処理について監督員と協議
	基礎地盤面及び基礎岩盤面処理	3.監督員の立会	立会	施工後	2-3-5	基礎地盤及び基礎岩盤の整形状況については、監督員の立会
		基礎地盤及び基礎岩盤確認	1.基礎地盤確認	確認	施工中	2-3-8
	2.基礎岩盤確認		確認	施工中	基礎岩盤の岩盤清掃が完了したときは、基礎岩盤としての適否について、監督員の確認	
	3.確認資料の提出		受理	施工中	確認に際しては、設計図書に示す資料を監督員に提出	
基礎地盤及び基礎岩盤確認後の再処理		指示 確認		施工中	2-3-9	基礎地盤確認終了後の地盤または基礎岩盤確認終了後の岩盤を長期間放置した場合及び、基礎地盤または基礎岩盤の状況が著しく変化した場合には、監督員の指示に従い、基礎地盤清掃または基礎岩盤清掃を行い、盛立直前に監督員の再確認

第9編 ダム編

確認事項			監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様書	指示・承諾等を要する事項
細別	内容					
盛立工	一般事項	4.運搬路等	承諾	施工前	2-4-1	コアゾーン及びフィルターゾーンを横断する運搬路を設ける場合は、盛立面を保護する構造のものとし、その構造、及び位置については、設計図書に関して監督員の承諾
		5.盛立再開時の処理	確認	施工前		長期間にわたって盛立を中止し、その後盛立を再開する場合は、表層部のかき起こし、締め直しなど盛立材に応じた方法で新旧の盛立部分が一体となるように盛立面を処理し、監督員の確認
		7.湧水や流水の処置	協議	施工中		基礎面に湧水がある場合、または流水が流下する場合のコア材等の材料の盛立てにあたっては、監督員と協議
	材料採取	2.材料使用時の注意	指示 承諾	施工中	2-4-2	監督員の設計図書に関する指示または承諾なしに、材料を本工事以外の工事に使用してはならない
		3.表土処理	確認	施工中		表土の取り除きが完了したときは、材料の適否について、監督員の確認
		4.採取	指示 協議	施工中		材料採取中に監督員が材料として品質試験の結果から不適当と認めた場合は、監督員の指示 原石の採取にあたっては、設計図書に定められた法面勾配等に基づき施工する。ただし、浮石等の存在によりこれにより難い場合には、設計図書に関して監督員と協議
盛立工	コアの盛立	4.巻出し材料の含水比	指示	施工中	2-4-5	巻出された材料が、設計図書に示す含水比を確保できない場合には、設計図書に関して、監督員の指示
		5.層間の密着性の確保	指示	施工中		既に締固めた層の表面が過度に乾燥、湿潤または平滑となっており上層との密着が確保できない場合には、監督員の指示
		7.雨水の浸透防止	承諾	施工中		締固め中に降雨等で作業を中断する場合には、既に締固められた面及び締固められていない面について、設計図書に関して監督員の承諾
	フィルターの盛立	4.巻出し材料の粒度	指示	施工中	2-4-6	巻出された材料が、設計図書に示す粒度と合致していない場合には、監督員の指示
		5.締固め機械の走行	承諾	施工中		締固めにあたっては、締固め機械をダム軸と平行に走行させなければならない。ただし、斜面付近では、監督員の承諾を得てダム軸と直角方向に走行させることができるものとする。
	ロックの盛立	5.締固め機械の走行	承諾	施工中	2-4-7	締固めにあたっては、締固め機械をダム軸と平行に走行させなければならない。ただし、斜面付近では、監督員の承諾を得てダム軸と直角方向に走行させることができるものとする。
	第3章 基礎グラウチング					
適用すべき諸基準			承諾 協議	施工前	第2節	設計図書において特に定めのない事項については、仕様書に示した基準類によるものとし、これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合または、疑義がある場合は監督員と協議
ボーリング工	せん孔	4.地質変化への対応	指示	施工中	3-3-3	せん孔中は常にその岩質の変化、断層や破碎帯の状況、湧水、漏水の有無等に注意を払い、これらに変化が認められた場合には、記録するとともに監督員の指示
	コア採取及び保管	2.採取コアの提出	指示	施工後	3-3-4	採取したコアを孔毎にコア箱に整理し、監督員が連絡する場所に納品しなければならない。
グラウチング工	セメントミルクの製造及び輸送	2.水及びセメントの計量	承諾 把握	施工前 施工後	3-4-4	水及びセメントの計量にあたっては、設計図書に示す方法によらなければならない。ただし、これ以外の場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。計量装置を設計図書に従い定期的に検査し、検査結果を整理・保管し、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示
	注入管理		承諾 受理	施工前 施工後	3-4-5	水及びセメントの計量にあたっては、設計図書に示す方法によらなければならない。ただし、これ以外の場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。グラウチング工の結果を整理して、速やかに監督員へ提出
	注入	2.注入の開始及び完了	承諾	施工中	3-4-7	注入の開始及び完了にあたっては、設計図書に関して監督員の承諾
		7.異常時の処置	承諾	施工中		注入中に異常が認められ、やむを得ず注入を一時中断する場合には、設計図書に関して監督員の承諾
		8.注入の中断	指示	施工中		注入中に設計図書に示す許容変位量を超える堤体コンクリート及び基礎岩盤の変位を認めた場合には、注入を中断し監督員の指示
		9.隣接孔の同時注入の禁止	指示	施工前		同一のステージ長の場合において、隣接する孔の同時注入を行ってはならない。ただし、これ以外の場合は、監督員の指示
	10.漏えい対策	承諾	施工中	注入中、岩盤表面等へのミルクの漏えい等に注意を払い、ミルクの漏えいを認めるときには、糸鉛、綿糸、モルタルによりコーキングを行わなければならない。ただし、これ以外の材料による場合は、設計図書に関して監督員の承諾		
注入効果の判定	2.追加グラウチング	承諾	施工中	3-4-8	追加孔の位置、方向、深度、注入仕様等については、事前に監督員の承諾	

第10編 道路編

確認事項		監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様書	指示・承諾等を要する事項	
細別	内容					
第1章 道路改良						
適用すべき諸基準		承諾 協議	施工前	第2節	設計図書において特に定めのない事項については、仕様書に示した基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合または、疑義がある場合は監督員と協議	
工場製作工	遮音壁支柱製作工	1.一般事項	承諾	施工前	1-3-2	支柱の製作加工にあたっては、設計図書によるが、特に製作加工図を必要とする場合は、監督員の承諾 部材の切断をガス切断により行うものとするが、これ以外の切断の場合は、設計図書に関して監督員の承諾
		2.部材の切断	承諾	施工中		
法面工	一般事項	2.適用規定	承諾	施工前	1-5-1	法面の施工にあたって、仕様書に示している以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾
擁壁工	一般事項	2.適用規定	承諾	施工前	1-7-1	擁壁工の施工にあたって、仕様書に示している以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾
カルバート工	一般事項	2.適用規定	承諾	施工前	1-9-1	カルバートの施工にあたって、仕様書に示している以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾 本試験に関する資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時までに監督員へ提出 要領により難しい場合は、監督員と協議
		4.コンクリート構造物非破壊試験	把握 受理 協議	施工後 施工前		
	材 料		承諾	施工前	1-9-2	プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、設計図書によるが記載なき場合、「道路土工-カルバート工指針 4-4 使用材料、4-5 許容応力度」(日本道路協会、平成22年3月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾
排水構造物工 (小型水路工)	一般事項	2.適用規定	承諾	施工前	1-10-1	排水構造物工(小型水路工)の施工にあたっては、「道路土工要綱 2-7 排水施設の施工」(日本道路協会、平成21年6月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾
	側溝工	1.水路勾配	協議	施工前	1-10-3	現地の状況により、設計図書に示された水路勾配により難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議 予期できなかった砂質土または軟弱地盤が出現した場合には、施工する前に設計図書に関して監督員と協議 上げ越しが必要な場合には、設計図書に関して監督員と協議 自由勾配側溝の底版コンクリート打設については、設計図書に示すコンクリート厚さとし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議
		3.コルゲートフリュームの布設	協議	施工前		
		5.上げ越し	協議	施工前		
		6.自由勾配側溝の底版コンクリート打設	協議	施工前		
	管渠工	1.水路勾配	協議	施工前	1-10-4	現地の状況により設計図書に示された水路勾配により難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議
	集水樹・マンホール工	3.路面との高さ調整	承諾	施工前	1-10-5	集水樹及びマンホール工の施工について、路面との高さ調整が必要な場合は、設計図書に関して監督員の承諾
	地下排水工	1.一般事項	指示	施工中	1-10-6	新たに地下水脈を発見した場合は、直ちに監督員に連絡し、その対策について監督員の指示
場所打ち水路工	1.水路勾配	協議	施工前	1-10-7	現地の状況により、設計図書に示された水路勾配により難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議	
排水工 (小段排水・縦排水)	1.水路勾配	協議	施工前	1-10-8	現地の状況により、設計図書に示された水路勾配により難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議	
落石雪害防止工	一般事項	2.落石雪害防止工の施工	協議 受理	施工中	1-11-1	施工に際して、斜面内の浮石、転石があり危険と予測された場合、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急措置をとった後、直ちに監督員に連絡 工事着手前及び工事中に設計図書に示すほかに、当該斜面内において新たな落石箇所を発見したときは、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員の指示
		3.新たな落石箇所発見の処置	指示	施工前 施工中		
	材 料		承諾	施工前	1-11-2	使用する材料で、設計図書に記載のないものについては、設計図書に関して監督員の承諾
	落石防止網工	1.一般事項	協議	施工中	1-11-4	アンカーピンの打込みが岩盤で不可能な場合は設計図書に関して監督員と協議 現地の状況により、設計図書に示された設置方法により難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議
2.監督員との協議		協議	施工中			
遮音壁工	材 料	5.遮音壁付属物に使用する材料	協議 承諾	施工前	1-12-2	使用する材料は、設計図書に明示したものとし、これ以外については設計図書に関して監督員と協議し承諾
第2章 舗装						
適用すべき諸基準		承諾 協議	施工前	第2節	設計図書において特に定めのない事項については、仕様書に示した基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合または、疑義がある場合は監督員と協議	
舗装工	一般事項	2.適用規定	承諾	施工前	2-4-1	使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成19年6月)の規定に基づき試験を実施する。これにより難しい場合は、監督員の承諾 路盤の施工において、路床面または下層路盤面に異常を発見したときは、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議
		3.異常時の処置	協議	施工前		
	コンクリート舗装工	2.配合	承諾	施工前	2-4-10	現場練りコンクリートを使用する場合は配合設計を行い、設計図書に関して監督員の承諾

第10編 道路編

確認事項			監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様書	指示・承諾等を要する事項
細別	内容					
舗装工	コンクリート舗装工	6.横収縮目地及び縦目地	協議	施工前	2-4-10	縦目地の設置は、2車線幅員で同一横断勾配の場合には、できるだけ2車線を同時舗設し、縦目地位置に径22mm、長さ1mのタイバーを使ったダミー目地を設ける。やむを得ず車線ごとに舗設する場合は、径22mm、長さ1mのネジ付きタイバーを使った突き合わせ目地とする。これ以外の場合は、監督員と協議
排水構造物工(路面排水工)	一般事項	2.適用規定	承諾	施工前	2-5-1	施工については、道路土工要領の排水施設の施工の規定及び本編2-5-3側溝工、2-5-5集水樹(街渠樹)・マンホール工の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾
縁石工	一般事項	2.障害物がある場合の処置	協議	施工前	2-6-1	施工にあたり、障害物がある場合などは、速やかに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議
		3.適用規定	承諾	施工前		施工にあたって、「道路土工一盛土工指針」(日本道路協会、平成22年4月)の施工の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾
踏掛版工	一般事項	2.障害物がある場合の処置	協議	施工前	2-7-1	施工にあたり、障害物がある場合などは、速やかに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議
		3.適用規定	承諾	施工前		施工については、「道路土工一盛土工指針」(日本道路協会、平成22年4月)の踏掛版及び施工の規定、第10編2-7-4踏掛版工の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾
防護柵工	一般事項	2.障害物がある場合の処置	協議	施工前	2-8-1	防護柵を設置する際に、障害物がある場合などは、速やかに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議
		3.適用規定	承諾	施工前		施工にあたって、「防護柵の設置基準・同解説/ボラードの設置便覧 4-1. 施工の規定」(日本道路協会、令和3年3月改訂)、「道路土工要綱 第5章施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定および第3編2-3-8路側防護柵工、2-3-7防止柵工の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾
	路側防護柵工	2.適用規定(2)	承諾	施工前	2-8-3	防護柵に視線誘導標を取り付ける場合は、「視線誘導標設置基準・同解説」(日本道路協会、昭和59年10月)により取付ける。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。防護柵の規格は、設計図書によらなければならない
	ボックスビーム工	3.コンクリートの中に支柱を設置する場合	協議	施工前	2-8-5	支柱の施工にあたって橋梁、擁壁、函渠などのコンクリートの中にボックスビームを設置する場合、設計図書に定められた位置に支障があるときまたは、位置が明示されていない場合、速やかに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議
	車止めポスト工	1.車止めポストの設置	協議	施工前	2-8-6	車止めポストを設置する場合、現地の状況により、位置に支障があるときまたは、位置が明示されていない場合には、速やかに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議
標識工	一般事項	2.異常時の処置	協議	施工中	2-9-1	設計図書により標識を設置しなければならないが、障害物がある場合などは、速やかに監督員に連絡し、設計図書に関して、監督員と協議
		3.適用規定	承諾	施工前		施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説第4章道路標識の設計、施工」(日本道路協会、令和2年6月)の規定、「道路土工要綱 第5章施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定、第3編2-3-6小型標識工、2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)、2-10-5土留・仮締切工の規定、及び「道路標識ハンドブック」(全国道路標識・標示業協会、令和元年8月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾
材料	6.文字・記号等	承諾	施工前	2-9-2	標識板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「道路標識設置基準・同解説」(国土交通省、令和2年6月)による色彩と寸法で、標示する。これにより難い場合は、監督員の承諾	
区画線工	一般事項	2.異常時の処置	協議	施工中	2-10-1	施工にあたり、障害物がある場合などは、速やかに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議
		3.適用規定	承諾	施工前		施工にあたって、「道路標識・区画線及び道路表示に関する命令」及び第3編2-3-9区画線工の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾
区画線工	2.区画線の指示方法	指示	施工前	2-10-2	区画線の指示方法について設計図書に示されていない事項は「道路標識・区画線及び道路標示に関する命令」により施工	
道路植栽工	一般事項	2.道路植栽工の施工	受理 協議	施工中	2-11-1	施工にあたり、障害物がある場合などは、速やかに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議
		3.適用規定	承諾	施工前		施工については、「道路緑化技術基準・同解説2-3施工」(日本道路協会、平成28年3月)の規定、「道路土工要綱」(日本道路協会、平成21年6月)の規定および本編2-11-3道路植栽工の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾
	材料	3.樹木類の受入検査	確認	施工前	2-11-2	
		6.肥料、土壌改良材	確認	施工前		施工前に監督員に品質証明等の確認
	道路植栽工	3.植付け	指示	施工前		植樹施工にあたり、設計図書及び監督員の指示する位置
		4.異常時の処置	受理 承諾	施工中	2-11-3	植栽地の土壤に問題があった場合は監督員に速やかに連絡 蒸散抑制剤を使用する場合には、使用剤及び使用方法について、設計図書に関して監督員の承諾
5.植穴の掘削		指示	施工中	植穴の掘削については、湧水が認められた場合は、直ちに監督員に連絡し指示		
6.適用規定	指示	施工中	既存埋設物に損傷を与えた場合には、ただちに応急復旧を行い、関係機関への通報を行うとともに、監督員に連絡し指示			

第10編 道路編

確認事項			監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様書	指示・承諾等を要する事項
細別	内容					
道路植栽工	道路植栽工	12.地質対応	協議	施工中	2-11-3	底部が粘土を主体とした滞水性の地質の場合には、設計図書に関して監督員と協議 施肥、灌水の施工にあたり、施工前に施工箇所状況を調査するとともに、設計図書に示す使用材料の種類、使用量等が施工箇所に適さない場合は、速やかに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議 枯死または、形態不良の判定は、発注者と受注者が立会の上行うものとし、植替えの時期については、発注者と協議
		15.施肥、灌水	協議	施工前		
		18.植栽植樹の植替え	立会 協議	施工後		
道路付属施設工	一般事項	2.異常時の処置	協議	施工中	2-12-1	設置にあたり、障害物がある場合などは、速やかに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議 施工にあたって、「視線誘導標設置基準・同解説第5章の施工」(日本道路協会、昭和59年10月)の規定、「道路照明施設設置基準・同解説第7章設計及び施工」(日本道路協会、平成19年10月改訂)の規定、「道路土工要綱」(日本道路協会、平成21年6月)の規定および「道路反射鏡設置指針第2章設置方法の規定および第5章施工」(日本道路協会、昭和55年12月)の規定、第3編2-3-10道路付属物工の規定、本編2-5-3側溝工、2-5-5集水桝(街渠桝)・マンホール工、2-12-3境界工及び2-12-6照明工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。
		3.適用規定	承諾	施工前		
	境界工	3.境界確認	受理	施工中	2-12-3	境界の施工前及び施工後において、近接所有者の立会による境界確認を行うものとし、その結果を監督員に報告 施工に際して近接所有者と問題が生じた場合、速やかに監督員に連絡し、その処置について協議
		4.問題が生じた場合の処置	協議	施工中		
	照明工	2.異常の処置	指示	施工中	2-12-6	既存埋設物に損傷を与えた場合には、直ちに応急措置を行い、関係機関への通報を行なうとともに、監督員に連絡し指示
	第3章 橋梁下部工					
適用		4.コンクリート構造物非破壊試験	把握 受理	施工後	第1節	本試験に関する資料を整備および保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時までに監督員へ提出 要領(案)により難しい場合は、監督員と協議 本試験に関する資料を整備および保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時までに監督員へ提出 要領(案)により難しい場合は、監督員と協議
			協議	施工前		
		5.強度測定	把握 受理	施工後		
			協議	施工前		
6.橋梁台帳	承諾 指示	工事完成 提出時	第1節	施工構造物に関する諸元を橋梁台帳に記載・入力し、工事完成届提出時に監督員に提出し、承諾を得なければならない。また、橋梁台帳の様式及び記入方法については、監督員の指示		
適用すべき諸基準			承諾 協議	施工前	第2節	設計図書において特に定めのない事項については、仕様書に示した基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議
工場製作工	一般事項	2.施工計画書	承諾	施工前	3-3-1	設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督員の承諾を得た場合は、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項の全部または一部を省略 JIS B 7512(鋼製巻尺)の1級に合格した鋼製巻尺を使用しなければならない。なお、これにより難しい場合は、設計図書について監督員の承諾 溶接作業に従事する溶接工の名簿を整備し、監督員の請求があった場合は速やかに提示
		3.検測	承諾	施工前		
		5.名簿の整備	把握	着工前		
橋台工	橋台躯体工	3.防錆処置	承諾	施工前	3-6-8	鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆、防食、損傷等を受けないようにこれらを保護しなければならない。なお、施工方法に関しては監督員の承諾 支承部の箱抜き施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾 支承部を箱抜きにした状態で工事を完了する場合は、箱抜き部分に中詰砂を入れて薄くモルタル仕上げしなければならない。ただし、継続して上部工事を行う予定がある場合やこれ以外による場合は、設計図書に関して監督員と協議
		4.適用規定	承諾	施工前		
		6.モルタル仕上げ	協議	施工前		
鋼製橋脚工	橋脚フーチング工	6.フーチングの箱抜きの施工	承諾	施工前	3-8-9	フーチングの箱抜きの施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾
	橋脚架設工	1.適用規定	承諾	施工前	3-8-10	施工については、第3編2-13-3架設工(クレーン架設)、「道路橋示方書・同解説(Ⅱ鋼橋・鋼部材編)第20章施工」(日本道路協会、平成29年11月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾 組立て中に損傷があった場合、速やかに監督員に連絡
		3.異常時の処置	受理	施工中		
	現場継手工	2.適用規定(2)	承諾	施工前	3-8-11	施工については、「道路橋示方書・同解説(Ⅱ鋼橋・鋼部材編)20章施工」(日本道路協会、平成29年11月)、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編第3章架設」(日本道路協会、平成27年3月)の規定による。これ以外による場合は、設計図書に関して監督員の承諾 溶接作業に従事する溶接工の名簿を整備し、監督員の請求があった場合は速やかに提示
		3.名簿の整備	把握	着工前		

第10編 道路編

確認事項		監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様書	指示・承諾等を要する事項	
細別	内容					
第4章 鋼橋上部工						
適用	4.橋梁台帳	承諾 指示	工事完成 提出時	第1節	施工構造物に関する諸元を橋梁台帳に記載・入力し、工事完成届提出時に監督員に提出し、承諾を得なければならない。また、橋梁台帳の様式及び記入方法については、監督員の指示	
適用すべき諸基準		承諾 協議	施工前	第2節	設計図書において特に定めのない事項については、仕様書に示した基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議	
工場製作工	一般事項	2.施工計画書	承諾	施工前	4-3-1	設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督員の承諾を得た場合は、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項の全部または一部を省略
		3.名簿の整備	把握	着工前		溶接作業に従事する溶接工の名簿を整備し、監督員の請求があった場合は速やかに提示
鋼橋架設工	一般事項	2.検測	把握 受理 指示	施工前	4-5-1	架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行い、その結果を監督員に提示しなければならない。なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督員に測量結果を速やかに提出し指示
	支承工		承諾	施工前	4-5-10	施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難しい場合は、監督員の承諾
第5章 コンクリート橋上部工						
適用	4.コンクリート構造物非破壊試験	把握 受理 協議	施工後	第1節	本試験に関する資料を整備および保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時まで監督員へ提出 要領(案)により難しい場合は、監督員と協議	
			施工前			
		5.強度測定	把握 受理 協議			施工後 施工前
	6.橋梁台帳	承諾 指示	工事完成 提出時		施工構造物に関する諸元を橋梁台帳に記載・入力し、工事完成届提出時に監督員に提出し、承諾を得なければならない。また、橋梁台帳の様式及び記入方法については、監督員の指示	
適用すべき諸基準		承諾 協議	施工前	第2節	設計図書において特に定めのない事項については、仕様書に示した基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議	
工場製作工	一般事項	2.施工計画書	承諾	施工前	5-3-1	設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督員の承諾を得た場合は、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項の全部または一部を省略
		3.検測	承諾	施工前		JIS B 7512(鋼製巻尺)の1級に合格した鋼製巻尺を使用しなければならない。なお、これにより難しい場合は、設計図書について監督員の承諾
PC橋工	一般事項	6.検測	把握 受理 指示	施工前	5-5-1	架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督員に提示しなければならない。なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督員に測量結果を速やかに提出し指示
	支承工		承諾	施工前	5-5-6	施工については、「道路橋支承便覧第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難しい場合は、監督員の承諾
プレビーム桁橋工	一般事項	2.検測	把握 受理 指示	施工前	5-6-1	架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督員に提示しなければならない。なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督員に測量結果を速やかに提出し指示
プレビーム桁橋工	支承工		承諾	施工前	5-6-3	施工については、「道路橋支承便覧第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難しい場合は、監督員の承諾
	局部(部分)プレストレス工		指示	施工前	5-6-7	ブロック工法における部分プレストレスは、設計図書によるが、施工時期が設計と異なる場合は、監督員の指示
	床版・横桁工	1.横桁部材の連結の施工	承諾	施工前	5-6-8	施工については、高力ボルトを使用することとし、第3編2-3-23現場継手工の規定による。これ以外による場合は、設計図書に関して監督員と協議
PCホロースラブ橋工	一般事項	2.検測	把握 受理 指示	施工前	5-7-1	架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督員に提示しなければならない。なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督員に測量結果を速やかに提出し指示
	支承工		承諾	施工前	5-7-3	施工については、「道路橋支承便覧第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難しい場合は、監督員の承諾
RCホロースラブ橋工	一般事項	2.検測	把握 受理 指示	施工前	5-8-1	架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督員に提示しなければならない。なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督員に測量結果を速やかに提出し指示
	支承工		承諾	施工前	5-8-3	施工については、「道路橋支承便覧第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難しい場合は、監督員の承諾
PC箱桁橋工	一般事項	2.検測	把握 受理 指示	施工前	5-10-1	架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督員に提示しなければならない。なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督員に測量結果を速やかに提出し指示
	支承工		承諾	施工前	5-10-3	施工については、「道路橋支承便覧第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難しい場合は、監督員の承諾

第10編 道路編

確認事項		監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様書	指示・承諾等を要する事項	
細別	内容					
PC片持箱桁橋工	一般事項	2.検測	把握 受理 指示	施工前	5-11-1	架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督員に提示しなければならない。なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督員に測量結果を速やかに提出し指示
	支承工		承諾	施工前	5-11-3	施工については、「道路橋支承便覧第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難しい場合は、監督員の承諾
PC押し出し箱桁橋工	一般事項	2.検測	把握 受理 指示	施工前	5-12-1	架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督員に提示しなければならない。なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督員に測量結果を速やかに提出し指示
	PC押し出し箱桁製作工	5.主桁製作設備の施工	協議	施工前	5-12-2	主桁製作台に対する鋼材組立台の配置については、設計図書によるが、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議
第6章 トンネル(NATM)						
適用		7.状況の観察	把握	施工中	第1節	施工中の地質、湧水、その他の自然現象、支保工覆工の変状の有無を観察するとともに、その記録を整備し、監督員の請求があった場合は速やかに提示
		8.異常時の処置	協議 受理	施工中		施工中異常を発見した場合及び湧水、落盤その他工事に支障を与えるおそれのある場合には、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督員に連絡
		9.坑内観察調査	協議 把握	施工前		地山条件等に応じて計測Bが必要と判断される場合は、設計図書に関して監督員と協議 計測記録を整備保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示
		10.火薬取扱主任者	把握	着手前		火薬取扱主任者を定め、火薬取扱量、火薬取扱主任者の経歴書を爆破による掘削の着手前に監督員に提示
適用すべき諸基準			承諾 協議	施工前	第2節	設計図書において特に定めのない事項については、仕様書に示した基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議
トンネル掘削工	掘削工	5.断面確保	承諾	施工中	6-3-2	堅固な地山における吹付けコンクリートの部分的突出(原則として、覆工の設計巻厚の1/3以内。ただし、変形が収束したものに限る。)、鋼アーチ支保工及びロックボルトの突出に限り、設計図書に関して監督員の承諾
		6.ずり処理	指示	施工中		トンネル掘削によって生じたずりを、設計図書または監督員の指示
		7.岩区分の境界確認	確認 協議	施工中		設計図書における岩区分(支保パターン含む)の境界を確認し、監督員の確認を受けなければならない。また、受注者は、設計図書に示された岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、監督員と協議
		8.切羽監視責任者の配置	協議	着手前		切羽監視責任者は、原則専任で配置するものとする。ただし、現場の状況によりこれにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議。
支保工	一般事項	2.異常時の処置	協議 受理	施工中	6-4-1	施工中、自然条件の変化等により、支保工に異常が生じた場合は、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督員に連絡
		3.支保パターン	協議	施工中		支保パターンについては、設計図書によらなければならない。ただし、地山条件により、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議
支保工	ロックボルト工	2.定着長	協議	施工中	6-4-4	地山条件や穿孔の状態、湧水状況により、設計図書に示す定着長が得られない場合には、定着材料や定着方式等について設計図書に関して監督員と協議
		4.定着方式	協議	施工中		定着する場合の定着方式は、全面接着方式とし、定着材は、ドライモルタルとしなければならない。なお、地山の岩質・地質・穿孔の状態等からこれにより難しい場合は、定着方式・定着材について設計図書に関して監督員と協議
	鋼製支保工	1.鋼製支保工使用時の確認	承諾	施工前	6-4-5	鋼製支保工を使用する場合は施工前に加工図を作成して設計図書との確認をしなければならない。なお、曲げ加工は、冷間加工により正確に行うものとし、他の方法による場合には監督員の承諾
覆工	一般事項	2.覆工の施工時期	把握	施工前	6-5-1	覆工の施工時期について、地山、支保工の挙動等を考慮し、決定するものとし、覆工開始の判定要領を施工計画書に記載するとともに判定資料を整備保管し、監督員の請求があった場合は速やかに提示
		3.覆工厚の変化箇所	指示	施工中		覆工厚の変化箇所には設計覆工厚を刻示するものとし、取付位置は起点より終点に向かって左側に設置しなければならない。なお、覆工厚が設計図書に示されていない場合は監督員の指示
	覆工コンクリート工	11.横断目地	協議	施工前	6-5-3	トンネル覆工コンクリートの目地の形状は「三角形形状」を標準とする。なお、これによりがたい場合は、監督員と協議
		12.打設時期	協議	施工前		打設時期を計測(A)の結果に基づき、設計図書に関して監督員と協議
インバート工	インバート掘削工	2.施工時期	協議	施工前	6-6-3	施工時期について設計図書に関して監督員と協議
坑内付帯工	箱抜工		協議	施工前	6-7-3	箱抜工の施工に際して、設計図書により難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議
	地下排水工		協議	施工前	6-7-5	横断排水の施工については、設計図書により難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議

第10編 道路編

確認事項			監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様書	指示・承諾等を要する事項
細別	内容					
坑門工	明り巻工		協議	施工前	6-8-5	特に温度変化の激しい冬期・夏期については、施工方法について施工前に設計図書に関して監督員と協議
	銘板工	1.銘板	指示	施工前	6-8-6	銘板をトンネル両坑門正面に、設計図書に示されていない場合は、監督員の指示する位置及び仕様により設置
掘削補助工	材料		協議	施工前	6-9-2	使用する材料については、関連法規に適合する材料とし、設計図書に関して監督員と協議
	掘削補助A		協議	施工前	6-9-3	設計図書に示されていない場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。なお、掘削補助工Aの範囲については、地山状態を計測等で確認して、設計図書に関して監督員と協議し、必要最小限としなければならない
	掘削補助B	1.掘削補助工Bの施工	協議	施工前	6-9-4	設計図書に示されていない場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。なお、掘削補助工Bの範囲については、地山状態を計測等で確認して、設計図書に関して監督員と協議し、必要最小限としなければならない。 周辺環境に悪影響が出ることが予想される場合は、速やかに中止し、設計図書に関して監督員と協議
		2.施工上の注意	協議	施工前		
第7章 コンクリートシェッド						
適用すべき諸基準			承諾 協議	施工前	第2節	設計図書において特に定めのない事項については、仕様書に示した基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議
プレキャストシェッド下部工	受台工	3.防錆処置	承諾	施工中	7-3-6	鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆、防食、損傷等を受けないようにこれらを保護しなければならない。なお、施工方法に関しては、監督員の承諾
プレキャストシェッド上部工	架設工	2.適用規定(2)	承諾	施工前	7-4-3	施工については、「道路橋支承便覧第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾
	横締め工	2.緊張管理計画書 5.プレストレッシングの施工	受理 把握	施工前 施工後	7-4-6	プレストレスの導入に先立ち、仕様書に示した試験に基づき、監督員に緊張管理計画書を提出 施工については、順序、緊張力、PC鋼材の抜き出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備および保管し、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示
シェッド付属 木工	緩衝工		承諾	施工前	7-6-2	緩衝材の持ち上げ方法は、トラッククレーンによる持ち上げを標準とするがこれにより難しい場合は、設計図書に関して監督員の承諾
	銘板工	1.標示板の施工	協議	施工前	7-6-5	設計図書に明示のない場合は、設計図書に関して監督員に協議
第8章 鋼製シェッド						
適用すべき諸基準			承諾 協議	施工前	第2節	設計図書において特に定めのない事項については、仕様書に示した基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議
工場製作工	一般事項	2.施工計画書	承諾	施工前	8-3-1	設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督員の承諾を得た場合は、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項の全部または一部を省略
鋼製シェッド 下部工	受台工	4.防錆処置	承諾	施工前	8-5-6	鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆、防食、損傷等を受けないようにこれらを保護しなければならない。なお、施工方法に関しては監督員の承諾 施工については、「道路橋支承便覧第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾 支承部を箱抜きにした状態で工事を完了する場合は、箱抜き部分に中詰砂を入れて薄くモルタル仕上げしなければならない。ただし、継続して上部工事を行う予定がある場合やこれ以外による場合は、設計図書に関して監督員と協議
		5.支承部の箱抜きの施工	承諾	施工前		
		6.モルタル仕上げ	協議	施工中		
鋼製シェッド 上部工	架設工	1.検測	把握 受理 指示	施工前	8-6-3	架設準備として沓座高及び支承間距離等の検測を行い、その結果を監督員に提示しなければならない。なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督員に測量結果を速やかに提出し指示
シェッド付属 木工	銘板工	1.銘板の施工	協議	施工前	8-7-5	設計図書に明示のない場合は、設計図書に関して監督員に協議
第9章 地下横断歩道橋						
適用すべき諸基準			承諾 協議	施工前	第2節	設計図書において特に定めのない事項については、仕様書に示した基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議
開削土工	一般事項	4.占用物件等による協議	協議	施行中	9-3-1	土留杭及び仮設工において、占用物件等により位置変更及び構造変更の必要な場合は、設計図書に関して監督員と協議
	掘削工	1.埋設土留杭等	協議	施行中	9-3-2	工事完成時埋設となる土留杭等について、設計図書に関して監督員と協議 施工地盤について、地盤改良等の必要がある場合は、設計図書に関して、監督員と協議
		2.地盤改良等	協議	施工前		
現場打構築 工	カラー継手工		協議	施工前	9-5-5	カラー継手工を設計図書に基づいて施工できない場合には、設計図書に関して監督員と協議

第10編 道路編

確認事項		監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様書	指示・承諾等を要する事項
細別	内容				
第10章 地下駐車場					
適用すべき諸基準		承諾 協議	施工前	第2節	設計図書において特に定めのない事項については、仕様書に示した基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議
開削土工	一般事項	4. 占用物件等による協議	協議	施工中	10-5-1 土留杭及び仮設工において、占用物件等により位置変更及び構造変更の必要な場合は、設計図書に関して監督員と協議
開削土工	掘削工	1. 埋設土留杭等	協議	施工中	10-5-2 工事完成時埋設となる土留杭等について、設計図書に関して監督員と協議
		2. 地盤改良等	協議	施工前	
付属設備工	設備工		協議	施工前	10-7-2 設備工を設計図書に基づいて施工できない場合には、設計図書に関して監督員と協議
	情報案内施設 の設置	3. 情報案内施設	協議	施工前	10-7-4 障害物などにより所定の位置に設置できない場合は、設計図書に関して監督員と協議
第11章 共同溝					
適用すべき諸基準		承諾 協議	施工前	第2節	設計図書において特に定めのない事項については、仕様書に示した基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議
開削土工	掘削工	1. 埋設土留杭等	協議	施工中	11-5-2 工事完成時埋設となる土留杭等について、設計図書に関して監督員と協議
		2. 地盤改良等	協議	施工前	
現場打構築工	カラー継手工		協議	施工中	11-6-4 カラー継手工を設計図書に基づいて施工できない場合には、設計図書に関して監督員と協議
プレキャスト構築工	可とう継手工		協議	施工前	11-7-5 可とう継手工を設計図書に基づいて施工できない場合には、設計図書に関して監督員と協議
付属設備工	設備工		協議	施工前	11-8-2 設備工を設計図書に基づいて施工できない場合には、設計図書に関して監督員と協議
第12章 電線共同溝					
適用すべき諸基準		承諾 協議	施工前	第2節	設計図書において特に定めのない事項については、仕様書に示した基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議
電線共同溝工	一般事項	2. 電線共同溝設置の位置・線形	協議	施工前	12-5-1 電線共同溝設置の位置・線形については、事前に地下埋設物及び工事区間の現状について測量及び調査を行い、変更の必要が生じた場合は、設計図書に関して、監督員と協議
	管路工(管路部)	1. 管路工(管路部)に使用する材料の承諾	承諾	施工前	12-5-2 管路工(管路部)に使用する材料について、監督員の承諾
第13章 情報ボックス					
適用すべき諸基準		承諾 協議	施工前	第2節	設計図書において特に定めのない事項については、仕様書に示した基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議
第14章 道路維持					
適用すべき諸基準		承諾 協議	施工前	第2節	設計図書において特に定めのない事項については、仕様書に示した基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議
巡視・巡回工	道路巡回工	2. 通常巡回の実施時期	指示	施工前	14-3-2 通常巡回の実施時期は、設計図書または監督員の指示 通常巡回中に道路交通に異常が生じている場合または異常が生ずる恐れがある場合は、直ちに監督員へ連絡し、その処置について指示 通常巡回終了後速やかに、設計図書に定める様式により巡回日誌を監督員に提出 緊急巡回は、監督員の指示する実施時期及び箇所について、監督員の指示する内容の情報収集及び連絡 緊急の場合などで監督員が承諾した場合を除き、巡回員は巡回車の運転手を兼ねることができないものとする。
		3. 交通異常の場合の処置	指示	施工中	
		4. 巡回日誌	受理	施工後	
		5. 緊急巡回	指示 受理	施工前	
		6. 通常巡回及び緊急巡回の巡回員	承諾	施工前	
舗装工	材料	2. 目地補修に使用するクラック防止シート	承諾	施工前	14-4-2 目地補修に使用するクラック防止シートについては、施工前に監督員に品質を証明する資料の承諾
	切削オーバーレイ工	2. 切削面の整備	協議	施工中	14-4-5 施工面に異常を発見した時は、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議 交通開放時の舗装表面温度は、監督員の指示による場合を除き50℃以下としなければならない。
		3. 舗設	指示	施工後	

第10編 道路編

確認事項		監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様書	指示・承諾等を要する事項		
細別	内容						
舗装工	路上再生工	1.路上路盤再生工 (1)施工面の整備	協議	施工中	14-4-7	施工面に異常を発見した時は、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議	
		(2)添加材料の使用量	承諾	施工前		施工に先立って仕様書に示される試験法により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量について監督員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量の混合物が基準を満足し、施工前に使用するセメント量について監督員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができるものとする	
		(3)最大乾燥密度	承諾	施工中		施工開始日に採取した破碎混合直後の試料を用い、仕様書に示される試験法により路上再生安定処理材料の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾	
		(5)材料の準備及び破碎混合	協議	施工中		施工中に異常を発見した場合には、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議	
		2.路上表層再生工 (1)施工面の整備	承諾	施工前		施工前に縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、設計図書に関して監督員の承諾	
			協議	施工中		施工面に異常を発見した時は、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議	
		(2)室内配合	承諾	施工中		マーシャル安定度試験基準値を満たしていることを確認し、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示す配合比率の再生表層混合物が基準を満足し、施工前に監督員が承諾した場合は、マーシャル安定度試験を省略	
			承諾	施工前		既設表層混合物に再生用添加剤を添加する場合には、リミックス方式と同様に品質を確認し、施工前に設計図書に関して監督員の承諾	
	(3)現場配合	承諾	施工中	基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行い、設計図書に関して監督員の承諾を得て最終的な配合(現場配合)を決定しなければならない			
	(4)基準密度	承諾	施工前	仕様書に示される方法に従い、アスファルト混合物の基準密度を求め、施工前に基準密度について監督員の承諾			
	(8)交通解放温度	指示	施工後	交通解放時の舗装表面温度は、監督員の指示による場合を除き50℃以下としなければならない			
	グルーピング工	1.グルーピングの施工	承諾 協議	施工前		14-4-11	施工については、施工前にグルーピング計画図面を作成し、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。ただし、溝厚・溝幅に変更のある場合は、設計図書に関して監督員と協議
		4.グルーピングの施工	協議	施工前			施工にあたり施工面に異常を発見したときは、設計図書に関して施工前に監督員と協議
		5.グルーピングの設置位置	協議	施工前			設置位置について、現地の状況により設計図書に定められた設置位置に支障がある場合、または設置位置が明示されていない場合には、設計図書に関して監督員と協議
標識工	6.標識板の文字・記号等	承諾	施工前	14-7-2	標識板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「道路標識設置基準・同解説」(国土交通省、令和2年6月)による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督員の承諾		
カルバート工	一般事項	2.適用規定	承諾	施工前	14-12-1	施工については、「道路土工-カルバート工指針7-1基本方針」(日本道路協会、平成22年3月)および「道路土工要綱 2-6 構造物の排水施設的设计、2-7 排水施設の施工」(日本道路協会、平成21年6月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾	
	材料		承諾	施工前	14-12-2	施工に使用する材料は、設計図書によるが記載なき場合、「道路土工-カルバート工指針4-4 使用材料、4-5 許容応力度」(日本道路協会、平成22年3月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾	
橋梁床版工	一般事項	2.異常発見時の処置	協議	施工中	14-14-1	橋梁修繕箇所に異常を発見したときは、設計図書に関して監督員と協議	
	床版補強工 (鋼板接着工法)	1.クラック状況の調査	協議	施工前	14-14-3	施工に先立ち床版のクラック状況を調査し、設計図書に関して監督員と協議	
	床版補強工 (増桁架設工法)	11.クラック注入延長及び注入量の変更	協議	施工前	14-14-4	クラック注入延長及び注入量に変更が伴う場合には、施工前に設計図書に関して監督員と協議	
橋梁付属物工	伸縮継手工	3.交通解放の時期	承諾	施工前	14-15-2	交通解放の時期について、監督員の承諾	
横断歩道橋工	横断歩道橋工	2.破損物の取替え	承諾	施工前	14-16-3	高欄・手摺・側板の破損したものの取替えにあたって同一規格のものが入手できない場合は、製品及び規格について、施工前に監督員の承諾	
トンネル工	裏込注入工	1.裏込注入	承諾	施工前	14-18-3	注入材料、注入時期、注入圧力、注入の終了時期等については設計図書に関して監督員の承諾	
		4.グラウトパイプの配置	承諾	施工前		グラウトパイプの配置については、設計図書に関して監督員の承諾	
	漏水対策工	1.漏水補修工の施工箇所	協議	施工中	14-18-4	設計図書と現地の漏水箇所とに不整合がある場合は、施工前に設計図書に関して監督員と協議	
道路付属物復旧工	材料		指示 承諾	施工前	14-19-2	道路付属物復旧工に使用する材料について、設計図書または監督員の指示と同一規格のものが入手できない場合は、製品及び規格について、施工前に監督員の承諾	
	付属物復旧工		指示 受理	施工前 施工後	14-19-3	付属物復旧工については、時期、箇所、材料、方法等について監督員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに復旧数量等を監督員に報告	

第10編 道路編

確認事項		監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様書	指示・承諾等を要する事項
細別	内容				
道路清掃工	一般事項	2.出来高確認方法	指示	施工前	14-20-1 道路清掃工の施工後の出来高確認の方法について、施工前に監督員の指示
	材料		確認	施工前	14-20-2 トンネル清掃で洗剤を使用する場合は、中性のものを使用するものとし、施工前に監督員に品質を証明する資料の確認
	路面清掃工	1.一般事項	指示 受理	施工前 施工後	14-20-3 施工については、時期、箇所について設計図書によるほか監督員から指示を受けるものとし、完了後は速やかに監督員に報告
	排水施設清掃工	1.一般事項	指示 受理	施工前 施工後	14-20-5 施工については、時期、箇所について監督員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに監督員に報告
	橋梁清掃工	1.一般事項	指示 受理	施工前 施工後	14-20-6 施工については、時期、箇所について監督員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに監督員に報告
道路清掃工	付属物清掃工	1.一般事項	指示 受理	施工前 施工後	14-20-7 施工については、時期、箇所について監督員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに監督員に報告
	構造物清掃工	1.一般事項	指示 受理	施工前 施工後	14-20-8 施工については、時期、箇所、方法等について監督員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに監督員に報告
植栽維持工	一般事項	2.出来高確認の方法	指示	施工前	14-21-1 施工後の出来高確認の方法について、施工前に監督員の指示
除草工	一般事項	2.除草工の施工後の出来高確認の方法	指示	施工前	14-22-1 の施工後の出来高確認の方法について、施工前に監督員の指示
	道路除草工	1.一般事項	指示 受理	施工前 施工後	14-22-2 施工については、時期、箇所について監督員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに監督員に報告
冬期対策施設工	冬期安全施設工	1.一般事項	指示 受理	施工前 施工後	14-23-2 施工については、時期、箇所について監督員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに監督員に報告
応急処理工	応急処理作業工		指示 受理	施工前 施工後	14-24-2 作業工の時期、箇所、作業内容は、設計図書及び監督員の指示によるものとし、完了後は速やかに監督員に報告
第15章 雪 寒					
適用		5.臨機の措置	受理	施工中	第1節 工事区間内での事故防止のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を直ちに監督員に通知
適用すべき諸基準			承諾 協議	施工前	第2節 設計図書において特に定めのない事項については、仕様書に示した基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議
除雪工	一般事項	3.通行規制	協議	施工前	15-3-1 除雪工において、工事区間の通行規制を行う必要がある場合は、通行規制を行う前に設計図書に関して監督員と協議 異常降雪時における目標は、監督員の指示 作業の開始時期については、監督員の指示によるものとし、作業終了後は速やかに監督員に報告しなければならない。ただし、雪崩の発生、局地的な降雪等の異常時は、速やかに作業を開始し、速やかに監督員に報告 各作業の終了後、速やかに作業の終了と作業時の状況を監督員に連絡するものとし、翌日までに設計図書に示す様式により除雪作業日報、運転記録紙等を監督員に提出しなければならない。また、各月の終了後、速やかに設計図書に示す様式により除雪月報を監督員に提出 工事期間中は毎日、作業内容及び気象、道路状況について、監督員に報告 除雪機械が故障、事故等により除雪作業が出来ない場合は、速やかに監督員に連絡し指示
		5.確保幅員	指示	施工中	
		6.作業時期	指示 受理	施工前 施工後	
		7.報告書	受理	施工後	
		8.作業条件の報告	受理	施行中	
		10.異常時の処置	指示	施工前	
	材料		確認	施工前	15-3-2 支給品以外の凍結防止剤を使用する場合は、凍結防止工に使用する凍結防止剤については、施工前に監督員に品質を証明する資料の確認
	一般除雪工		指示	施工前	15-3-3 実施する時期、箇所、施工方法については、監督員の指示
	運搬除雪工	1.一般事項	指示	施工前	15-3-4 実施する時期、箇所、施工方法は、監督員の指示 現地の状況により設計図書に定められた雪捨場所及び雪捨場所の整理等に支障がある場合は、設計図書に関して監督員と協議
		2.雪捨場所及び雪捨場所の整理等	協議	施工中	
	凍結防止工	1.一般事項	指示	施工前	15-3-5 実施する時期、箇所、方法散布量について、監督員の指示 凍結防止剤の保管等については、「除雪・防雪ハンドブック(除雪編)8.5.8貯蔵及び積み込み」(日本建設機械化協会、平成16年12月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾 使用量の確認方法は、設計図書または監督員の指示
		4.凍結防止剤の保管等	承諾	施工前	
5.凍結防止剤の使用量の確認方法		指示	施工後		
歩道除雪工	1.一般事項	指示	指示	施工前	15-3-6 実施する時期、箇所、施工方法については、監督員の指示

第10編 道路編

確認事項		監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様書	指示・承諾等を要する事項	
細別	内容					
除雪工	安全処理工	1.施工計画書	指示	施工前	15-3-7	雪底処理、つらら処理、人工雪崩を実施する箇所は、監督員の指示 施工については、「除雪・防雪ハンドブック(防雪編)6.2.5雪崩の処理」(日本建設機械化協会、平成16年12月)の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾
		2.適用規定	承諾	施工前		
	雪道巡回工	2.実施時期	指示	施工前	15-3-8	実施時期は、設計図書または監督員の指示 雪道通常巡回中に道路交通に異常が生じている場合または異常が生ずる恐れがある場合は、直ちに監督員へ連絡し、その処置について指示 終了後速やかに、設計図書に定める様式により巡回日誌を監督員に提出 監督員の指示する実施時期及び箇所について、監督員の指示する内容の情報収集及び連絡 緊急の場合などで監督員が承諾した場合を除き、巡回員は巡回車の運転手を兼ねてはならない。
		3.異常時の処置	受理指示	施行中		
		4.巡回日誌	受理	施工後		
		5.雪道緊急巡回	指示受理	施工前		
6.巡回員の資格	承諾	施工前				
除雪工	待機補償費	2.待機補償における待機の期間及び内容	指示	施工前	15-3-9	待機の期間、待機時間、待機人員及び内容は、設計図書または監督員の指示
	保険費		把握	施工前	15-3-10	除雪機械について自動車損害保険に加入するものとし、関係書類を保管し、監督員から請求があった場合は、速やかに提示
	除雪機械修理工	1.一般事項	指示	施工前	15-3-11	除雪機械及び付属品等が、故障、損耗等により正常な作業が出来ないまたはそのおそれがある場合は、監督員に報告し、指示 修理内容は、設計図書または監督員の指示
2.除雪機械の修理内容		指示	施工前			
第16章 道路修繕						
適用すべき諸基準			承諾協議	施工前	第2節	設計図書において特に定めのない事項については、仕様書に示した基準類による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議
工場製作工	RC橋脚巻立て 鋼板製作工	2.鋼板製作	承諾	施工前	16-3-6	橋脚の形状寸法を計測し、鋼板加工図の作成を行い、設計図書に関して監督員の承諾 フーチングアンカー筋の位置を正確に計測し、加工図を作成し、設計図書に関して監督員の承諾
		3.形鋼製作	承諾	施工前		
標識工	材 料	6.標識板の文字・記号等	承諾	施工前	16-9-2	標識板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「道路標識設置基準・同解説」(国土交通省、令和2年6月)による色彩と寸法で、標示しなければならない。これにより難い場合は、監督員の承諾
カルバート工	一般事項	2.適用規定	承諾	施工前	16-16-1	施工にあたっては、「道路土工—カルバート工指針7-1基本方針」(日本道路協会、平成22年3月)および「道路土工要綱 2-6 構造物の排水施設の設計、2-7排水施設の施工」(日本道路協会、平成21年6月)の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾
	材 料		承諾	施工前	16-16-2	施工に使用する材料は、設計図書によるものとするが、記載なき場合、「道路土工—カルバート工指針4-4 使用材料、4-5 許容応力度」(日本道路協会、平成22年3月)の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾
法面工	一般事項	2.適用規定	承諾	施工前	16-17-1	施工にあたって、「道路土工—一切土工・斜面安定工指針 のり面工編、斜面安定工編」(日本道路協会、平成21年6月)、「道路土工—盛土工指針5-6 盛土のり面の施工」(日本道路協会、平成22年4月)、「のり枠工の設計・施工指針第7章吹付枠工、第8章プレキャスト枠工、第9章現場打ちコンクリート枠工」(全国特定法面保護協会、平成18年11月)および「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」(地盤工学会、平成24年5月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾
落石雪害防止工	一般事項	2.落石雪害防止工の施工	協議受理	施工前	16-18-1	落石雪害防止工の施工に際して、斜面内の浮石、転石があり危険と予測された場合、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合、応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督員に連絡 当該斜面内において新たな落石箇所を発見した場合には、直ちに設計図書に関して監督員と協議
		3.新たな落石箇所発見時の処置	協議	施行中		
	材 料		協議承諾	施工前	16-18-2	施工に使用する材料で、設計図書に記載のないものについては、設計図書に関して監督員に協議し承諾
橋梁床版工	一般事項	2.異常時の処置	協議	施工中	16-19-1	橋梁修繕箇所異常を発見したときは、設計図書に関して監督員と協議
橋梁支承工	鋼橋支承工	2.施工計画書	協議	施工前	16-21-3	設計図書に示された条件と一致しない場合は、監督員と協議
	PC橋支承工	2.施工計画書	協議	施工前	16-21-4	設計図書に示された条件と一致しない場合は、監督員と協議
橋梁付属物工	落橋防止装置工	3.異常時の処置	協議	施工中	16-22-4	アンカー挿入時に何らかの理由によりアンカーの挿入が不可能となった場合は、設計図書に関して監督員と協議

第10編 道路編

確認事項		監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様書	指示・承諾等を要する事項	
細別	内容					
橋脚巻立て工	RC橋脚鋼板巻立て工	2.鉄筋位置の確認	協議	施工前	16-24-4	既設橋脚の鉄筋位置の確認方法については、事前に設計図書に関して監督員と協議
		4.不良部分が著しい場合の処置	協議	施工前		既設コンクリート表面の劣化等の不良部分が著しい場合は、事前に設計図書に関して監督員と協議
		6.定着アンカー孔	協議	施工中		フーチング定着アンカー孔の穿孔後、孔内の清掃を十分に行うとともに湧水が発生した場合は、設計図書に関して監督員と協議
		7.工場加工と現場加工	協議	施工前		アンカー孔および注入孔等の穴あけ、鋼材の折曲げ加工は、工場で行うことを原則とし、現場で加工する場合は事前に設計図書に関して監督員と協議
		22.注入後の確認書の提出	受理	施工後		注入後の確認書(チェックリスト)を監督員に工事完成時に提出
		23.鋼材の防食処理	協議	施工前		海水や腐食を促進させる工場排水等の影響や常時乾湿を繰り返す環境にある土中部の鋼材の防食処理については、事前に設計図書に関して監督員と協議
		27.騒音と粉じん	協議	施工中		環境対策のために工法の変更等が必要な場合は、設計図書に関して監督員と協議
		28.現場溶接部の試験及び検査	受理	施工後		現場溶接部の試験及び検査を、仕様書に示した基準により実施し、その結果を工事完成時に監督員に提出
		30.不合格箇所が出た場合	承諾	施工後		不合格箇所の処置については、設計図書に関して監督員に承諾
	32.充填材	協議	施工前	充填材にエポキシ系樹脂を用いる場合には、事前に設計図書に関して監督員と協議		
橋脚巻立て工	橋脚コンクリート巻立て工	5.不良部分が著しい場合の処置	協議	施工前	16-24-5	既設コンクリート表面の劣化等の不良部分が著しい場合は、事前に設計図書に関して監督員と協議
		6.騒音と粉じん対策	協議	施工前		環境対策のために工法の変更等が必要な場合は、設計図書に関して監督員と協議
トンネル工	一般事項	3.異常時の処置	協議	施工前	16-26-1	トンネル修繕箇所異常を発見したときは、設計図書に関して監督員と協議

第11編 農業農村整備編

確認事項		監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様書	指示・承諾等を要する事項		
細別	内容						
第1章 施工共通事項							
一般事項	適用すべき諸基準		確認	施工前	1-2-1	設計図書において特に定めのない事項について、仕様書の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義のある場合は監督員に確認	
	一般事項	4.測量	協議 受理	施工前	1-2-2	施工の支障となる基準点及び水準点については監督員と協議のうえ移設しその成果を図面に示して提出	
		5.工事記録	指示	施工前 施工中 施工後		各構造物の基礎状況、材料、施工管理、施工方法等施工過程の諸記録を監督員の指示に従い提出	
		6.観測記録	受理	施工前 施工中 施工後		工事により影響が発生する危険性のある既設構造物や地下水等について工事着手前から定期的に観測を行い、必要に応じて諸記録を監督員に報告	
土工	一般事項		協議 受理	施工中 施工後	1-3-1	工事的目的物に影響を及ぼすおそれのあるような湧水が発生した場合には、処置方法などの施工計画書を作成し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急時又は、やむを得ない事情がある場合には、応急措置を行った後、その措置を速やかに監督員に報告	
			立会 協議	施工前 施工前		伐開除根作業前に、必要に応じて監督員立会のもと伐開範囲を確認	
			協議	施工前		伐開物の処理について設計図書に示されていない場合は、監督員と協議	
			協議	施工前		伐開除去作業は、仕様書に示されている基準を標準とする。なお、その区分が設計図書に示されていない場合、監督員と協議	
			協議	施工前		表土を設計図書による指定場所、又は指定がない場合、監督員と協議	
	掘削工	1.一般事項	協議	協議	施工中	1-3-2	掘削中に土質の著しい変化のある場合、又は予期しない埋設物を発見した場合、直ちに監督員と協議
		2.土砂掘削	協議	協議	施工中		切土施工中において自然に崩落、地すべり等が生じた場合、又はそのおそれがある場合、その対策方法等について監督員と協議しなければならない。ただし、緊急時又は、やむを得ない事情がある場合には、災害防止のための措置を行った後、その措置を速やかに監督員に報告
			協議	協議	施工中		基礎地盤について指定された支持力が得られない場合、又は均等性に疑問がある場合には、監督員と協議
		3.岩石掘削	承諾	承諾	施工後		誤って仕上げ面を越えて発破を行った場合は、監督員の承諾を得た工法で修復
	協議		協議	施工前	狭い場所や家屋に近い場合、設計図書に示す防護柵等を施工しなければならない。なお、設計図書に示されていない場合は、監督員と協議		
	盛土工	1.一般事項	協議	協議	施工中	1-3-3	盛土する地盤に盛土の締固め基準を確保できないような予期しない軟弱地盤、有機質土、ヘドロ等の不良地盤が現れた場合は、その処理方法について監督員と協議
			承諾	承諾	施工前		水中盛土を行う場合の工法、材料等について、監督員の承諾
			協議	協議	施工中		盛土作業中、沈下等の有害な現象があった場合、その処理方法について監督員と協議
		2.軟弱地盤の盛土	協議	協議	施工中		盛土基礎地盤について、指定された支持力が得られない場合、又は均等性に疑問がある場合には、監督員と協議
			協議	協議	施工中		工事中予期しない地盤の沈下又は滑動等が生じるおそれがある場合工事を中止し、処置方法について監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急処置を行うとともに、監督員に報告
			受理	受理	施工前		盛土の一段の高さなど盛土方法について設計図書に示されていない場合、事前に施工方法を監督員に提出
			協議	協議	施工前		締固めをしない場合 受注者は、設計図書に示されていない場合、監督員と協議
	整形仕上げ面	協議	協議	施工中	1-3-4	指定された勾配で、法面の安定を欠くおそれのある場合及び転石等で法面の不陸を招くおそれのある場合、監督員と協議	
	作業土工	1.床掘	協議	協議	施工中	1-3-5	床掘りにより崩壊又は破損のおそれがある構造物等を発見した場合、応急措置を行うとともに、速やかにその対応等について監督員と協議
			承諾	承諾	施工後		誤って仕上げ面を越えて発破を行った場合は、監督員の承諾を得た工法で修復
協議			協議	施工中	湧水等の規模が大きく床掘りが困難な場合は、施工方法について事前に監督員と協議		
協議			協議	施工前	施工上やむを得ず既設構造物等で、設計図書に示す断面を越えて切削する必要が生じた場合、事前に監督員と協議		
2.埋戻		確認	確認	掘削完了後	管水路の掘削完了後基礎地盤の状態について、監督員の確認		
		協議	協議	施工前	水中埋戻しを行う場合、施工方法について監督員と協議		
作業残土処理工		協議	協議	施工前	1-3-6	管水路の埋戻し用土は、設計図書に示す場合を除き、掘削土を使用するが、石礫、有機物等の有害物を含む場合は、監督員と協議	
		承諾	承諾	施工前		建設発生土の受入れ地への搬入に先立ち、指定された建設発生土の受入れ地について地形を実測し、資料を監督員に提出しなければならない。ただし、実測困難な場合等には、これに代わる資料を監督員に提出し、承諾	
		協議	協議	施工前		施工上やむを得ず指定された場所以外に建設発生土を処分する場合、処分方法等について監督員と協議	
耕地復旧工	一般事項	協議	協議	施工前	1-5-1	建設発生土の受入れ地での施工条件について、設計図書に示されていない場合は、監督員と協議	
		協議	協議	施工前		復旧する耕土厚の確保が困難となった場合、監督員と協議	

第11編 農業農村整備編

確認事項		監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様書	指示・承諾等を要する事項	
細別	内容					
水路復旧工	土水路工	協議	施工前	1-6-2	発生土が再利用に耐えない場合は、その処置方法について監督員と協議	
	プレキャスト水路工	協議	施工前	1-6-3	発生材が再利用に耐えない場合は、その処置方法について監督員と協議	
道路復旧工	道路用側溝工	協議	施工前	1-7-8	発生材が再利用に耐えない場合は、その処置方法について監督員と協議	
	安全施設工	協議	施工前	1-7-9	発生材が再利用に耐えない場合は、その処置方法について監督員と協議	
	縁石工	協議	施工前	1-7-10	発生材が再利用に耐えない場合は、その処置方法について監督員と協議	
用地境界杭工	一般事項	協議	施工前	1-8-1	境界杭の設置が設計図書に示されていない場合、監督員と協議	
	境界杭		施工中		境界杭の設置に当たり、隣接土地所有者との間にトラブル等が生じた場合、直ちに作業を中止し、監督員と協議	
仮設工	一般事項	受理	着工前	1-9-1	仮設工の実施に先立ち、周囲の状況、地盤反力、掘削深さ、土質、地下水位、土圧、上載荷重等を十分検討し、設置場所、構造、規模、施工方法、構造計算、カタログ等を添付した施工計画書を作成し、監督員に提出	
	トンネル仮設備工	協議	施工前	1-9-3	中小断面のトンネル等で、3mg/m3を達成するために必要な大きさ(口径)の風管又は必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、監督員と協議	
	防塵対策工	協議	施工前	1-9-4	工事車両が車輪に泥土、土砂を付着したまま現場から外部に出るおそれがある場合、監督員と協議 工事用機械及び車両の走行によって砂塵の被害を第三者に及ぼすおそれがある場合、監督員と協議	
共通仮設費	事業損失防止費	承諾	施工前	1-10-2	濁水処理施設を設置する場合、施工に先立ち次の事項について監督員の承諾 ・濁水処理施設計画書 ・処理機械の性能(機械能力等) ・処理薬剤の規格、使用数量(薬剤の種類、品質証明、想定使用量等) ・水質管理基準(想定汚濁度と処理方法等) ・水質観測基準(観測項目、観測回数、観測方法等)	
					協議	施工前
	技術管理費	承諾	施工前	1-10-3	試験結果により漏水対策を講じる必要がある場合、事前に監督員の承諾	
					試験結果により、漏水対策を講じる必要がある場合、事前に監督員の承諾	
					試験結果により、漏水対策を講じる必要がある場合、事前に監督員の承諾	
試験結果により、漏水対策を講じる必要がある場合、事前に監督員の承諾						
第2章 ほ場整備工事						
一般事項	一般事項	3.石礫等の処理	承諾	施工前	2-2-2	石礫等の処理を地区外に処理しなければならないときは、監督員の承諾
		4.旧排水路等の処理	協議	施工前		受注者は、地区内の根株等をすべて適正に処理しなければならない。ただし、設計図書及び監督員の指示した場合はこの限りではない。 計画以外の場所で排水及び湧水処理を行う必要が生じた場合、監督員と協議
整地工	整地工	5.基盤整地	確認	施工後	2-3-1	基盤整地仕上げ完了後、監督員の確認
	暗渠排水工	1.掘削及び配管順序	協議	施工前	2-3-4	溝底部が軟弱又は泥水状態にあり、暗渠排水の効果が阻害されるおそれのある場合、監督員と協議
用水路工 (開水路)	取水工		協議	施工前	2-4-5	取水口及び分水施設は、設計図書に示す位置、構造で設置するものとする。なお、現地に適合しない場合は、監督員と協議
	付帯工		協議	施工前	2-4-6	樹、管渠、呑口、吐口が現地に適合しない場合は、監督員と協議
第3章 農用地造成工事						
一般事項	一般事項		立会	着手前	3-2-2	工事着手前に発注者が確保している工事用地等について、監督員の立会のうえ用地境界、使用条件等の確認
		2.検測又は確認	確認	施工前		設計図書に示す作業段階において検測又は確認
基盤工	暗渠排水工		受理 協議	施工前	3-3-1	現地確認の結果、設計図書に示す暗渠排水の計画以外の箇所において、暗渠排水の必要があると認められるとき、監督員に報告し、その処置方法について監督員と協議
	造成土工	1.刈払い工	確認	着手前	3-3-2	工事着手前に造成地区の外周境界を旗等により表示し、監督員の確認
		2.伐開物処理工	協議	施工前		集積した伐開物は関係法令により、適切に処理するものとし、できる限り再生利用を図らなければならない。また、その処分方法について事前に監督員と協議
		3.抜根、排根工	協議	施工前		抜根及び排根の集積場所及び処理方法は設計図書によるものとする。なお、設計図書に示されていない場合は、監督員と協議
4.基盤整地	協議	施工中	基盤造成中に次の事項が生じた場合、監督員と協議 ・岩盤又は転石等が出現した場合 ・耕土として、不適当な土質が出現した場合 ・多量の湧水が出現した場合			

第11編 農業農村整備編

確認事項			監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様書	指示・承諾等を要する事項
細別	内容					
畑面工	畑面工	1.雑物及び石礫除去	協議	施工前	3-5-1	雑物及び石礫の処理方法は設計図書によるものとする。 なお、設計図書に示されていない場合は、監督員と協議 使用する土壌改良資材が肥料取締法(昭和25年法律第127号)に基づく場合、監督員に保証票を提出
		3.土壌改良材の散布	受理	施工前		
第4章 農道工事						
一般事項	適用すべき諸基準		確認	施工前	4-2-1	設計図書において特に定めのない事項について、仕様書の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義のある場合は監督員に確認
【上記以外の確認事項については、第10編 道路編の基準を適用する。】						
第5章 水路トンネル工事						
一般事項	適用すべき諸基準		確認	施工前	5-2-1	設計図書において特に定めのない事項について、仕様書の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義のある場合は監督員に確認
	一般事項	2.計測	承諾	施工後	5-2-2	坑内観察調査、内空変位測定、天端沈下測定及び地表沈下測定で得られた計測結果について、監督員に提出し承諾 施工中の地質、湧水、その他自然現象、支保工、覆工等の変状の有無を観察し、その状況を記録するとともに、その記録を整備し、監督員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、検査時に提出 施工中異常を発見した場合、及び出水、落盤その他工事に支障を与えるおそれのある場合、速やかに監督員に報告 ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には、災害防止のための措置をとった後、直ちに監督員に報告
		3.保安	把握 受理	施工中		
		受理	施工中 施工後			
トンネル工	トンネル掘削工	1.矢板工法 (1)トンネル掘削	確認	施工前	5-5-1	設計図書における岩区分(支保パターン含む)の境界を確認し、監督員の確認を受けなければならない。また、設計図書に示す岩の分類の境界が現地と一致しない場合は、監督員に報告するものとする。 なお、確認のための資料を整備、保管し、監督員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、検査時に提出 地山の部分的な突出は、岩質が堅硬でかつ将来とも覆工の強度に影響を及ぼすおそれのない場合に限り、監督員の承諾を得て設計巻厚線内に入れることができる 余掘りが生じた場合の充填材料及び施工方法については、監督員の承諾 事前に火薬類取締法の規定により、火薬類取扱保安責任者等を定め、火薬取扱量、火薬取扱主任の経歴書を爆破による掘削の着手前に監督員に提出 逆巻き区間を抜き掘りとする場合、千鳥に行わなければならない。 ただし、これ以外の場合は、監督員の承諾 施工中支保工に異常が生じた場合、直ちに補強を行い、安全の確保と事故防止に努めるとともに、速やかに監督員に報告 鋼製支保工を使用する場合、あらかじめ加工図を作成し、監督員の承諾 曲げ加工は、原則として冷間加工により正確に行うものとし、他の方法による場合には、監督員の承諾 支保工間隔は、設計図書に示す場合、又は監督員の指示 鋼製支保工の施工に当たり、底版支承面が軟弱で沈下のおそれのある場合、沈下防止を図るための方法を監督員と協議 支保パターンについて、設計図書によらなければならない。 ただし、地山条件によりこれにより難しい場合は、監督員と協議 金網工に使用する材料は、設計図書によるものとする。なお、湧水の状態、地山の条件等により、これにより難しい場合は、監督員と協議 吹付けコンクリートの施工について、湿式方法としなければならない。なお、湧水等によりこれにより難しい場合は、監督員と協議 地山からの湧水のため、吹付けコンクリートの施工が困難な場合、監督員と協議 ロックボルトが設計図書に示す位置、方向に施工できない場合、又は増打ちが必要な場合は、監督員と協議 設計図書に示す定着力、定着長が得られるように、ロックボルトを施工しなければならない。なお、地山条件やせん孔の状態、湧水状況により、設計図書に示す仕様で施工できない場合は、監督員と協議 ロックボルトを定着する場合、全面接着方式とし、定着材にドライモルタルを使用しなければならない。 なお、地山の岩質、地質、せん孔の状態等からこれにより難しい場合は、定着方式、定着材について監督員と協議 鋼製支保工を使用する場合、あらかじめ加工図を作成し、監督員の承諾を得るものとする。 なお、曲げ加工は、原則として冷間加工により正確に行うものとし、他の方法による場合には、監督員の承諾
			承諾	施工中		
			承諾	施工前		
			受理	施工前		
			承諾	施工前		
		2.NATM工法 (3)支保工	受理	施工中		
			承諾	施工前		
			指示	施工前		
			協議	施工前		
			協議	施工前		
			協議	施工前		
			協議	施工前		
			協議	施工前		
			協議	施工前		
承諾	施工前					

第11編 農業農村整備編

確認事項		監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様書	指示・承諾等を要する事項	
細別	内容					
トンネル工	覆工	1.矢板工法 (1)一般事項	承諾	施工前	覆工の施工時期について、地山、支保工の挙動等を考慮のうえ決定するとともに、覆工前に監督員の承諾 コンクリート打設に先立ち、掘削面の整理、清掃、湧水、排水処理を十分行った後に、コンクリートを打設しなければならない。 なお、湧水のある場合は、監督員と協議 鉄筋及び覆工コンクリートに埋め込まれる支保工材料を組立てた後、コンクリート打設に先立ち、監督員の確認 型枠の構造設計について、トンネル断面形状に応じたものとし、かつ打込んだコンクリートの圧力に十分耐えうる構造としなければならない。 また、組立て、解体、移動及び他の作業に対しても、十分安全なものを設計しなければならない。なお、製作に先立ち、監督員の承諾 覆工コンクリート打設に当たり、鋼製支保工以外の支保材料を除去することが危険であり、やむを得ず設計巻厚線内に入れる場合、その施工方法について、監督員と協議 メタルフォーム又はスキンプレートを使用した鋼製移動式の型枠を使用しなければならない。なお、鋼製移動式以外のものを使用する場合は、監督員の承諾 インバートの掘削に当たり、設計図書に示す掘削線を越えて掘り過ぎないように注意し、掘り過ぎた場合はその処理方法及び充填材料について監督員の承諾 覆工の施工時期について、地山、支保工の挙動等を考慮のうえ決定するとともに、覆工前に監督員の承諾 覆工のコンクリート打設に当たり湧水のある場合は、監督員と協議 鉄筋及び覆工コンクリートに埋め込まれる支保工材料を組立てたとき、コンクリート打設に先立ち、監督員の確認 メタルフォーム又はスキンプレートを使用した鋼製移動式の型枠を使用しなければならない。 なお、鋼製移動式以外のものを使用する場合は、監督員の承諾 覆工コンクリートの打設時期を土木工事施工管理基準による計測Aの結果に基づき、監督員と協議	
			協議	施工前		
			確認	施工前		
		(2)型枠	承諾	施工前		
			協議	施工前		
		(3)覆工コンクリート	承諾	施工前		
			協議	施工前		
		(4)インバート コンクリート	承諾	施工前		
	協議		施工前			
	2.NATM工法 (1)一般	承諾	施工前			
		協議	施工前			
		確認	施工前			
協議		施工前				
(3)覆工コンクリート	承諾	施工前				
	協議	施工前				
裏込注入工		協議	施工前	5-5-3	注入材料、注入時期、注入圧力、注入の終了時期等については、監督員と協議 注入量が多く、設計図書に示す注入圧力に達しない場合は、直ちに監督員と協議	
		協議	施工中			
第6章 水路工事						
一般事項	適用すべき諸基準		確認	施工前	6-2-1	設計図書において特に定めのない事項について、仕様書の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義のある場合は監督員に確認
	一般事項		受理	施工中 施工後	6-2-2	暗渠工及びサイホン工の施工に当たり、施工中の躯体沈下を確認するため必要に応じて定期的に観測し、監督員に報告 伸縮継目又は収縮継目を設計図書に示す位置以外に設けてはならない。 やむを得ず設計図書の規定によらない場合は、監督員の承諾 既設杭等の輸送に着手する前に施工計画書に輸送計画に関する事項を記載し、監督員に提出
			承諾	施工前		
5.輸送工		受理	施工前			
開渠工	プレキャスト開渠工	3.鉄筋コンクリート二次製品水路工(大型フリーフォーム水路、L形水路)	協議 承諾	施工前	6-6-3	農業土木事業協会規格以外のL型水路製品を使用する場合、底板接合鉄筋の継手の施工方法については、監督員と協議し、承諾
擁壁工	現場打ち擁壁工		承諾	施工前	6-11-2	現場打ち擁壁工に、打継目及び目地を施工する場合、設計図書に示す位置以外に打継目を設けてはならない。やむを得ず設計図書に示す以外の場所に打継目を設ける場合は、監督員の承諾
第7章 河川及び排水路工事						
一般事項	適用すべき諸基準		確認	施工前	7-2-1	設計図書において特に定めのない事項について、仕様書の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義のある場合は監督員に確認
矢板護岸工	第6編第1章第6節矢板護岸工の基準を適用する。					
法覆護岸工	第6編第1章第7節法覆護岸工の基準を適用する。					
根固め工	第6編第1章第9節根固め工の基準を適用する。					
合流工	一般		協議	施工前	7-9-1	設計図書に定められていない仮締切を設置する場合、監督員と協議
	作業土工		協議	施工中	7-9-2	基礎下面の土質が不適当の場合には、その処理について監督員と協議 仮締切内に予期しない湧水がある場合には、その処置について監督員と協議
			協議	施工中		
	合流工		協議	施工前	7-9-6	鋼構造物を埋設する場合、本体コンクリートとの同時施工が困難な場合は、監督員と協議し箱抜き工法(二次コンクリート)の施工

第11編 農業農村整備編

確認事項		監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様書	指示・承諾等を要する事項	
細別	内容					
第8章 管水路工事						
一般事項	適用すべき諸基準		確認	施工前	8-2-1	設計図書において特に定めのない事項について、仕様書の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義のある場合は監督員に確認
	一般事項	2.布設接合	承諾	施工前	8-2-2	管の布設に先立ち管割図に管番号を記載し事前に監督員の承諾 布設にともない管割が変更となった場合は、修正した管割図を作成し監督員に提出し承諾
			指示	施工前		管体及びゴム輪等に機能低下につながる損傷を発見した場合は、監督員に報告し指示
受理	施工後	管の接合後、直ちに所定の点検を行い、その結果を監督員に報告				
管体基礎工	砂基礎工		協議	施工中	8-5-1	急な縦断勾配に砂基礎を施工する場合及び湧水が多い場合、監督員と協議
管体工	強化プラスチック複合管布設工		受理	施工前	8-6-2	ゴム輪を設計図書に示す位置に固定する必要がある場合、接着剤の性質等に関する資料を監督員に提出
	鋼管布設工	1.工場製作 (1)製作	承諾	施工前	8-6-4	直管、テーパ付き直管、鋼製異形管、鋼製可とう管、鋼製継輪の工場製作に当たり製作図書を提出して、監督員の承諾
		(2)溶接	受理	施工後		溶接部の判定記録は、記録用紙に記入のうえ、速やかに監督員に報告
		2.据付 (1)据付	協議	施工中		据付けの際、不適当な部材を発見した場合、監督員と協議
(2)溶接	受理	施工前	現場溶接に従事する溶接工の資格等を証明する書類を、監督員に提出			
第9章 畑かん施設工事						
末端工	給水栓設置工		協議	施工前	9-2-1	設計図書に示すとおり給水栓を設置しなければならない。なお、現地状況からこれにより難い場合、監督員と協議
	散水支管設置工		協議	施工前	9-2-2	立上り管を樹高と同等の高さとし、樹高により設置高さを調整するものとする。なお、散水施設の配置は設計図書に示すとおりであるが、現地状況からこれにより難い場合、監督員と協議
	散水器具工		承諾	施工前	9-2-3	工事に使用する散水器具について、事前に承認図及び試験成績書等を監督員に提出し、承諾
第10章 フィルダム工						
一般事項	適用すべき諸基準		確認	施工前	10-2-1	設計図書において特に定めのない事項について、仕様書の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義のある場合は監督員に確認
基礎掘削工	堤体頂部掘削 堤体部掘削	2.過掘の処理	承諾	施工前	10-4-1 10-4-2	過掘の処理の埋戻材料及び施工方法について監督員の承諾
		5.基礎地盤面の処理	確認	施工中		掘削断面内に堅硬な岩が露出する場合、監督員の確認
		6.不良岩等の処理	指示	施工前		基礎地盤の整形について監督員の確認
		7.基礎地盤の確認及び検査	指示	施工前		風化岩等不良岩及び破砕帯、断層の処理に当たり、設計図書及び監督員の指示
		指示	施工中		基礎地盤からの湧水処理の方法について、設計図書及び監督員の指示	
		確認	施工後		基礎掘削、整形及び清掃が完了したとき、基礎地盤としての適否について、監督員の確認	
		受理	施工後		基礎地盤の確認に際して、設計図書に示す資料及び基礎地盤の確認に必要な資料を整備し、監督員に提出	
原石採取工	盛立材採取工	1.材料採取	受理	施工中	10-5-2	施工期間を通じて設計図書に示す頻度で品質管理試験を行い、規格値内であることを確認し、監督員に提出
			指示承諾	施工前 施工中		盛土材料を監督員の指示又は承諾なしに、ダム盛立工事以外の工事に使用してはならない
			確認	施工後		表土の取り除き完了後、監督員の確認
		指示	施工中	材料採取中に監督員が材料として品質試験の結果から不適当と認めた場合、監督員の指示		
	2.材料試験	指示	施工前 施工中		盛立材料の試験を設計図書及び監督員の指示	
フィルダム 堤体工	盛立工	1.基礎地盤確認後の再処理	指示 確認	施工前	10-8-1	基礎地盤の確認後、地盤を長期間放置した場合、又は基礎地盤の確認後、地盤が著しく変化した場合には監督員の指示に従い、基礎地盤清掃を行い、盛立直前に監督員の再確認
		2.盛立工 (2)	指示	施工前 施工中		盛立材料が設計図書に示す品質と合致しない場合、監督員の指示
		(5)隣接ゾーンとの盛立	承諾	施工中		盛立ゾーンの一部を先行して盛立する場合、その範囲、形状等について監督員の承諾
		(6)運搬路等	承諾	施工前		遮水ゾーン及びフィルタゾーンを横断する運搬路を設ける場合、盛立面を保護する構造のものとし、その構造及び位置について、監督員の承諾

第11編 農業農村整備編

確認事項			監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様書	指示・承諾等を要する事項	
細別	内容						
フィルダム 堤体工	盛立工	(7)	確認	施工前	10-8-1	長期間にわたって盛立を中止し、その後盛立を再開する場合、盛立面処理について、監督員の確認	
		(9)	指示	施工前		基礎面に湧水がある場合又は流水が流下する場合の遮水材等の材料盛立に当たり、監督員の指示する方法	
		(10)	指示	施工中 施工後		盛立材料の転圧終了後であっても、監督員が不適当と認めた場合、監督員の指示	
		(11)	指示	施工中		観測計器の測定値に異常が発生した場合には、速やかに工事を中止し、監督員の指示	
		4.遮水材の盛立	指示	施工中		まき出された材料が、設計図書に示す含水比を確保できない場合、監督員の指示	
			指示	施工中		既に転圧した層の表面が過度に乾燥、湿潤又は平滑となっており、上層との密着が確保できない場合、監督員の指示	
			承諾	施工中		転圧中に降雨等で作業を中断する場合、既に転圧された面及び転圧されていない面についても監督員の承諾	
			承諾	施工中		転圧に当たり、転圧機械をダム軸と平行に走行させなければならない。ただし、斜面付近でダム軸と直角方向に走行させる場合は、監督員の承諾	
	5.フィルタ・トランジションの盛立	承諾	施工中	転圧に当たり、転圧機械をダム軸と平行に走行させなければならない。ただし、斜面付近でダム軸と直角方向に走行させる場合は、監督員の承諾			
		承諾	施工中	転圧に当たり、転圧機械をダム軸と平行に走行させなければならない。ただし、斜面付近でダム軸と直角方向に走行させる場合は、監督員の承諾			
	埋設計器	1.一般	承諾	施工前	10-8-2	観測計器設置前に性能検査を行い、監督員の承諾	
			立会	施工前		観測計器の設置に当たり、原則として監督員の立会	
		2.据付	受理	施工後		設計図書に示す高さまでの埋戻しが完了後、計器の作動状況を検査し、監督職員に報告	
			受理	施工前		観測計器の設置に係る諸結果を、監督員に提出	
監査廊	コンクリート	1.一般	指示	施工後	10-9-2	コンクリート構造物がダム堤体に接する場合、設計図書及び監督員の指示	
	埋設工		受理	施工前	10-9-3	観測計器の設置前に計器の動作確認を行い、その結果を監督員に報告しなければならない。また、計器製造者の品質又は性能に関する資料を監督員に提出	
			立会	施工前		観測計器の設置に当たり、原則として監督員の立会	
			受理	施工後		設計図書に示す高さまでコンクリートの打込みが完了した後、観測計器の作動状況を検査し、監督員に報告	
			受理	施工前		観測計器設置に係る諸結果を監督員に提出	
	継目工		承諾	施工前	10-9-4	設計図書に示されていない打継目、又は施工上必要と認められていない打継目をやむを得ず設ける場合に、監督員の承諾	
			指示	施工前		水平打継目の処理に当たり、レイタンス、浮き石を確実に除去するものとし、その時期については、監督員の指示	
			承諾	施工前		やむを得ずチッピングを行わなければならない場合には、監督員の承諾	
			承諾	施工前		長期間打ち止めた水平打継目の処理に当たり、監督員の承諾	
	ボーリンググラウチング工	コンソリデーショングラウチング工	1.一般	指示	施工前	10-11-1	設計図書及び監督員の指示に従い、基礎グラウチングを施工
			3.ボーリング工 (2)削孔	承諾	追加 施工前		追加孔の削孔位置については、監督員の承諾
				指示	施工中		削孔中は常にその岩質の変化、断層や破砕帯の状況、湧水、漏水の有無等に注意を払い、これらに変化が認められた場合、記録するとともに監督員の指示
(3)コア採取及び保管			指示	施工中	採取したコアを孔ごとにコア箱に整理し、監督員の指示する場所に納入		
4.グラウチング工 (2)グラウチング用配管			承諾	施工前	グラウチング用配管の配管方法について、監督員の承諾		
			承諾	施工前	セメントミルクの製造方法及び輸送方法については、監督員の承諾		
(3)セメントミルクの製造及び輸送			承諾 受理	施工前 施工後	水及びセメント等の計量方法については、監督員の承諾を得るものとする。なお、計量装置は、設計図書に従い定期的に検査し、検査結果を監督員に提出		
(4)セメントミルク注入の管理			受理 承諾	施工後 施工前	各孔ごとの注入時間、注入圧力及び注入量を記録するための注入記録装置を、流量圧力制御装置とグラウトレコーダーに併設し管理しなければならない。また、これらの事項を整理して、監督員に提出しなければならない。なお、注入記録の整理方法は、事前に監督員の承諾		
(5)セメントミルク注入圧力及びセメントミルクの配合、切替え			指示	施工前	注入圧力、セメントミルクの配合及びその切替えについては、設計図書及び監督員の指示		
(6)押し試験及び透水試験			受理	施工前	セメントミルク注入に先立ち、設計図書に示す方法により水押し試験及び透水試験を行い、ルジオン値を記録、整理し、監督員に提出		
(7)セメントミルク注入			承諾	追加 施工前	追加孔の位置、方向、深度、注入仕様等は、事前に監督員の承諾		
(8)セメントミルク注入効果の判定			指示	施工後	チェック孔の位置、方向、深度及びその処理方法等は、設計図書及び監督員の指示		

第11編 農業農村整備編

確認事項		監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様書	指示・承諾等を要する事項	
細別	内容					
雑工事	閉塞工	協議	施工前	10-13-1	閉塞工の施工について設計図書により行うものとし、その時期については監督員と協議	
		承諾	施工前		閉塞コンクリートの運搬及び打込み方法について、監督員の承諾	
		承諾	施工前		コンクリートを打込むときに、仮締切り等からの漏水がある場合の処理方法について、監督員の承諾	
	グラウチングトンネル	協議	施工前	10-13-2	グラウチングトンネルの施工について、設計図書に従い実施するものとし、その詳細については、監督員と協議	
第11章 コンクリートダム工事						
一般事項	適用すべき諸基準	確認	施工前	11-2-1	設計図書において特に定めのない事項について、仕様書の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義のある場合は監督員に確認	
堤体工	コンクリート材料	1.一般	指示承諾	施工前	11-6-1	骨材をダム本体コンクリート工事以外に使用する場合に監督員の指示又は承諾
		2.配合	承諾	施工前		設計図書に示すコンクリートの示方配合に基づいて現場試験を実施して現場配合を決定し、その資料を監督員に提出して承諾 現場試験の結果、配合の修正が必要と認められる場合、その資料を監督員に提出し、承諾
堤体工	コンクリート材料	3.材料の計量	受理	施工前 施工中	11-6-1	設計図書に従い計量装置を所定の精度を確保するため定期的に検査し、その結果を監督員に提出
		4.練り混ぜ	受理	性能試験後		ミキサの練り混ぜ性能試験を行い、試験結果は監督員に提出
			受理	性能試験後		強制練りミキサを用いる場合は、練り混ぜ性能試験を行い、試験結果を監督員に提出
			指示	施工前		監督員が廃棄を指示したコンクリートについて、監督員が指示する場所に運搬
	コンクリート打設	2.打込み準備	承諾	施工前	11-6-2	コンクリートの打込みに当たり、事前に打込みブロックの工程計画を提出し、監督員の承諾
			確認	施工前		コンクリートの打込みに先立ち、打継目の処理及び清掃、型枠、鉄筋、各種埋設物の設置について、監督員の確認
		3.コンクリートの打込み	指示	施工前		ハーフリフト高さとする場合
			承諾	施工前		打上がり速度は、各リフトのコンクリートの露出日数が少なくなるよう定め、監督員の承諾
			承諾	施工前		コンクリートを打継ぐときは、設計図書に示す材令に達した後でなければならない。ただし、これ以外の場合は、監督員の承諾
			承諾	施工前		機械の故障、天候の変化、その他の理由で、やむを得ずコンクリート打設を中断しコールドジョイントを設けなければならない場合、施工方法について監督員の承諾
	6.養生	承諾	施工前	次の事項に該当する場合、コンクリートの打込みについて監督員の承諾 ・コンクリート打設現場の日平均気温が4℃以下になるおそれのある場合 ・コンクリートの打込み温度が、25℃以上になるおそれのある場合 ・降雨、降雪の場合 ・強風、その他コンクリート打込みに支障を及ぼすおそれのある場合		
		承諾	施工前 施工中	各リフトの上面に、排水のために勾配をつける場合には、監督員の承諾 打継面を長期間放置する場合、油脂類の付着防止や表面の保護等について監督員の承諾		
型枠工	1.一般	承諾	施工前	11-6-3	特殊な箇所では鋼製型枠以外の型枠を使用する場合は、監督員の承諾	
		受理	施工前		型枠の構造及び使用方法について、製作前に構造図を監督員に提出	
	3.型枠の組立て取り外し移動	承諾	施工前		型枠の組立てに当たり、鋼製材料を用いるものとし、仕上げコンクリート面からこれらの支持材が突出してはならない。ただし、これ以外の場合は、監督員の承諾	
		承諾	施工前		型枠の取り外し時期及び順序について、監督員の承諾	
4.型枠取り外し後の処理	承諾	施工前	コンクリート表面に生じた豆板、ボルトの穴、型枠取り外しによって生じた損傷部及び型枠の不完全によってできた不陸等の処置に当たり、処理方法等について監督員の承諾			
	埋設工	確認	設置完了後	11-6-4	継目グラウチング設備の設置が完了したとき、監督員の確認	
冷却工	1.一般	承諾	施工前	11-6-5	設計図書に示す冷却管を使用しなければならない。ただし、これ以外の場合は、監督員の承諾	
		承諾	施工前		冷却管の設置に先立ち、設置計画図を提出し、監督員の承諾	
		確認	施工後		冷却管及び付属品の設置が完了したときに通水試験を行い、監督員の確認	
		指示	施工中		コンクリート打込み中に、冷却管の事故等が発生した場合、直ちに通水及びコンクリートの打込みを中止し、監督員の指示により打込みコンクリートの除去等の処置	
	3.冷却用設備	承諾	施工前		冷却用設備の設置に当たり、仕様書の事項に基づき設置計画図を提出し、監督員の承諾	
		指示	施工中		冷却完了後、監督員の指示に従い外部配管等を撤去	
4.冷却工	立会	施工前	継目グラウチングを行った後、監督員の立会のもとに冷却管内にセメントミルクを充填			

第11編 農業農村整備編

確認事項		監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様書	指示・承諾等を要する事項
細別	内容				
堤体工	縦目グラウチング	1.施工方法	指示	施工中	11-6-6 注入中異常を認めた場合は、注入を中断し、速やかに監督員の指示 設計図書に示す仕様の圧力計を使用前に検査を行い、監督員の承諾を得なければならない。また、圧力計の設置箇所も監督員の承諾 充水の圧力変動を少なくするため、水槽を設けなければならない。 これ以外の場合は、監督員の承諾 水及びセメントの計量方法について、監督員の承諾 止水板の接合完了後、接合部の止水性について、監督員の確認 埋設管のパイプ詰まりの有無、継目面の洗浄、漏えい箇所の検出のため、洗浄及び水押し試験を行い、監督員の承諾 水押し試験に当たり、監督員の承諾を得た材料 すべての準備が完了し、監督員の承諾を受けた後、注入を開始 注入完了後の各ヘッド管口部及びダイヤルゲージ取付金物等の存置、撤去に当たり、監督員の指示 注入圧力の測定は、圧力計で行うものとし、圧力計の記録方法は監督員の承諾 継目の動きの測定は、設計図書に示す計器により測定し、記録しなければならない。また、これらの型式、規格、記録方法及び設置場所について、監督員の承諾 セメントミルクの比重は、設計図書及び監督員の指示する測定場所、時期に測定し、監督員に報告
		2.施工設備等 (2) 圧力計	承諾	施工前	
		(3) 充水用水槽	承諾	施工前	
		(4) 水及びセメント等の計量	承諾	施工前	
		3.止水板	確認	接合完了後	
		4.施工 (1) 洗浄及び水押し試験	承諾	試験前後	
			承諾	試験前後	
		(4) 注入	承諾	施工前	
			指示	施工後	
	(5) 測定	承諾	施工前		
指示 受理		施工前 施工後			
堤頂工		確認	施工前	11-6-8 堤頂工の施工について設計図書により行うものとし、疑義が生じた場合、監督員に確認	
雑工事	断層処理	協議	施工前	11-8-7 設計図書に示す断層等の処理について、断層の規模、位置が明確になった時点で監督員と協議	
第12章 PC橋工事					
一般事項	適用すべき諸基準		確認	施工前	12-2-1 設計図書において特に定めのない事項について、仕様書の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義のある場合は監督員に確認
【上記以外の確認事項については、第10編 道路編の基準を適用する。】					
第13章 橋梁下部工事					
一般事項	適用すべき諸基準		確認	施工前	13-2-1 設計図書において特に定めのない事項について、仕様書の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義のある場合は監督員に確認
【上記以外の確認事項については、第10編 道路編の基準を適用する。】					
第14章 頭首工工事					
一般事項	適用すべき諸基準		確認	施工前	14-2-1 設計図書において特に定めのない事項について、仕様書の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義のある場合は監督員に確認
	一般事項	2.輸送工	受理	施工前	14-2-2 PC桁等の輸送に着手する前に施工計画書に輸送計画に関する事項を記載し、監督員に提出
可動堰本体工	床版(堰体)工		協議	施工前	14-4-7 鋼構造物を埋設する場合、本体コンクリートとの同時施工が困難な場合は、監督員と協議し箱抜き工法(二次コンクリート)の施工
第15章 機場下部工事					
一般事項	適用すべき諸基準		確認	施工前	15-2-1 設計図書において特に定めのない事項について、仕様書の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義のある場合は監督員に確認
【上記以外の確認事項については、第6編第6章排水機場の基準を適用する。】					
第16章 地すべり防止工事					
一般事項	適用すべき諸基準		確認	施工前	16-2-1 設計図書において特に定めのない事項について、仕様書の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義のある場合は監督員に確認
	一般事項		受理	施工中	16-2-2 施工工事区域内に新たな亀裂の発生等異常を認めた場合、直ちに監督員に報告 集水井の施工に当たり、常に移動計測等により地すべりの状況を把握するとともに、掘削中の地質構造、湧水等を詳細に記録して、定期的かつ必要がある場合に監督員に報告
			受理	施工前	
水抜きボーリング工	水抜きボーリング工		協議	施工前	16-6-1 集水井内から水抜きボーリングを施工する場合、集水井内部の酸素濃度測定を行うとともに、ガス噴出、酸欠等のおそれがある場合、換気方法等について、事前に 監督員と協議

第11編 農業農村整備編

確認事項		監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様書	指示・承諾等を要する事項	
細別	内容					
集水井設置工	集水井工	受理指示	施工前	16-7-2	集水井の掘削が予定深度まで達しない前に湧水があった場合、又は予定深度まで掘削した後においても湧水がない場合、速やかに監督員に報告し指示	
		協議	施工前			
	集水ボーリング工 排水ボーリング工			16-7-3 16-7-4	16-6-1水抜きボーリング工の規定による	
抑止杭工	抑止杭工	6.シャフト工(深礎工)による施工	協議	施工前	16-8-2	掘削孔の全長にわたって土留工(ライナープレート)を行い、かつ撤去してはならない。これにより難い場合は、監督員と協議 孔底が設計図書に示す支持地盤に達したことを、掘削深度、掘削土砂、地質柱状図などにより確認し、その資料を整備、保管し、監督員の請求があった場合、遅滞なく提示するとともに、検査時に提出 鉄筋の継手を重ね継手とする。これにより難い場合は、監督員の承諾 裏込注入(グラウト)圧力は、低圧(0.1N/mm <sup>2</sup> 程度)とするが、これにより難い場合は、事前に監督員の承諾 グラウトの注入方法について、施工計画書に記載し、施工に当たり施工記録を整備保管し、監督員の請求があった場合に、直ちに提示するとともに、検査時に提出 掘削中に湧水が著しく多くなった場合、監督員と協議 ライナープレートなしで掘削可能と判断した場合、又は補強リングが必要となった場合、監督員と協議
			把握受理	施工中 施工後		
			承諾	施工前 施工中		
			承諾	施工前		
			把握受理	施工前 施工後		
			協議	施工中		
			協議	施工前 施工中		
第17章 PCタンク工事						
一般事項	適用すべき諸基準	確認	施工前	17-2-1	設計図書において特に定めのない事項について、仕様書の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義のある場合は監督員に確認	
	一般事項	協議	施工後	17-2-2	設計図書に記載がある場合を除き、PCタンク完成後できるだけ速やかに水張り試験を行い、漏水がないことを確認しなければならない。なお、これにより難い場合は、監督員と協議	
歩廊工	歩廊工	協議	施工前	17-7-1	歩廊工を設計図書に基づいて施工できない場合、監督員と協議	
付帯整備工	付帯整備工	協議	施工前	17-9-1	階段工、人孔工、換気塔工、避雷針工、手摺工、雨樋工を設計図書に基づいて施工できない場合、監督員と協議	
第18章 ため池改修工事						
一般事項	適用すべき諸基準	確認	施工前	18-2-1	設計図書において特に定めのない事項について、仕様書の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義のある場合は監督員に確認	
堤体工	雑物除去工	協議	施工前	18-3-1	掘削に当たり、堤敷内の腐植土、草木根等の有機物及び基礎として不適当なもの並びに池水の浸透を誘導する雑物(風化土、転石、泥土等)は完全に除去しなければならない。なお、現地状況により完全に除去できない場合には、監督員と協議	
			施工前 施工中			
	表土剥ぎ工	協議	施工前 施工中	18-3-2	表土の剥ぎ取りに当たり、設計図書に定めのない限り厚さ30cm以上とし、はぎ取り面に樹木の根等が残る場合、これを除去しなければならない。なお、現地状況により除去できない場合には、監督員と協議	
堤体工	掘削工	協議	施工中	18-3-3	試験結果により地盤改良が必要となった場合には、監督員と協議	
	掘削土の流用工	指示	施工前	18-3-8	土質試験の試験項目については監督員の指示 掘削に先立ち掘削土の盛立材料への流用の適否を検討するために掘削箇所を試掘を行うとともに土質試験を実施し、その試験結果を監督員に提出	
		受理	結果後			
	掘削土の搬出工	協議	施工前	18-3-9	第4種建設発生土相当以下の泥土等軟弱な土砂を現場外へ搬出する必要がある場合は、監督員と協議 泥土を他事業、他工事で再利用する場合、事前に泥土に含まれる有害物質に関する試験を行い、「水質汚濁防止法に基づく排水基準(一律排水基準)」を満たしていることを確認するものとする。 なお、基準を満たしていない場合は監督員と協議	
			施工前			
堤体盛立工		協議	施工前 施工中	18-3-10	湧水の排除の方法等については、監督員と協議 コンタクトクレイを施工するときは、その厚さ及び施工方法について、監督員と協議 締固め後、乾燥によるクラックが発生した場合、その処理範囲について監督員と協議	
			施工前			
			施工中 施工後			

第11編 農業農村整備編

確認事項		監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様書	指示・承諾等を要する事項
細別	内容				
地盤改良工	浅層改良工	受理 協議	施工前	18-4-1	固化材による地盤改良の施工方法等を施工計画書に記載し、監督員に提出しなければならない。なお、これ以外の改良方法を行う場合には、監督員と協議
		承諾	施工前		工事着手前に室内配合試験を行い、使用する固化材の添加量について監督員の承諾
		指示	施工前		セメント系固化材を使用する場合、浸透流出水のpHを測定するものとする。なお、測定方法等については、監督員の指示
	深層改良工	受理 協議	施工前	18-4-2	セメント系ミルクによる地盤改良の施工方法等を施工計画書に記載し、監督員に提出しなければならない。なお、これ以外の改良方法を行う場合には、監督員と協議
		承諾	施工前		工事着手前に室内配合試験を行い、使用するセメント系ミルクの添加量について監督員の承諾
		受理	確認後		施工に先立ってサウンディング試験等により現況地盤の確認を行い、その結果を監督員に報告
		指示	施工前		セメント系固化材を使用する場合、浸透流出水のpHを測定するものとする。なお、測定方法等については、監督員の指示
	取水施設工	取水施設工	確認	各段階	18-6-1
ゲート及びバルブ製作工		受理	施工前	18-6-2	製作に先立ち、承諾図書等を2部(承諾後返却分1部を含む)提出
		受理	完成時		完成図書等を3部提出
浚渫工	土質改良工	確認	着工前	18-7-1	浚渫に取りかかる前に目視によって現地の浚渫範囲を示した図面を作成すると共に、監督員の確認
		受理	施工前		泥土の改良について、その施工方法等を施工計画書に記載し、監督員に提出
		承諾	施工前		工事着手前に室内配合試験を行い、使用する固化材の添加量について監督員の承諾
		指示	施工前		セメント系固化材により改良する場合、浸透流出水のpHを測定するものとする。なお、測定方法等については、監督員の指示
		協議	施工前		第4種建設発生土相当以下の泥土等軟弱な土砂を現場外へ搬出する必要がある場合は、監督員と協議
		協議	施工前		浚渫土を他事業、他工事で再利用する場合、事前に浚渫土に含まれる有害物質に関する試験を行い、「水質汚濁防止法に基づく排水基準(一律排水基準)」を満たしていることを確認するものとする。なお、基準を満たしていない場合は監督員と協議
第19章 推進工事					
一般事項	適用すべき諸基準	確認	施工前	19-2-1	設計図書において特に定めのない事項について、仕様書の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義のある場合は監督員に確認
推進工	推進作業 (密閉型:泥水、泥土 圧、土圧、泥濃式推 進工法)	受理	施工中	19-4-3	推進に伴い仕様書に示す項目について測定、観測し、推進日報として監督員に提出しなければならない。なお、異常が発生した場合は作業を中断し、応急処置を行うとともに監督員に報告
		協議	施工中		推進中に推力が急激に変化した場合、作業を中断して原因を調べ監督員と協議
		協議	施工中		異常な湧水及び転石等で作業に支障が生じた場合、直ちに監督員に報告するとともに、事後の処理について協議
		協議	施工中		推進作業に当たり、管体、道路、周囲の構造物に影響がないよう常に監視するものとする。なお、異常を発見した場合は、直ちに作業を中止し、応急処置を行うとともに、事後の処理について監督員と協議
	推進作業 (開放型:刃口推進工 法)	承諾	施工前	19-4-4	推進工の刃口について、事前に製作図面を監督員に提出し、承諾
		協議	施工中		推進中常に推進上部の地上面の状況を観測するものとする。なお、異常を発見した場合は、推進を停止し応急処置を行うとともに、事後の処理について監督員と協議
	滑材及び裏込め 注入	承諾	施工前	19-4-5	滑材についてはベントナイト、裏込め材について、セメントを主材とするものを標準とするが、地山の土質に最も適したものを検討し、監督員の承諾
		協議	施工中		注入中に、注入液が地表面に噴出しないよう、また、地表面及び隣接構造物が変異しないよう施工しなければならない。なお、変異を発見した場合は、直ちに作業を中止し応急処置を行うとともに、事後の処理について監督員と協議
協議		施工前	注入作業の実施時間について監督員との協議		
仮設工	泥水処理整備工	協議	施工前	19-5-3	泥水処理設備から発生する汚泥及び処理水については、第1編1-1-18建設副産物及び本編1-10-2事業損失防止費の規定により処理するものとする。なお、これにより難しい場合については、監督員と協議
	注入設備工	協議	施工前	19-5-4	添加材及び滑材注入設備については、設計図書に示すとおりとする。なお、これにより難しい場合については、監督員と協議

第12編 森林土木編

確認事項		監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様書	指示・承諾等を要する事項
細別	内容				
第1章 共通					
緑化材料	苗木	承諾	施工前	1-2-9	苗木の購入について指示のある場合は、監督員の承諾
	木材	指示	施工前	1-2-11	現地発生の間伐材を使用する場合、品質・形状等については、監督員の指示
仮設工	モノレール	受理	施工前	1-4-2	モノレールの運行時間や乗降位置などを定めた運行計画を監督員に提出
第2章 林道工事					
適用すべき諸基準		承諾 協議	施工前	第2節	設計図書において特に定めのない事項については、第10編第1章第2節適用すべき諸基準によるものとする。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議
道路土工	一般事項	指示	施工前	2-3-1	伐開除根作業をする範囲が示されていない場合は、監督員の指示 伐開除根作業範囲外にあつて交通又は路体保護上支障となる立木及び枝条は、監督員の承諾 工事に伴い生ずる根株等を林地への自然還元として利用する場合には、監督員と協議 地形条件により根株等の安定が図れない場合は、処理方法を監督員と協議
		承諾	施工前		
		協議	施工前 施工前 施工中		
排水施設工	洗越工	協議	施工前	2-5-2	常水の流心位置が設計図書と異なる場合は、監督員と協議
	側溝工	協議	施工前	2-5-6	現地の状況により、設計図書に示された流路勾配によりがたい場合は、監督員と協議 自由勾配側溝の底版コンクリート打設については、設計図書に示すコンクリート厚さとし、これにより難しい場合は、監督員の承諾
		承諾	施工前		
コルゲートフ リューム	協議	施工前	2-5-8	コルゲートフリュームの布設に当たって、砂質土又は、軟弱地盤が出現した場合には、施工前に施行方法について監督員と協議 コルゲートフリュームの布設に当たり、上げ越しを行う必要が生じた場合には、布設に先立ち、施工方法について監督員と協議	
協議	施工前				
木製土留・ 擁壁工	材料	指示	施工前	2-6-2	現地発生の間伐材を使用する場合、品質・形状等については、監督員の指示
	木製土留・擁壁 工	協議	施工前 施工中	2-6-4	杭の打ち込み深さは、出来るだけ杭長の2/3以上とし、少なくとも1/2以上としなければならない。なお、堅固な地盤に達して打ち込み不能の場合は、監督員と協議
法面工	一般事項	承諾	施工前	2-7-1	法面の施工にあたって、「林道技術基準の制定について」(平成10年3月4日付け9林野基第812号林野庁長官通知)、「道路土工一切土工・斜面安定工指針 のり面工編、斜面安定工編」(日本道路協会、平成21年6月)、「道路土工一盛土工指針5-6盛土のり面の施工」(日本道路協会、平成22年4月)、「のり枠工の設計・施工指針第8章吹付枠工、第9章プレキャスト枠工、第10章現場打ちコンクリート枠工、第11章中詰工」(全国特定法面保護協会、平成25年10月)及び「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」(地盤工学会、平成24年5月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾
【上記以外の確認事項については、第10編道路編の基準を適用する。】					
第3章 溪間工事					
適用すべき諸基準		承諾 協議	施工前	第2節	設計図書において特に定めのない事項については、第8編第1章第2節適用すべき諸基準によるものとする。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議
【上記以外の確認事項については、第8編砂防編の基準を適用する。】					
第4章 山腹工事					
適用	一般事項	協議	施工前	第1節	のり切工と土留工、埋設工、暗きょ工等の施工は、原則として最初に崩落崖や転石等の危険な部分を切り落とし、次に土留工等の施工、最後にのり切仕上げの順序としなければならない。なお、これにより難しい場合は、監督員と協議
のり切工	のり切工	協議 確認	施工前 施工中 施工後	4-3-2	崩壊等の危険の恐れがある箇所、あるいは湧水、軟弱地盤等不良箇所の、のり切に当たっては、あらかじめ監督員に協議 のり切完了後は、監督員の確認
暗渠工	一般事項	指示	施工中	4-6-1	施工中、所定の床掘をしても不透水層又は旧地盤に達しない場合は、監督員に報告し、その指示
伏工・実播工	航空実播工	受理	施工後	4-10-2	飛行時間記録を、監督員の要求に応じて提出
【上記以外の確認事項については、第8編 砂防編の基準を適用する。】					

第12編 森林土木編

確認事項		監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様書	指示・承諾等を要する事項	
細別	内容					
第5章 森林整備工事						
植栽工	苗木	承諾	施工前	5-2-2	苗木の購入について指示のある場合は、監督員の承諾	
	地拵え	指示	施工前 施工中	5-2-5	全面地拵えについては、植栽予定地の全面を対象に地表植生の刈払い等を行わなければならない。ただし、あらかじめ保残するものとして表示した又は作業に先立ち監督員が指示した立木・幼齢木を除く 地形等の条件から、枝払い、伐倒木の整理が仕様書に示した方法での施工が困難な場合には、監督員に報告し、その指示 伐倒木・枝条等の整理については、特に定めや監督員の指示がある場合を除き、植栽の支障にならないようにし、また、滑落・移動しないようにしなければならない	
	植付け		協議	施工中	5-2-6	植付け後に樹木の衰弱が予想される場合は、監督員と協議
				施工前 施工中		地形、土質条件により所定の植穴が掘れない場合は、監督員と協議
施工前	土壌条件が不適当な場合は、監督員と協議					
指示	施工中	気象状況により乾燥が続き、植付け後の活着が危ぶまれるときは作業を中止し、監督員と協議 気象条件などにより指定期間内に完了が困難になったときは、すみやかに監督員に報告し、指示				
風倒木整理工	一般事項	指示	施工前 施工中	5-3-1	事業実施区域内にある立木のうち監督員が伐採を指示した被害木についてはすべて伐採すること。但し、被害木の状態及び現地の状況等により作業の安全が確保できないと判断される場合は、監督員の指示 玉切った被害木は、監督員の指示した場所及び状態に木寄せ(集積) 木寄せされた被害木は、監督員の指示した場所に搬出	
保育	下刈り	協議	施工前 施工中	5-4-2	保護樹として残した立木で、植栽木の生育を阻害するおそれがある場合は、監督員と協議	
	本数調整伐 ・受光伐・除伐	協議	施工前 施工中	5-4-4	林分保護のため、林縁木については監督員と協議	
保育	枝落とし	指示	施工前	5-4-5	枝落としの対象木及び枝を落とす範囲(程度)については、標準地等の実施状況に準ずるか、又は監督員の指示	
		協議	施工前 施工中		林縁木については監督員と協議	
保育	獣害防護柵 (防鹿柵)設置	協議	施工前	5-4-9	支柱等の設置箇所について監督員と協議 防鹿柵の種類、規格、数量について協議し、同意	
		確認			木製支柱について、間伐材又は合法性・持続可能性が証明された木材である場合は、監督員に提出し、確認 使用する木材の防腐処理の証明書を監督員に提出し、確認	
歩道整備	歩道作設	指示	施工前	5-6-1	歩道作設により生じた切り取り残土については、崩落、流出等のないよう設計図書に基づき処理しなければならない。なお、設計図書に示された以外の方法で処理する場合は、監督員の指示	
第7章 保安林管理道工事						
【本編の第2章林道工事の基準を適用する。】						

第13編 漁港漁場編

確認事項		監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様書	指示・承諾等を要する事項	
細別	内容					
第2章 材料						
土	一般事項	承諾	施工前	2-2-1	設計図書に採取場所の指定がない場合は、施工に先立ち使用する材料の試験成績表及び産地を明示した書類を監督員に提出し、承諾	
石材等	砂	承諾	施工前	2-3-2	施工に先立ち試験成績表及び産地を明示した書類を監督員に提出し、承諾	
	砂利、碎石	承諾	施工前	2-3-3	施工に先立ち試験成績表及び産地を明示した書類を監督員に提出し、承諾	
	石	承諾	施工前	2-3-4	施工に先立ち石の比重の試験成績表及び産地を明示した書類を監督員に提出し、承諾	
木材	一般事項	指示	施工前	2-5-1	現地発生の木材等を使用する場合、品質・形状等については、監督員の指示	
鋼材	控工	2.タイロッド	受理	施工前	2-6-5	製作に先立ちタイロッド及び付属品の図面を監督員に提出
		3.タイワイヤー	承諾	施工前		製作に先立ち、種類、呼び名、ヤング係数、断面積、単位質量、破断強度、降伏点応力等の規格値を監督員に提出し、承諾
			受理	施工前		付属品の製作に先立ち、図面を監督員に提出
セメントコンクリート製品	一般事項	承諾	施工前	2-8-1	練り混ぜ時の全塩化物イオン量は0.30kg/m <sup>3</sup> 以下とする。なお、これを超えるものを使用する場合は、設計図書に関して監督員の承諾	
		受理	施工前		セメントコンクリート製品の使用にあたってアルカリ骨材反応抑制対策の適合を確認し、確認した資料を監督員に提出	
防食材料	アルミニウム合金陽極	受理	施工前	2-11-1	陽極の陽極電位(閉路電位)は、-1,050mV以下(vs 飽和甘こう電極(SCE))、発生電気量は2,600A・h/kg以上とする。なお、受注者は、試験成績表を事前に監督員に提出	
	被覆防食材料	承諾	施工前	2-11-3	保護カバーとして残す工法に使用する型枠は、気密性が高く耐食性のすぐれた材質のものとする。なお、材質は、事前に監督員の承諾	
		承諾	施工前		施工に先立ちベトドラム被覆の保護カバーの材質について、監督員の承諾	
防舷材	ゴム防舷材	承諾	施工前	2-12-1	ゴム防舷材耐久性証明事業を実施する機関の証明書を事前に監督員に提出し、承諾	
車止め・縁金物	車止め・縁金物	2.鋼製	承諾	施工前	2-14-1	製作に先立ち塗料について、監督員の承諾
マット	アスファルトマット	承諾	施工前	2-15-1	製作に先立ち、アスファルト合材の配合報告書を監督員に提出し、承諾	
その他	ペーパードレーン	承諾	施工前	2-19-1	施工に先立ちドレーン材の試験成績表を監督員に提出し、承諾	
	汚濁防止膜	承諾	施工前	2-19-9	耐腐食性に富むカーテンを選定し、施工に先立ち監督員に資料を提出し、設計図書に関して監督員の承諾	
		承諾	施工前		施工に先立ち汚濁防止膜の構造図を監督員に提出し、承諾	
第3章 共通仮設						
汚濁防止膜工	水質汚濁防止膜	受理	施工前	3-2-2	汚濁防止膜の設置及び撤去時期を事前に監督員に通知	
第5章 一般施工						
適用すべき諸基準		確認	施工前	第2節	設計図書において特に定めのない事項については、仕様書に示した基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は、監督員に確認	
共通の工種	共通事項	1.ポンプ浚渫	承諾	施工前	5-3-2	設計図書に定めのない場合は、施工方法・施工管理基準について事前に監督員の承諾
		2.グラブ浚渫	承諾	施工前		設計図書に定めのない場合は、施工方法・施工管理基準について事前に監督員の承諾
		3.硬土盤浚渫	承諾	施工前		設計図書に定めのない場合は、施工方法・施工管理基準について事前に監督員の承諾
		4.砕岩浚渫	承諾	施工前		設計図書に定めのない場合は、施工方法・施工管理基準について事前に監督員の承諾
		5.バックボウ浚渫	承諾	施工前		設計図書に定めのない場合は、施工方法・施工管理基準について事前に監督員の承諾
		6.盛上土砂撤去	承諾	施工前		設計図書に定めのない場合は、施工方法・施工管理基準について事前に監督員の承諾
		12.土砂掘削	協議	施工中		掘削中に土質に予期しない変化が生じた場合及び埋没物等を発見した場合、直ちに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議
	13.土砂盛土	協議	施工中	盛土作業中に沈下、滑動等が生じる恐れがある場合及び生じた場合、直ちに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議		
	圧密・排水工	1.サンドドレーン	承諾	施工前	5-3-6	施工に先立ち自動記録装置の性能確認試験を行い、その記録を監督員に提出し、承諾
			協議	施工中		地層の変化、障害物等により打込み困難な状況が生じた場合、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議
			受理	施工後		各杭ごとに、ケーシングパイプの先端深度の経時変化、ケーシングパイプ内のドレーン材上面高さの経時変化の記録を取り、監督員に提出
		5.ペーパードレーン	承諾	施工前		施工に先立ち自動記録装置の性能確認試験を行い、その記録を監督員に提出し、承諾
			協議	施工中		地層の変化、障害物等により打込み困難な状況が生じた場合、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議
受理			施工後	各ドレーンごとに、マンドレルの先端深度の経時変化、ドレーン材の先端深度の経時変化の記録を取り、監督員に提出		

第13編 漁港漁場編

確認事項		監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様書	指示・承諾等を要する事項		
細別	内容						
共通の工種	圧密・排水工	7.グラベルドレーン	承諾	施工前	5-3-6	施工に先立ち自動記録装置の性能確認試験を行い、その記録を監督員に提出し、承諾	
		協議	施工中	地層の変化、障害物等により打込み困難な状況が生じた場合、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議			
		受理	施工後	各杭ごとに、ケーシングパイプの先端深度の経時変化、ケーシングパイプ内の、ドレーン材上面高さの経時変化の記録を取り、監督員に提出			
共通の工種	締固工	1.ロッドコンパクション	承諾	施工前	5-3-7	施工に先立ち自動記録装置の性能確認試験を行い、その記録を監督員に提出し、承諾	
			協議	施工中		地層の変化、障害物等により設計図書に定める深度までの貫入が生じた場合、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議	
			受理	施工後		各ロッドごとに、ロッド先端深度の経時変化、ロッドの貫入長及び引抜長の記録を取り、監督員に提出	
		2.サンドコンパクションパイル	承諾	着工前	5-3-7	砂杭の施工順序、配置及び形状寸法は、監督員の承諾	
			承諾	施工前		施工に先立ち自動記録装置の性能確認試験を行い、その記録を監督員に提出し、承諾	
			承諾	施工前		支持層まで改良する場合、施工に先立ち打止め深度の確認方法について、監督員の承諾	
			承諾	施工中		原位置での打直しが困難な場合、設計図書に関して監督員と協議	
			協議	施工中		地層の変化、障害物等により打込み困難な状況が生じた場合、また、予想を超える盛上がり土により施工が困難な状況が生じた場合、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議	
			協議	施工中		設計図書に定める締固め度を満たすことができない場合、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議	
	受理	施工後	各砂杭ごとに、ケーシングパイプの先端深度の経時変化、ケーシングパイプ内の砂面の高さの経時変化の記録を取り、監督員に提出				
	承諾	施工前	地盤の盛上り量の測定に先立ち測定時期及び測定範囲について、監督員の承諾				
	指示	施工前	チェックボーリングの位置は、監督員の指示				
	共通の工種	固化工	1.深層混合処理杭	承諾	施工前	5-3-8	施工に先立ち練混ぜ施設、練混ぜ時間等について、監督員の承諾
				立会	施工前		設計図書の定めにより試験打ちを監督員の立会
				承諾	施工前		施工に先立ち自動記録装置の性能確認試験を行い、その記録を監督員に提出し、承諾
承諾				施工前	施工に先立ち改良杭の配置、施工順序及び施工目地の位置等の図面を監督員に提出し、承諾		
承諾				施工前	支持層まで改良する場合、施工に先立ち打止め深度の確認方法について、監督員の承諾		
承諾				施工前	接合面のラップ幅は、監督員の承諾		
協議				施工前	改良杭間の接合で、制限時間以内の施工が不可能と予想される場合は、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議		
協議				施工中	不測の原因により施工が中断し、設計図書の定める接合が不可能になった場合は、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議		
受理				施工後	各改良杭ごとに仕様書に示された記録を取り、監督員に提出		
承諾			施工前	地盤の盛上り量の測定に先立ち測定時期及び測定範囲について、監督員の承諾			
指示	施工前	チェックボーリングの位置は、監督員の指示					
洗掘防止工	1.洗掘防止	5.事前混合処理	承諾	施工前	5-3-9	施工に先立ち練混ぜ施設、練混ぜ時間等について、監督員の承諾	
		受理	着手前	洗掘防止マットの製作に先立ち、形状寸法を記載した製作図を監督員に提出			
		確認	施工前	敷設面に異常を発見したときは監督員にその事実が確認できる資料を提出し確認			
		承諾	施工前	洗掘防止マットの目地処理を重ね合せとし、その重ね合せ幅は仕様書の基準値とする。なお、これにより難しい場合、受注者は、施工に先立ち設計図書に関して監督員の承諾			
蓋コンクリート工	1.蓋コンクリート	承諾	施工前	5-3-11	アスファルトマットの敷設を吊金具による水平吊りができない場合、受注者は、施工に先立ち設計図書に関して監督員の承諾		
		承諾	施工前	蓋コンクリートにアンカーを取付ける場合、事前に設計図書に関して監督員の承諾			
蓋ブロック工	1.蓋ブロック製作	承諾	施工前	5-3-12	施工に先立ち転置時期について、監督員の承諾		
		承諾	施工前		蓋ブロックにアンカーを取り付ける場合、事前に設計図書に関して監督員の承諾		
	1.蓋ブロック据付	受理	施工前		施工に先立ち蓋ブロックの据付時期を監督員に通知		

第13編 漁港漁場編

確認事項		監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様書	指示・承諾等を要する事項	
細別	内容					
共通の工種	鋼矢板工	2.鋼 矢板	承諾	着手前	5-3-13	組合せ矢板及び異形矢板を製作する場合、工場加工及び製作しなければならない。なお、やむを得ず現場で製作する場合、受注者は、製作に先立ち設計図書に関して監督員の承諾
			協議	施工中		地層の変化、障害物などにより、打込み困難な状況が生じた場合、若しくは土質条件に比べて矢板の貫入量が異常に大きい場合、打込みを中断しなければならない。また、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議
			承諾	施工中		鋼矢板打込み方向の傾斜が矢板の上下で矢板1枚幅以上の差が生じる恐れがある場合、設計図書に関して監督員の承諾
			承諾	施工中		矢板打込み後、継手が離脱していることが認められる場合、引き抜いて打ち直さなければならない。ただし、引抜きが不可能な場合は、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員の承諾
			受理	施工後		「漁港漁場関係工事出来形管理基準」に基づき、矢板の貫入量、矢板の打撃回数の記録を取り、監督員に提出
	控 工	2.控鋼矢板	承諾	着手前	5-3-14	組合せ矢板及び異形矢板を製作する場合、工場加工及び製作しなければならない。なお、やむを得ず現場で製作する場合、受注者は、製作に先立ち設計図書に関して監督員の承諾
			協議	施工中		地層の変化、障害物などにより、打込み困難な状況が生じた場合、若しくは土質条件に比べて矢板の貫入量が異常に大きい場合、打込みを中断しなければならない。また、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議
			承諾	施工中		鋼矢板打込み方向の傾斜が矢板の上下で矢板1枚幅以上の差が生じる恐れがある場合、設計図書に関して監督員の承諾
			承諾	施工中		矢板打込み後、継手が離脱していることが認められる場合、引き抜いて打ち直さなければならない。ただし、引抜きが不可能な場合は、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員の承諾
			受理	施工後		「漁港漁場関係工事出来形管理基準」に基づき、矢板の貫入量、矢板の打撃回数の記録を取り、監督員に提出
	控 工	3.控 鋼 杭	承諾	施工前	5-3-14	施工に先立ち支持杭の打止め深度の確認方法について、監督員の承諾
			協議	施工中		支持杭打設において、杭先端が規定の深度に達する前に打込み不能となった場合は、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。また、受注者は、支持力の測定値が設計図書に示された支持力に達しない場合は、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議
			承諾	施工前		継手構造及び溶接方法について事前に監督員に承諾
		5.タイ材 (1) タイロッド (2) タイワイヤー	受理	施工後		「漁港漁場関係工事出来形管理基準」に基づき、杭の貫入量、杭の打撃回数、打止り付近のリバウンド量、打止り付近のラム落下高又は打撃エネルギーの記録を取り、監督員に提出
			承諾	着工前		施工に先立ち施工順序、背面土砂高さ、前面浚渫深さ及び緊張力の大きさを十分検討し、監督員の承諾
	鋼 杭 工	2.鋼 杭	承諾	施工前	5-3-15	施工に先立ち支持杭の打止め深度の確認方法について、監督員の承諾
			協議	施工中		支持杭打設において、杭先端が規定の深度に達する前に打込み不能となった場合は、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。また、受注者は、支持力の測定値が設計図書に示された支持力に達しない場合は、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議
			承諾	施工前		継手構造及び溶接方法について事前に監督員に承諾
			承諾	施工前		杭にずれ止めを施工する場合の溶接方法は、設計図書の定めによるものとする。なお、これによらない場合は、事前に監督員の承諾
			受理	施工後		「漁港漁場関係工事出来形管理基準」に基づき、杭の貫入量、杭の打撃回数、打止り付近のリバウンド量、打止り付近のラム落下高又は打撃エネルギーの記録を取り、監督員に提出
防食工	1.電気防食	承諾	施工前	5-3-17	設計図書に陽極の個数及び配置が定められていない場合、陽極の取付個数及び配置の計算書及び図面を施工に先立ち提出し、設計図書に関して監督員の承諾	
	5.防食塗装	承諾	施工前		素地調整後、下塗を始めるまでの最長時間は、事前に監督員の承諾	
海上地盤改良工	床堀工	1.ポンプ床堀	協議	施工前	5-5-2	地層の変化などにより設計図書の定めにより難しい場合は、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議
			承諾	施工前		引き続き同一工事で置換えを行う場合は、監督員の承諾
		2.グラブ床堀	協議	施工前		地層の変化などにより設計図書の定めにより難しい場合は、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議
			承諾	施工前		引き続き同一工事で置換えを行う場合は、監督員の承諾
		3.硬土盤床堀	協議	施工前		地層の変化などにより設計図書の定めにより難しい場合は、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議
承諾	施工前		引き続き同一工事で置換えを行う場合は、監督員の承諾			
4.砕岩床堀	承諾	施工前	引き続き同一工事で置換えを行う場合は、監督員の承諾			

第13編 漁港漁場編

確認事項			監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様書	指示・承諾等を要する事項
細別	内容					
海上地盤改良工	床堀工	5.バックホウ床堀	協議	施工前	5-5-2	地層の変化などにより設計図書のためにより難しい場合は、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議 引き続き同一工事で置換えを行う場合は、監督員の承諾
			承諾	施工前		
基礎工	基礎ブロック工	1.基礎ブロック製作 2.基礎ブロック据付	協議	施工前	5-6-6	施工に先立ち転置時期について、監督員の承諾 施工に先立ち基礎ブロックの据付時期を監督員に通知
			受理	施工前		
本体内工 (ケーソン式)	ケーソン製作工	3.マット 7.コンクリート	受理	施工前	5-7-2	製作に先立ち、形状寸法を記載した製作図を監督員に提出 ケーソン製作完了後、ケーソン番号、吃水目盛り等をケーソンに表示しなければならない。なお、その位置及び内容は、監督員の指示
			指示	製作完了後		
	ケーソン進水据付工	2.止水板	受理	施工前	5-7-3	ケーソンに止水板を取り付けた場合、ケーソン進水後に止水状況を確認し、取付箇所から漏水がある場合は、直ちに処置を行い、監督員に通知 ケーソン進水時期を事前に監督員に通知 ケーソン進水に先立ち、斜路を詳細に調査し、進水作業における事故防止に努めなければならない。なお、異常を発見した場合は、直ちに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議 施工に先立ち使用する吊枠の形状、材質及び吊具の配置、形状寸法について、監督員の承諾 ケーソンに埋め込まれた吊金具は、施工に先立ち点検しなければならない。また、異常を発見した場合は、直ちに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議 ケーソン進水完了後、ケーソンに異常のないことを確認しなければならない。また、異常を発見した場合は、直ちに処置を行い、監督員に通知 ケーソン仮置に先立ち、仮置場所を調査しなければならない。なお、異常を発見した場合は、直ちに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議 ケーソンの仮置期間中、気象、海象に十分注意し、管理しなければならない。なお、異常を発見した場合は、直ちに処置を行い、監督員に通知 ケーソンえい航時期を、事前に監督員に通知
			受理	施工前		
			協議	着手前		
			承諾	施工前		
		4.進水	協議	施工前		
			受理	施工後		
			協議	施工前		
			受理	施工前		
5.仮置	協議	施工前				
	受理	施工前				
6.回航・えい航	受理	施工前				
	協議	施工前				
本体内工 (ケーソン式)	ケーソン進水据付工	6.回航・えい航	協議	施工前	5-7-3	ケーソンえい航に先立ち、ケーソンの破損、漏水、その他えい航中の事故の原因となる箇所のないことを確認しなければならない。また、異常を発見した場合は、直ちに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議 ケーソンえい航に先立ち、えい航に使用するロープの品質、形状寸法、及びケーソンとの連結方法を、監督員に通知 ケーソンえい航完了後、ケーソンに異常のないことを確認しなければならない。また、異常を発見した場合は、直ちに処置を行い、監督員に通知 ケーソンの回航時期、寄港地、避難場所、回航経路及び連絡体制を、事前に監督員に通知 ケーソン回航に先立ち、ケーソンの破損、漏水、その他回航中の事故の原因となる箇所のないことを確認しなければならない。また、異常を発見した場合は、直ちに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議
			受理	施工前		
			受理	施工前		
			協議	施工前		
	ケーソン進水据付工	6.回航・えい航	協議	施工前	5-7-3	大回しロープにはワイヤーロープを使用し、その巻き数は二重としなければならない。ただし、港内をえい航する場合は、監督員と協議 大回しロープの位置を浮心付近に固定し、隅角部をゴム板、木材又は鋼材で保護しなければならない。ただし、港内をえい航する場合は、監督員と協議 ケーソン回航に先立ち、回航に使用するロープの品質及び形状寸法を、監督員に通知 ケーソンを寄港又は避難させた場合、直ちにケーソンの異常の有無を監督員に通知しなければならない。なお、目的地に到着の時も同様とする。また、回航計画に定める地点を通過した時は、通過時刻及び異常の有無を同様に通知 ケーソンを途中寄港又は避難させる場合の仮置方法について、事前に監督員に通知 ケーソン回航完了後、ケーソンに異常のないことを確認しなければならない。また、異常を発見した場合は、直ちに処置を行い、監督員に通知 ケーソン据付時期を事前に監督員に通知 ケーソン据付作業完了後、ケーソンに異常がないことを確認しなければならない。また、異常を発見した場合は、直ちに処置を行い、監督員に通知
			協議	施工前		
			受理	施工前		
			受理	施工前		
			受理	施工前		
			受理	施工前		
7.据付	受理	施工前				
	受理	施工前				
本体内工 (ブロック式)	本体ブロック製作工	4.コンクリート工	承諾	施工前	5-8-2	本体ブロックを転置する場合、急激な衝撃や力が作用しないよう施工しなければならない。また、施工に先立ち、転置時期について、監督員の承諾
	本体ブロック据付工	1.本体ブロック据付	受理	施工前	5-8-3	施工に先立ち本体ブロックの据付時期を監督員に通知
	前面壁ブロック工 張りブロック工	2.ブロック据付	受理	施工前	5-8-7	施工に先立ちブロックの据付時期を監督員に通知

第13編 漁港漁場編

確認事項			監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様書	指示・承諾等を要する事項
細別	内容					
本体内工 (場所打式)	場所打コンクリート工	4.コンクリート工	承諾	施工前	5-9-2	やむを得ず図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の強度、耐久性及び外観を害しないように、その位置、方向及び施工方法を定め、事前に設計図書に関して監督員の承諾 補助ヤード施設の場所及び規模等については、設計図書の定めによるものとする。なお、これにより難しい場合、受注者は、設計図書に関して監督員の承諾
		5.補助ヤード施設	承諾	施工前		
本体内工 (捨石・捨ブロック式)	捨ブロック工	1.捨ブロック製作	承諾	施工前	5-10-4	製作した捨ブロックを転置する場合、急激な衝撃や力が作用しないよう施工しなければならない。また、施工に先立ち転置時期について、監督員の承諾 施工に先立ち捨ブロックの据付時期を監督員に通知
		2.捨ブロック据付	受理	施工前		
本体内工 (場所打コンクリート工)	場所打コンクリート工	4.コンクリート	承諾	施工前	5-10-5	やむを得ず図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の強度、耐久性及び外観を害しないように、その位置、方向及び施工方法を定め、事前に設計図書に関して監督員の承諾
本体内工 (コンクリート矢板式)	コンクリート矢板工	1.コンクリート矢板	協議	施工中	5-12-2	地層の変化、障害物などにより、打込み困難な状況が生じた場合、若しくは土質条件に比べて矢板の貫入量が異常に大きい場合、打込みを中断しなければならない。また、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議 矢板打込み後、継手が離脱していることが認められる場合、引き抜いて打ち直さなければならない。ただし、引抜きが不可能な場合は、速やかに監督員に通知し、設計図書に関して監督員の承諾 「漁港漁場関係工事出来形管理基準」に基づき、矢板の貫入量、矢板の打撃回数の記録を取り、監督員に提出
			承諾	施工中		
			受理	施工後		
被覆・根固工	被覆ブロック工	1.被覆ブロック製作	承諾	施工前	5-15-4	製作した被覆ブロックを転置する場合、急激な衝撃や力が作用しないよう施工しなければならない。また、施工に先立ち転置時期について、監督員の承諾 施工に先立ち被覆ブロックの据付時期を監督員に通知
		2.被覆ブロック据付	受理	施工前		
	根固ブロック工	1.根固ブロック製作	承諾	施工前	5-15-5	製作した根固ブロックを転置する場合、急激な衝撃や力が作用しないよう施工しなければならない。また、施工に先立ち転置時期について、監督員の承諾 施工に先立ち根固ブロックの据付時期を監督員に通知
		1.根固ブロック据付	受理	施工前		
上部工	上部コンクリート工	5.コンクリート	承諾	施工前	5-16-2	やむを得ず図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の強度、耐久性及び外観を害しないように、その位置、方向及び施工方法を定め、事前に設計図書に関して監督員の承諾 上部コンクリートに作業用の係留環等を取付ける場合、事前に監督員の承諾
上部工	上部コンクリート工	6.補助ヤード施設	承諾	施工前	5-16-2	補助ヤード施設の場所及び規模等については、設計図書の定めによるものとする。なお、これにより難しい場合、受注者は、設計図書に関して監督員の承諾
	上部ブロック工	1.上部ブロック製作	承諾	施工前		
		2.上部ブロック据付	受理	施工前	5-16-3	製作した上部ブロックを転置する場合、急激な衝撃や力が作用しないよう施工しなければならない。また、施工に先立ち転置時期について、監督員の承諾 施工に先立ち上部ブロックの据付時期を監督員に通知
付属工	係船柱工	1.係船柱 (2)製作	承諾	施工前	5-17-2	肉厚のプラス側の許容範囲を変更する場合、事前に監督員の承諾 素地調整後、下塗を始めるまでの最長時間は、事前に監督員の承諾
		(3)施工	承諾	施工前		
	防舷材工	1.防舷材 (1)製作	承諾	施工前	5-17-3	防舷材・付属品の形状寸法の詳細図及び性能曲線図を事前に監督員に提出し、承諾 防舷材の取付方法は、事前に監督員の承諾 温度や接岸速度がゴム防舷材の性能に及ぼす影響を考慮している場合には、品質管理の観点から温度係数・速度係数を表す性能を示すデータを事前に監督員に提出し承諾
		(2)施工	承諾	施工前		
	車止・縁金物工	1.車止・縁金物 (2)施工	承諾	着手前	5-17-4	塗装に先立ち、塗装間隔及びシンナー希釈率について、監督員の承諾
消波工	消波ブロック工	1.消波ブロック製作	承諾	施工前	5-18-3	製作した消波ブロックを転置する場合、急激な衝撃や力が作用しないよう施工しなければならない。また、施工に先立ち転置時期について、監督員の承諾 施工に先立ち消波ブロックの据付時期を監督員に通知
		2.消波ブロック据付	受理	施工前		
埋立・裏理工	裏込工	4.吸出し防止材	受理	施工前	5-19-2	製作に先立ち、形状寸法を記載した製作図を監督員に提出 マットの目地処理を重ね合せとし、その重ね合せ幅は仕様書の基準値とする。なお、これにより難しい場合、受注者は、施工に先立ち設計図書に関して監督員の承諾 アスファルトマットの敷設を吊金具による水平吊りとしなければならない。なお、吊金具による水平吊りができない場合、受注者は、施工に先立ち、監督員の承諾
			承諾	施工前		
	裏理工	1.裏埋材	協議	施工中	5-19-3	隣接構造物等の状況を把握し、以上沈下、滑動等が生じる恐れがある場合及び生じた場合、直ちに監督員に通知し、設計図書に関して監督員と協議

第13編 漁港漁場編

確認事項			監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様書	指示・承諾等を要する事項
細別	内容					
土工	伐開工	1.伐開	承諾	施工前	5-21-6	伐開、除根及び表土除去により生じた切株等の処理方法について、事前に監督員に通知し、承諾
維持補修工	維持塗装工	2.車止塗装、縁金物塗装	承諾	施工前	5-23-2	塗装に先立ち、塗装間隔及びシンナー希釈率について、監督員の承諾
魚礁工	魚礁製作工 単体魚礁製作	1.単体魚礁製作	受理	施工前	5-24-2	製作した魚礁を転置する場合、急激な衝撃や力が作用しないよう施工しなければならない。また、施工に先立ち転置時期について、監督員の承諾
	魚礁沈設工	2.沈設	受理 承諾	施工前 施工前	5-24-4	施工に先立ち魚礁の沈設時期を監督員に通知 必要に応じて沈設工事の施工範囲を示す標識を設置し、管理するものとする。なお、標識灯や浮標灯の構造形式や設置場所等は、監督員の承諾
構造物撤去工	撤去工	6.ケーソン撤去	承諾	施工前	5-26-3	ケーソン撤去を行うに当たり、付着した土砂、泥土、ゴミ等を現場内で取り除いた後、運搬しなければならない。なお、これにより難い場合は設計図書に関して監督員の承諾
		7.ブロック撤去	承諾	施工前		ブロック撤去を行うに当たり、付着した土砂、泥土、ゴミ等を現場内で取り除いた後、運搬しなければならない。なお、これにより難い場合は設計図書に関して監督員の承諾
		8.鋼矢板・H形鋼杭引抜き撤去	承諾	施工前		引き抜き跡の空洞を砂等で充填するなどして地盤沈下を生じないようにしなければならない。なお、これにより難い場合は設計図書に関して監督員の承諾
雑工	現場鋼材溶接工	1.現場鋼材溶接、被覆溶接(水中)、スタッド溶接(水中)	受理	手直し 施工前	5-28-2	ひずみの状況及び手直し等の処置内容を監督員に通知
	その他雑工	1.清掃	承諾	施工前	5-28-4	鋼構造物に付着した海生生物及びさび等を除去する場合、監督員の承諾

### 区画線設置工事共通仕様書

確認事項			監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様書	指示・承諾等を要する事項
細別	内容					
第1章 総則	施工の中止		受理	施工中	第6条	降雨、気温の低下により施工に適さないと判断された場合は、すみやかに中止し、監督員に報告
第2章 溶融式	材料及び品質 施工 (ハンドマーカ-工 法)	3.品質証明	受理	施工前	第7条	塗料及びガラスビーズの品質証明書を監督員に提出
		3.作図	指示	施工前	第8条	芯出し、寸法等の計測は、設計図書に基づき正確を期するものとする。作図にあたっては事前に監督員に報告し、その指示 塗装に先立ちアスファルトフェルト紙やプリキ板等でテスト引きを行い、色、厚さ、幅、散布ガラスビーズ量等のチェックを行い監督員の承諾
	5.塗装	承諾	施工前			
第3章 加熱式	材料及び品質 施工 (スプレーマーカ-工 法)	3.品質証明	受理	施工前	第9条	塗料及びガラスビーズの品質証明書を監督員に提出
		2.キャリブレーション検査	承諾	施工前	第10条	スプレーマーカ-の塗装は、前もってマーカ-の能力を検定し、吐出量塗布量から施工スピードを決定し監督員の承諾 作図にあたっては事前に監督員に報告しその指示
	4.作図	指示	施工前			
第4章 常温式	材料及び品質 施工	3.品質証明	受理	施工前	第11条	塗料及びガラスビーズの品質証明書を監督員に提出
			指示	着手前	第12条	作図にあたっては事前に監督員に報告しその指示
第5章 その他	標示の消去		承諾	施工前	第13条	施工にあたり監督員の承諾
	受注者名及び施工年月日等の打刻表示(溶融式のみ)		協議	施工前	第14条	事業固有名称及び施工年月を表示しなければならない。表示位置については監督員と協議

### 植栽工事共通仕様書

確認事項			監督方法	監督時期	土木工事 共通仕様書	指示・承諾等を要する事項
細別	内容					
第1章 共通編						
総則	枯補償		立会	施工前	第3条	植栽樹木は引き渡し後、1年以内に枯死、枝条枯損、樹形不良となった場合は、受注者は監督員立会のうえ、必要な場合は学識経験者を交えてその原因を調査し、その理由が植栽木、植栽施工等受注者の責にあると認められるときは、指定期間以内にもと植栽した樹木材料と同等又はそれ以上のものを受注者の負担において植えかえるものとする 荒物(山取)若しくは移植等である程度の枯死が予測される場合は監督員、受注者、協議のうえ決定
			協議	施工前		
材料	支給材料		立会	施工前	第4条	掘りとり前に監督員と立会のうえ検収
	納入材料	(1)樹木寸法 1)樹木材料	承諾	施工前	第5条	植栽適期外若しくは栽培品でないもの等で監督員が承諾した場合にはこの限りではない。 落葉樹で監督員の承諾を得た場合は振り根としてもよい 監督員が必要と認める場合は栽培地の検査 植栽材料は、工事現場に持ち込んだ後植付ける前に必ず現場検収 搬入前に産地名とともに見本を監督員に提出してその承諾
		2)樹木規格	承諾	施工前		
		3)苗畑検収	検査	施工前		
4)現場検収	現場検収	施工前				
	(4)客土用土	承諾	施工前			
第2章 植栽編						
植栽工事	植付け	(1)高木植付け ②埋込み	承諾	施工前	第102条	原則として水極めとする。ただし、現場の状況・樹種によっては、監督員の承諾を得て土極めで行ってよい 植付け位置、方向は設計図書又は監督員の指示 落葉低木(ハギ・アジサイ等)の枝葉を切り落として植付けるときは、事前に監督員の承諾 各種の花色を有する低木の配色については、監督員と協議 種子の配合は、種子ごとの分量を計算し、監督員の承諾
			指示	施工前		
		(2)低木植付け	承諾	施工前		
		協議	施工前			
	(6)シバ・草及び樹木のたね吹付け	承諾	施工前			
	移植工事	根回しの時期	承諾	施工前	第106条	根回しの時期について、あらかじめ監督員の承諾
第3章 管理編						
年間管理	年間管理		承諾	着手前	第201号	緑化植物の年間管理は、実施計画書を作成の上、監督員の承諾を受けて適時に実施する
樹木保護	損傷樹木の hand 当て		承諾	施工前	第210号	薬剤の種類、量は、監督員と協議し承諾を受けて使用する この処置については、監督員と協議
		4)傾斜の倒伏	承諾	施工前		
病・虫害防除	病・虫害防除		協議	施工前	第211号	実施に先立ち、対象樹木の種類、病気、使用薬剤、薬剤の使用法、及び実施日、天候の状況、周辺居住者等への周知徹底の方法について監督員と十分協議 樹高の高い樹木に対して実施する場合等で、これにより難しい場合は、実施方法について、監督員と十分協議
			協議	施工前		